

博士論文(要約)

国際移民の時代における韓国の教育：

1990年代以降の外国人子女教育政策とモンゴル籍の移住児童

Multicultural reforms on immigrant education：

Children from Mongolia in South Korea

崔 佳英

目次

序章 「国民教育」での多文化教育の開始	1
1 問題の所在	1
2 社会問題としての外国人子女の教育問題	3
3 外国人子女教育に関する研究における本研究の位置と方法	5
4 在韓モンゴル籍の移住児童の教育と移動	11
5 韓国における移住児童とモンゴル籍の子ども	13
6 各章の構成	15
第一部 <u>1990年代以降の韓国への移民とそのインパクト</u>	
第1章 学歴社会韓国と「外国人政策」	21
1.1 移民理論	22
1.1.1 外国人労働力流入に関する理論	22
1.1.2 移民の受容	23
1.2 外国人受け入れの政策の変化と背景	25
1.2.1 就職難と労働力不足の現象と外国人労働者の受け入れ	27
1.2.2 都市化・女性の高学歴化と国際結婚の増加	28
1.2.3 通貨危機（IMF）以降の在外同胞統合政策の開始	31
1.2.4 大学進学率の急増と「多文化化」への認識	35
1.3 国内制度における「外国人」の地位の変動	39
1.3.1 1990年代までの外国人政策の概観	39
1.3.2 民族をベースとしない「市民権」の登場	40
1.3.2.1 国籍法：帰化制度の簡易化と複数国籍の許容	
1.3.2.2 永住権制度・地方参政権制度の導入	
1.3.3 在韓外国人の権利保障に関する法律の制定：「多文化政策」の開始	43
1.3.3.1 在韓外国人処遇基本法	
1.3.3.2 多文化家族支援法	
1.3.3.3 外国人労働者に関する権利保障	
1.3.4 移住児童に関する法制度	47
1.3.4.1 国際規範の批准	
1.3.4.2 国内外国人保障制度による移住児童の権利保障	
第2章 1990年代前後の外国人子女教育の変化	53

2.1	韓国における外国人子女教育機関.....	54
2.2	1945年以降の韓国政府の華僑政策と華僑学校の衰退.....	55
2.3	1990年代までの国際結婚家庭の子どもの位置づけと不就学.....	57
2.4	1990年代後半以降の韓国の学校教育理念の変化と 外国人子女教育の位置づけの変化.....	58
2.5	新しい外国人子女教育の登場： 「代案学校」運動と公立型代案学校としての多文化学校.....	61
2.6	移住児童の類型と教育制度上の位置.....	64

第二部 韓国的「多文化教育」の展開

第3章	教育機会の拡大と既存の教育内容への修正.....	73
3.1	多文化教育に関する既存研究と本研究の課題.....	73
3.2	外国籍児童・生徒への教育機会の保障.....	76
3.2.1	国内制度による教育機会保障の対象の拡大.....	76
3.2.2	多文化家庭子女の教育支援政策.....	79
3.3	韓国の学校教育における「民族教育」の変遷： 歴史教科による教育目標と教科書の叙述の分析を通じて.....	80
3.3.1	韓国の歴史学の動向と「民族」.....	82
3.3.2	高麗史研究の争点.....	82
3.3.3	国史教科の教育目標と教科書叙述.....	84
3.3.3.1	第6次教育課程（1995-1999）	
3.3.3.2	第7次教育課程（2000-2010）	
3.3.3.3	2009改訂教育課程（2011-現在）	
第4章	選抜制度における「多文化」の子ども.....	93
4.1	社会統合政策としての韓国の「大学入試」.....	94
4.2	大学進学制度における線引きと多文化家庭子女の特別枠をめぐる論争....	95
4.3	韓国における大学進学と「国民」の平等.....	98
4.3.1	韓国の学校教育の特質：韓国の近代教育と平等化政策.....	98
4.3.2	国民の教育の動機.....	100
4.4	国民の教育観と選抜制度における線引き.....	105

第三部 モンゴル籍児童生徒の教育選択と移動

第5章	外国人子女教育政策と子どもの教育達成.....	113
5.1	韓国における外国籍の子どもの就学状況と本章の研究対象.....	113

5.2	先行研究と課題設定：外国人子女の「不就学」を捉える視座.....	115
5.3	データの概要	117
5.4	在韓モンゴル籍子どもの移住国での教育意識	118
5.5	子どもの教育における外国人労働者家族の意識.....	121
5.6	韓国の教育制度と移住児童の就学／不就学.....	123
5.7	トランスナショナルな移動と教育権の保障.....	127
 第6章 教育による統合／排除とトランスナショナルな教育空間の生成 ..		129
6.1	移住家族の教育戦略と移住	130
6.1.1	移住家族の移動に関する理論.....	130
6.1.2	教育（留学）を目的とした国際移住に関する理論.....	131
6.1.3	分析方法とデータの概要.....	132
6.1.4	トランスナショナルな教育戦略.....	134
6.1.4.1	移住国での学歴形成と帰国という選択	
6.1.4.2	帰国後の学校選択・進路希望と再移住	
6.2	大学の「国際化」政策と留学生誘致.....	144
6.2.1	高等教育の「国際化」の理念と実践.....	144
6.2.2	大学の国際化政策における「留学生」と「外国人労働者の子女」	148
6.3	高等教育課程での統合と移住者の社会統合とのズレ	150
6.3.1	外国人労働者の子女から「留学生」としての流入： サイドドアからの移住.....	150
6.3.2	韓国的多文化教育と「大学の国際化」の二つの平行線.....	153
 終章		155
1	学歴社会韓国と移民の現象.....	159
2	国民教育と韓国的多文化教育の展開	161
3	トランスナショナルな移動と教育権の保障：循環移民と教育戦略.....	163
4	アジア内の移民における「教育移住」の登場	164
 資料1 「教育実態に関するアンケート調査」質問紙		167
M学校（外国人学校）		
 資料2 「滞在資格の影響に関するアンケート調査」質問紙		173
H団体（モンゴル籍の子どもの支援施設）		
 参考文献		181

序章：「国民教育」での多文化教育の開始

本研究の目的は、1990年以降の韓国への移民と外国人子女教育の発展のダイナミズムを在韓モンゴル籍児童生徒の就学・進学に即して明らかにすることである。

1 問題の所在

韓国の学校教育では、2007年に韓国教育部¹が「多文化家庭子女²教育支援計画」を発表し、政府主導の「多文化教育」の実施を開始している。学校教育での多文化教育を含む、韓国の「多文化政策」確立の必要性を裏付けているものとして、先行研究では、韓国国内に滞在する外国人数³の増加による韓国社会の「多文化化」への認識の高まりと、この現象とともに韓国の内外で起きた人権意識の高まりや多元主義パラダイムの世界的展開がその背景となっていると述べられている（キム・ソンミ[2011:178]、辛[2011]）。しかし、数の増加と多文化政策の実施は必ずしも結びつくわけではない。たとえば、全体人口における外国人の数の割合が同程度（約2%）である日本では、学校教育の中の正規課程として外国人教育、多文化教育は組み込まれていない⁴。外国人労働者の流入の増加を先に経験した日本では、学術研究の分野で、外国籍児童・生徒の教育における制度の整備の必要性が提起されて20年以上が経つが、今もなおかれらの学習権・教育権の保障のための制度的問題の議論が行われており、実際の政策レベルでの顕著な変化は見られない。

このように、外国人教育において学校文化や学校制度の変化に限界が生じている理由としては、日本の学校教育において「国民の子ども」を対象に教育法や制度が整備されていることが挙げられている。日本の学校文化は、「同質的で自己完結的な共同体を前提」とした「一斉共同体主義」（恒吉[1996]）であり、誰でも同一に扱う「形式的平等」や「日本人の育成」が目指される「日本的モノカルチュラリズム」（太田・坪谷[2005]）であるということが指摘されている（岡村[2011]）。太田[2000]によれば、日本の学校に通うことになったニューカマーの子どもに対して学校は、「日本人と同様に取り扱う」という

¹ 日本の文部科学省にあたる。正式の名称は教育科学技術部（2007年当時の名称は教育人的資源部）だが、本文においては「韓国教育部」と表記する。

² 韓国教育部の定義による「多文化家庭子女」とは、国際結婚家庭の子女、外国人労働者の子女を意味している。政府主導によって、政策として多文化主義が導入された2006年以降韓国では、「多文化家庭」という用語が広く使われるようになった。しかし、政府の機関によって「多文化家庭」の定義が異なる。韓国教育部の多文化教育政策（2006）において多文化家庭は「私たちは異なる民族的・文化的背景を持っている人々で構成された家庭」を意味し、具体的には、「国際結婚家庭子女」、「外国人労働者の子女」、「脱北者の児童・生徒」を指す用語として使われている。

³ 移民の送り出し国であった韓国は2008年には在韓外国籍者数が100万人を超え、現在の外国籍者数は韓国全体の人口の約2.8%にまで急増した。

⁴ 2014年度から外国人子女教育を「特別課程」の枠で実施している。運営においては、文部省の予算による教育事業ではなく、各自治体の予算による実施とされている。

のが、文部科学省の示す基本原則であるという。

韓国の教育制度も日本と同様、国民教育として成り立っていた。さらに韓国の学校教育は、「国民」＝「同一の民族（한민족）」の理念のもと、公教育を通じての国民育成、国民の統合が学校教育の目標の一つとして掲げられていた。

しかし、多文化主義政策をとっていた国々において政策の後退が起きている状況にもかかわらず、単一民族意識に固執してきた韓国は 2000 年代以降政府からのトップダウンの形で多文化主義を打ち出し、学校教育において多文化教育の実施をスタートしたのである。多文化主義を採用している代表的な国であったオーストラリアは、移民を国民国家形成過程の基盤とみなし 1970 年代以降以下の 2 つの原則を掲げ多文化主義を進展させてきた。その二つの原則とは、マイノリティの文化の維持の承認を権利としてみとめ、社会的包摂と社会的公正の確立を図ることであり、政府は、マイノリティの「教育への参加や労働市場への参入を手助けすることを義務として」捉えていた。しかし、1990 年以降オーストラリアでは移民政策と多文化主義への国民的支持が弱体化し、2007 年まで政権を担当した自由党・国民党連合政権は、多文化主義にもとづく各種の政策を縮小させていった（S.カーズ&M.J.ミラー[2011：322-323]）。このような多文化主義の退潮は、オーストラリアにのみ見られるわけではない。多文化主義への反動が世界的に広がってきている。

また、既存の移民研究では、同一の言語・文化・歴史によって定義されるエスニックな同質性が国民国家の基盤となっている社会において、移民によって引き起こされる矛盾を解決するのは非常に困難であるとされている（カーズ&ミラー[2011]）。なぜなら、こうした国民国家が、文化的統一と政治的統一の双方を志向するからである。その中で、一般的な事象とは異なり、民族的同質性が高いと認識されていたはずの韓国が政府主導で多文化主義を打ち出し、学校教育では多文化教育を始める現象が起きたことはどういうことなのか。したがって、本研究は、それまで国民教育としての学校教育を行っていた韓国における多文化教育の実施が、「国粋主義」的な性質が強い教育システムの廃止と、異なるエスニシティの問題を考慮した「統合主義⁵」の教育への転換を図っていると捉えられるのだろうか、という問いを出発点とする。

韓国が導入した多文化教育政策の特色に注目し、韓国での「多文化教育の導入は国民教育の外に位置づけられていた外国籍の子どもの包摂につながるのか？」という側面を考察することを本研究の問いとして掲げる。

本研究の課題は、移住児童に対して日本とは異なる様相をみせる韓国の学校教育について、その包摂と排除のあり方を、移民問題に対応した外国人子女教育の変遷に注目して分析するだけでなく、より深く考察することにある。つまり、韓国社会の外国人教育問題の捉え方、学校教育における多文化教育政策の導入の様相、移住児童の教育選択の三つを教

⁵ 異質なものの存在を許容しない形での「統一」（uniformity）ではなく、あくまでも異質なものと共存（多元化）を前提とし、全体性と個性とを共存させた状態での「合一」（unity）を意味する概念である（梶田[2001：347]）。

育の社会的文脈に関連付けて分析を進める。

2 社会問題としての外国人子女の教育問題

韓国の多文化教育に関する既存の研究では、韓国の多文化教育の開始に至ったことは、韓国国内に外国人労働者や国際結婚移住女性の増加など、長期滞在外国人数が増加することで 2005 年より多文化社会に対する政策的必要性が台頭したためと捉えられている（キム・ソンミ [2011]）。韓国の中途入国子女の教育問題について研究したキム・ホンギ [2015] は、グローバル化とともに移住現象が拡大し、韓国国内の 3K 業種を回避する現象と少子高齢化が進むことで、韓国が「多文化社会に突入したこと」が外国人制度の樹立につながったと述べている（キム・ホンギ [2015 : 1-2]）。キム・ヘスン [2010] とイ・ミンギョン [2010] によれば、2000 年代の国際結婚の急増が、韓国社会に外国人問題を「かれら」の問題ではない「われわれ」の問題と認識させ、2005 年以降外国人政策の体系化が図られたことで、外国人政策の実施が始まり、このことが、いわゆる「多文化政策⁶」が 2006 年から本格的に推進されることにつながったという。この現象に加え、国際結婚家庭の子女や外国人労働者の子女が学校に入ってくることで、学校教育の再構造化などが提起され「教育政策領域を拡大」させた（イ・ミンギョン [2010 : 156-158]）。さらに、韓国の学齢期の多文化家庭子女の増加が、「教育政策のパラダイムの転換の必要性」を生み出した。また、キム・ソンミ [2011] によると、滞在外国人が 100 万人を超えることによって多文化教育に関する言説が溢れ出るようになった（キム・ソンミ [2011 : 173]）。このように韓国では、1980 年代後半から始まった外国人の流入に、2000 年代の国際結婚家庭の急増という「移民現象」が「多文化教育」の制度化につながったという解釈が受け入れられている。

しかし、先述のように、韓国における外国人の数は約 2%に過ぎない。多文化政策の必要性が政府によって注目された 2005 年には約 85 万人と全人口の約 1.8%にあたる数であり、日本の外国人の割合である 1.8%と同程度に過ぎない。これは、多文化主義を取っていた従来の社会と比べるとはるかに低い水準である。移民が約 2%という現状で多文化社会が到来したと認識することは一般的ではない。

興味深いことに、後発移民受け入れ国である韓国においては、約 2%の移民という現象を受けて、外国人子女の教育問題が「個人の問題」ではなく韓国社会の抱える「社会的な問題」と捉えられるようになった。そうした中で、学校教育における外国人労働者の子どもを受け入れ問題の議論は、国際結婚家庭の子女の教育問題とともに、「多文化家庭子女」の教育問題として、韓国社会の重要な政策的トピックになり、学術的研究においても移住児童の受け入れのあり方についての研究が注目を浴びるようになった。先述のように 2000

⁶ 韓国で使われている「多文化政策」とは、多文化主義に基づいた政策のみを差すのではなく、移住に関連する政策を意味する用語として用いられている。

年以降開始された多文化政策への転向は、韓国におけるもっとも顕著な制度的変化であり、学術研究のみならず「多文化」というキーワードはもっとも注目されたトピックとなった。具体的には、外国人受け入れ制度において、雇用許可制度（2005年）の制定や在外同胞法の改正によって非熟練労働者の受け入れを開始し、在韓外国人処遇基本法（2007年）や多文化家族支援法（2008年）、多文化教育の実施（2007）など、移民の統合を促す多文化関連法が次々と制定された。このように、従来の移民国家ではない韓国が多文化政策をうち出したのは、歴史的背景のもとで韓国を多文化主義と再定義したからというよりは、新しい社会現象である移民に対する政府の「対応」としての側面が強いと捉えられる。

外国人の割合が同程度の二つの社会のうち、韓国社会においてのみ外国人子女の教育問題が「社会の問題」と捉えられ、さらに、政府レベルの政策的対応（制度に確立）が必要だとみなされたことは、同じように生じた「移民の現象」への捉え方が異なっていたのではないか、という問いを喚起する⁷。一般に、移民国家ではない社会においてこのような変化を起こすことは、二つの困難を伴うと考えられている（カースルズ&ミラー[2011]）。一つは、今まで社会の外に位置づけられていた集団に対する優遇政策の制定に社会構成員からの同意を得ることが困難であることであり、もう一つは、既存の社会の制度などのあり方との衝突が生じることである。そのため、実際に外国人数が増加し外国人の統合政策⁸の必要性が提起されたとしても、制度的樹立にはつながらないと言われている。そうであるとするならば、以上の韓国の急進的な変化を理解するためには、「移民に対する認識に特徴があったのではないか」、「外国人子女教育政策を展開する受け皿としての学校教育に特異性があったのではないか」という二つの問いに答えることが求められる。

まず、本研究では、どのようにして外国人子女の教育問題が韓国社会の問題として捉えられるようになったのかをみるために、「外国人に対してどのような位置づけをおこなったのか」、「外国人子女の教育をどのように捉えてきたのか」という二つの側面に注目する。これらを通じ、政策のパラダイムが多文化教育へと転換したことが、どのような背景を持つのかに焦点を当てる。また、以上の、韓国社会の移民の位置づけ（捉え方）の変化を分析する際には、韓国特有の社会変動と結びつけて理解することを試みる。

ヨーロッパの移民の経験に注目した梶田によると、外国人子女の教育問題が「社会問題」になったことは1960年以降進行した高学歴化が背景にある（梶田[2001:196]）。梶田は移民たちの教育問題を、社会構造やライフスタイルの変化にともなう「社会学的文化」の普及と移民の子どもの登場が交差する時点で発生したものと分析している（梶田[2001:196]）。本研究ではこの視座を引き継ぎ、韓国の移民問題が社会問題として浮上した過程

⁷ つまり、韓国は移民の現象を一時的な現象として捉えていない前提があったと思われる。

⁸ 国民と同じ権利の付与やそれに準じる権利保障を通じて社会参加を促す政策を「(社会)統合政策」として定義する。教育の場における統合政策は、教育を受ける権利の付与、義務教育の対象ではない子どもの学習権の保障のための教育機会の提供などによる、制度化された学校教育の参加を促す概念として用いる。本文の中の「統合」の概念は、制度や政策的文脈で用い、それ以外の場合は別途の説明を加えることにする。

を韓国国内の教育システムを軸とする社会変動と関連付けて描くことを試みる。

具体的には、第 1 に、移民や外国人に対する韓国政府のスタンスや制度の変化を追うことで、韓国社会が外国人（移民）に対してどのような位置づけを行ってきたのかを検討する。第 2 に、このような韓国の移民受容のあり方の歴史の変遷の中で外国人子女の教育問題がどのように扱われるようになったのかを時系列に整理し、韓国国内の社会変動と外国人子女教育政策の関係性を考察する。これらを通して、1990 年代以降の韓国の教育や社会発展を背景にした「外国人子女教育問題」の捉え方の特徴を明らかにすることを[研究課題 1]とする。

3. 外国人子女教育に関する研究と本研究の視座

(1)韓国における外国人子女教育研究

韓国における移住児童の教育に関する研究は、主に学校内の教育問題の把握や教育方法の模索などを中心に教育学の分野で行われてきた。

韓国における外国人労働者の児童・生徒の教育に関する研究は、主にかれらの教育の実態調査、多文化教育の必要性の考察、そして韓国語教育の方策の確立を目的として行われてきた(教育人的資源部[2006]、ジャン[2004]、キム[2005]、ベ・ウンジュ[2006])。ベ・ウンジュ[2006]は、初等学校に在籍している外国人労働者の子女が通う学校と支援団体の参与観察と、子どもの教育にかかわる教師へのインタビューを行い、外国人労働者の子どもの教育福祉の実態を分析している。これらの研究においては、年齢に合わない学年の配置、学校内の支援体制の不備、家庭・学校・支援団体の連携システムが形成されていない点などが指摘されている。クォン[2006]は国際結婚や外国人労働者の増加による多文化社会の現状に対応するために多文化教育政策の必要性を挙げ、オーストラリアの多文化主義政策のうち言語政策に焦点をあてて分析を行い、韓国の多文化教育への示唆について考察を行っている。ソ・ヒョク[2006]は多文化家庭子女の教育現状を調査し、かれらの教育問題をコミュニケーションの問題と捉えた上で、韓国語教育の実態を分析し、韓国語教育の方法を提示している。

また、韓国教育部による多文化教育政策が導入された 2006 年以降の研究においては、「外国人子女教育」は「多文化教育」として議論されるようになり、多文化教育の導入方法（教育内容）や欧米の多文化教育の実践に照らし合わせ、韓国の多文化教育に対する批判的考察が行われた。韓国の多文化教育政策の現状と問題点を分析したソン・ギョンソブ[2010]は、政府の各省が実施している多文化教育政策の政策内容を「言語教育」、「韓国文化教育」、「職業教育」、「母国アイデンティティ教育」、「多文化理解教育」に分類し、さらに多文化教育政策の対象別に「国際結婚家庭」、「外国人労働者家庭」、「脱北者の家庭」と区分し、分析を進めている。その結果として、韓国の多文化教育は韓国語教育と韓国文化理解が中心に行われており、主流社会への「適応教育」に重点が置かれているため、「排他的同化主義」に基づいていること、政策の対象が「国際結婚家庭」に偏っ

ていて多様な移住形態を考慮していないことが指摘されている。

しかし、韓国の多文化教育に関する研究では、多文化教育を導入するための教育課程の改革の必要性が提起されながらも、その議論の中心が「多文化家庭子女」を対象として実施される教育政策の教育内容であることから、移住児童の教育問題として議論されることは言語教育や適応教育の不備に集中している。また、多文化教育の理念をもとに韓国の多文化教育政策を分析している研究においても、言語教育や適応のための韓国文化教育や他文化理解教育といった現在実施されている韓国の多文化教育が韓国社会への同化教育の性質を強く持っている、という議論が主なものである。とはいえ、これらは、学校教育の適応のための「支援政策としての」多文化教育だけに焦点を当てて分析しているために生じた結果であるとも言える。

以上のように、移民の子どもの教育に関する既存研究は、移民受け入れ国の既存の学校教育へいかに円満に適応させるかに焦点を当て、教育問題としては、児童・生徒の韓国語の問題から学習不振や不適応が生じること、韓国の学生その他文化に対する理解不足がいじめの問題を起こしていること、保護者の韓国語能力の問題が子どもの学力と関係することなどを指摘している。

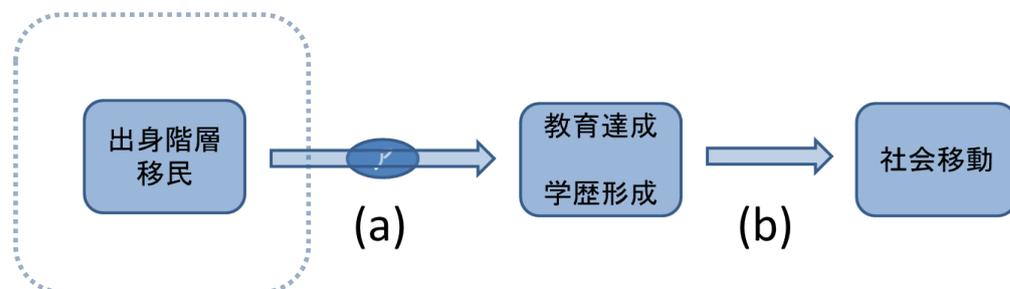
このような外国人子女教育問題に対する視座は、「ある特定のエスニシティの共通性を基準」として国民を定義するエスニックモデルであった韓国と日本で共通している。そこにおいて、外国人子女の教育問題は、移住することによって引き起こされる「移住家族の問題」として捉えられ、移住国の既存の教育制度内での受け入れ（教育の場における適応）に関する議論が主なものであった（カースルズ&ミラー[2011: 59]）。以上で確認した、韓国における外国人子女の教育に関する研究は、韓国語の問題、いじめ、学校文化への不適応問題など、子どもの「異文化性」、「外国人性」の側面による教育問題に焦点を当て、教育の場における排除を問題視し、その解決策として、ある教育段階での受け入れ問題や韓国語教育などを補強するというノーマライゼーション教育をあげることが基本的な考え方と捉えられる。

以上の既存研究を整理すると、図序-1のように図式化することができる。図序-1は、学歴と社会移動の関係を表しており、児童・生徒の属性が、教育達成に影響を与え、ひいては社会移動を規定するプロセスを念頭に置いたものである。

既存の外国人子女教育政策の観点は、学校教育への参入時に子どもが持つ属性（点線の四角の部分）による教育問題として捉え、それを補う教育の必要性が提起されている。例えば、義務教育の対象でないために外国籍の子どもの教育機会が保障されていないことや、韓国語教育や異文化理解教育が子どものもつ「異文化性」、「外国人性」から来る教育問題を支援する方法として議論されていることがそれである⁹。このような視座から、外国人子女の教育支援は、(a) プロセスへの「参入」を正常化させることによって、出身階層

⁹ 左端の四角である移民の性質によって、プロセス (a) への入り方の問題や子どもが持つ左端の四角への性質を理解（異文化理解）する教育が必要であると議論されている。

から教育達成による社会移動を可能にさせることで実現される、と捉えているものが主なものであった¹⁰。

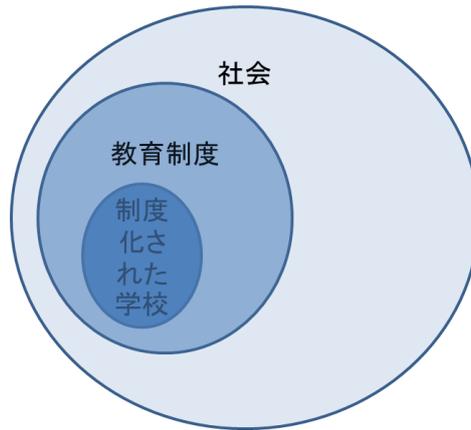


図序-1：既存研究の外国籍の子どもの教育政策のモデル

韓国における多文化教育に関する研究が、移住児童の学校への円滑な参入に焦点を当てているのは、韓国政府による多文化教育の導入によって注目を集めたためでもある。韓国における多文化教育研究の動向を分析したキム・ジへ[2013]によると、2003年から2012年までに韓国で発表された多文化教育関連の論文は学術誌に掲載された論文と学位論文を合わせ1598本であり、主に教育学の分野で研究が行われている。この10年間で発表されている多文化教育研究を年度別に、研究対象とテーマに分類して分析した結果、韓国で行われた研究の殆どは2006年以降に発表されたものであり、2003年に9本(0.6%)、2004年には7本(0.4%)、2005年には8本(0.5%)、2003年から2012年の10年間のうち、2006年以前に行われた研究は全体のわずか1.5%に過ぎない。急激な増加を見せた2006年は韓国教育部が「多文化家庭子女教育支援計画」を発表した時期である。つまり、韓国で外国人子女(多文化家庭子女)の教育問題が注目されたのは、多文化教育政策の実施が公表された後であり、「政策としての」多文化教育の研究が主に行われてきた。とりわけ、多文化家庭子女の支援教育としての側面に焦点が当てられてきた。

韓国における多文化教育に関する研究のもう一つの特徴は、「公教育での包摂」が社会の包摂につながる、言い換えれば、社会の包摂のためには学校での包摂が必要であるという考え方から議論されていることである。

¹⁰ 韓国における移住児童の子どもの不就学などの教育達成問題は、来韓後の滞在期間が3年未満の児童・生徒においてよりも、それ以上の児童・生徒において多く起きている。かれらの学習意欲や移住国における教育達成意欲の冷却は、生徒自身の「異文化性」の問題が相対的に減少していると思われる時期に発生している。学校文化への適応や言語問題としての分析のみではかれらの教育問題は解釈されないとと言えるだろう。



図序 1-2 既存の教育の場における包摂モデル

つまり既存研究では、「韓国社会に移住児童を包摂するためには、かれらを学校教育で包摂すべきであり、そのためには、学校への適応が重要である」という視座から議論が行われていると言える。その上、移住児童の学習困難としてもっとも深刻な問題である韓国語と学校文化を身につけられる支援を行うことで、かれらの教育達成が可能になると捉えられている。

しかし、既存研究における移住児童の教育政策のモデルにおいて、移民の子どもの学校教育への参入過程の成功が、子どものキャリア形成につながる学歴形成に結びつくためには、上記の図序-2 の「学校教育の場における包摂」が社会に包摂されることにつながるものが成立している必要がある。これには具体的に、移住児童が制度化された学校に統合されることが、教育システムでの統合につながるという前提、また、その教育システム内で獲得した学歴によって地位達成を通じて社会に包摂されるという二つの前提が必要である¹¹。

(2)移民研究における移住児童の教育達成に関する研究

移民研究では、教育達成における子どもがもつ「移民」という特性を決定要因として扱う研究が行われている。エスニック・コミュニティを説明変数として移民の背景や出身国別の教育達成の差の比較分析などが主に行われている。

外国籍の子どもの教育達成を分析した田房[2005]は、日本におけるベトナム出身者とアメリカに滞在しているベトナム出身者との比較研究を通じ、出身国が同じである人々の移住先での異なる状況について分析している。クンツの指摘によると、難民には出身時期により階層や社会的・文化的背景に差異があり、1975-79年に出国しアメリカに渡ったベトナム難民は階層が高く、受け入れ国での高い教育達成や社会的地位を獲得したと言う(Kunz[1973])。一方、日本に居住しているベトナム出身者は、79年以降に国際移動したものが殆どであり、それ以前に出国したものに比べると教育水準が低く、アメリカでの

¹¹ しかし、第1でも、第2でも「移民」という要素による子どもの包摂／排除は存在しうる。

「ロールモデル」の対象となったような層の人々が概して少なかったという。「ロールモデル」は、子どもたちにとって地位達成の「モデル」として参照できる多様な人々がコミュニティ内に存在することにより子どもの進路の選択に影響を与えることになる（b プロセスによる教育アスピレーションの冷却を「b→ア」と表記する¹²⁾）。つまり、自身の教育達成が社会移動につながるという（矢印(b)）のイメージが、教育アスピレーションに影響していることである。

小林[2005]は、滞在の計画を立てられない子どもが高校進学に価値を見いだせないことで、低い高校進学率が生じていると指摘している。高校を出てどうなるかもわからず、いつ国に帰るかもわからない子ども達にとって現在の学習が将来のキャリアアップになるという意識が持ちづらいということである。また、竹ノ下[2005]は、出稼ぎ労働のために移住先に滞在し、いずれは帰国を念頭におく場合、移住先での子どもの教育に積極的に投資しにくいと述べている。志水らは、このような移住先での滞在に関する主観的位置づけを「一時的回帰の物語」と述べている。これが移住先での子どもの教育戦略を規定し、子ども・親双方の、日本での教育投資に対して影響していると分析している（志水・清水[2001:201-207]、Tomlinson[1983]）（b→ア）。

佐久間は日本における外国籍の子どもの不就学を分析するため、外国籍の子どもが不就学に至る要因を類型化し、本人の学習意欲の欠如による不就学をあげている。もともと出身国にいた時から、不就学になっていた子どもが移住後にも不就学になるという同じような状態に陥りやすいことを示している（佐久間[2006 : 74-78]）（a-1）。

以上を図序-1 の分析モデルに照らし合わせると、佐久間[2006]は、本国で形成された教育アスピレーションが移住後の教育アスピレーションに影響し、（a）プロセスの学歴形成につながらないという問題を指摘しているといえる。小林[2005]や竹ノ下[2005]の研究からは、永住の計画が立てられない外国籍の子どもたちにおいて、（b）のプロセスが成立しないかもしれないという認識が子どもの教育アスピレーションを冷却していると読み取ることができる。さらに、田房[2005]の分析による「ロールモデル」の有無による進路形成の研究は、教育達成が自身の社会移動に「つながりうる」という認識という（b）が子どもの教育達成に影響していることを示していると捉えられる。

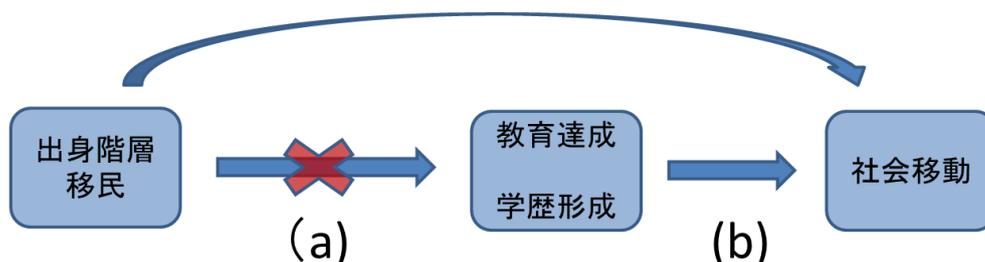
以上の議論を整理すると、教育達成による社会移動が成立せず、子どもの出身階層によって地位達成が決まる場合は、（a）プロセスの問題である子どもの移住児童という属性によって教育達成が制限されるとき、または、（b）プロセスである子どもの教育達成が社会移動につながらないという、2つのプロセスに排除が存在することが導かれる。

韓国では、移民研究の分野における移住児童の教育達成に関する研究はあまり行われてこなかった。外国人労働者の権利保障の議論において、外国人労働者の子女が滞在資格を

¹² (b)プロセスでの排除による教育アスピレーションの冷却とは、移住国で獲得した学歴が自信のキャリア形成につながらないという意識を持つことが教育アスピレーションに影響しているということを意味する。

持たないことによって韓国で教育権が十分に保障されないことが挙げられてはいるが、これらの教育問題として指摘されているのは、入学・編入時の困難や、不安定な身分（滞在資格）が子どもの教育に悪影響を与えていると記述されているのみである。移住児童のトランスナショナルな移動による教育への影響を研究しているミン・カヨン[2009]とジョン・カヨン[2008]は、移住家族は反復的な移動の中で子女の教育に対して「非自発的」になると述べている。既存研究では、移住児童の「移民」という属性が、韓国での学校教育の過程の中での教育達成をどのように規定しているのかについての研究ははまだ不十分であり、教育を通じた「包摂／排除」のメカニズムに焦点が当てられてこなかった。

本研究の目標として、「学校教育への円滑な参入が移住児童の教育達成につながる」、「移住児童の「移民」という特性が社会移動を阻害する」という従来の単純な図式から距離を取り、図序-3の(a)のプロセスにおける包摂と排除のメカニズムについて解明することを設定する。移住児童の教育達成とかかわる教育システム、移民の受け入れ制度とその中で形成される子どもの教育期待と選択に注目することで(a)のプロセスのあり方を問うことを[研究課題2]とする。



図序-3：教育を通じた包摂／排除②

「多文化教育の実施による外国籍の子どもの包摂」を分析する際の分析モデルとして、上記のモデルを設定したのは、本研究が学校教育における多文化教育を以下のように捉えているからである。多文化教育¹³の定義や政策的アプローチは様々であるが、バンクスの定義による多文化教育とは、「多様な人種的・民族的・社会階級の出身の児童生徒が教育的平等を経験するように学校・大学など教育機関を変革しようとする運動であり、教育の平等、あらゆる差別をなくすことを目標に持続的に努力する過程」である。また、多文化主義的な社会政策は、移民やその子供が不利な立場によって社会的地位上昇の機会を失わないようにする特別な支援を必要としており、さらに、基本的な発達は社会統合を成功さ

¹³ 制度的な権力と排除の関係が歴史的な基盤をもち、経済的・教育的な構造に埋め込まれている。これらの構造が、不平等のパターンを再生産する制度的慣行を形成している。多文化教育が「権力と特権を再生産するうえで学校が果たす役割（ジェームズ・A・バンクス[2006：57-58]）」を考える機会を提供するものとする。

せることを目標とするものである（カースルズ&ミラー[2011：338]）。韓国教育部によって設定されている多文化教育の目標も、「多文化家庭の生徒と保護者の力量強化」であり、教育格差の縮小が目指されている。これを受け、本研究は「多文化教育」の目標を、多文化・他文化理解を涵養させる教育のみならず、「差異」による不平等の再生産・格差問題を解決することを目指す教育運動と実現のための過程と捉える。

そこで、本研究は、教育機会の平等を果たすために開始された韓国の外国人子女教育としての多文化教育を「学校教育の場における包摂」に留めて分析するのではなく、「教育を通じた包摂」という視角からそのあり方を問うことを課題とする。本研究では、「教育を通じた包摂」を自身のライフコースのキャリア形成につながりうる学歴形成（教育経験）の過程として定義する。つまり、「教育を通じた包摂／排除」という概念を、学校教育の教育機会の提供がキャリア形成につながる教育達成と成りうるか否か、の意味で用いる。[研究課題 2]の「教育を通じた包摂」としての外国人子女教育制度の特徴を描き出すために、①高等教育までを含めた学校教育の全体像を描き出し、②選抜システムでの位置づけ、③その中での移住児童の教育達成（教育選択）の 3 つの側面をみることで、連続性があるものとしての教育課程に注目する。

具体的な研究方法は、高等教育までを含む全教育段階における、教育機会の提供、既存の教育内容の修正、教育達成の保障の 3 つの側面を分析し、その背景にある韓国の教育の性質の分析を行うことである。それを通じて、韓国的「多文化教育」の特徴を描き出す。さらに、子どもにとって教育政策が「教育を通じた包摂／排除」の観点からどういう意味を持つのかをみるために、学齢期の子どもがもっている教育意識、学校教育を通しての教育的選択、ライフコースの設計に注目し、教育アスピレーションの冷却／過熱の要因や、教育戦略についても検討する。

4. 在韓モンゴル籍の移住児童の教育と移動

韓国における既存の移住児童の教育に関する研究では、移住児童が移住後に定住するという視角により、教育制度（国民教育）の中にどう適応させるかという点からアプローチされていたため、学校内でのいじめや移住国の学校言語問題といった受入国の教育課程への編入のあり方に焦点があてられていた。しかし、トランスナショナルな移動の現象が起きている今日の移住形態における移住児童の移住国での教育達成は、学校教育への適応のみでは決定付けられていない。トランスナショナルな移動現象の急増によって、教育と移住の関係が変わってきている。

モンゴル出身の外国人労働者の割合は韓国における外国人の約3%に過ぎないが、「中途入国¹⁴」の子どものうちモンゴル籍の子どもは約70%を占めていると報告されている。さ

¹⁴ 本研究では、自身が移住を経験した子どものうち、韓国生まれ韓国籍の児童生徒を「帰国子女」と表記し、それ以外の場合においては「移住児童」という用語を用いて分析を進める。

らに、かれらには韓国への移住後に移住国での定住の現象も見られない。つまり、外国人労働者の滞在長期化が子どもの呼び寄せにつながり、移民家族の定住・永住化に至るといふ既存の移民現象とは異なっている。では、韓国で起きているモンゴルの子どもの移動をどう理解するべきであろうか。本研究の5章・6章に当たる実証研究は、韓国における外国人労働者の子どものうち最も高い割合を占めているモンゴル籍移住児童を対象として進めることにする。

モンゴル籍の移住児童をトランスナショナルな移動をする存在として捉えた研究として、ミン[2009]とジョン[2008]の研究が挙げられる。モンゴルの移住労働者の子女のトランスナショナルな移動とそこでのアイデンティティの構築について研究を行ったミン[2009]は、かれらが、滞在資格によって生じた韓国での進路選択の不可能性を、「自分の意思で（自ら）選択しなかった」ものだと認識する再意味化戦略を立て、移動の経験の中で「承認」の価値を縮小させていると述べている。日本における日系ブラジル人の子どもの研究でも、かれらの一時的な移住国での滞在は、将来の見通しが立てられないことから、結果的に移住国での教育アスピレーションを冷却していると分析しているものが主である（宮島・太田[2005]）。いずれの研究においても、不安定な滞在資格、反復的な移動の中で、子どもの教育において移住家族が「非自発的」になると捉えている。

本研究は、エージェンシーとしての個人に注目し「制約のもとでの人々の創造的な行為」に焦点をあてており、その点においては上記の研究と視座をとにもする。これに加え本研究では、韓国への移住を経験する移住家族が行う「さまざまな制約のもとでの人びとの行為・選択」の教育的側面に注目する。韓国とモンゴルの両社会を生きるトランスマイグラントとしてのモンゴル籍の子どもがどのような教育的選択を行っているのかを、「進路選択」と「移住の決定」に焦点を当てて分析する。

本研究では「移民システム理論（migration system）」の基本的アプローチである、「大きな制度的要因のマクロ構造と移民自身のネットワークや習慣、信条などのミクロ構造との相互作用の結果として」移住家族の子どもの「移住」と「教育戦略」を分析することを試みる（カースルズ&ミラー[2011：35]）。どの移民の動きも、大きな制度的要因のマクロ構造と移民自身のネットワークや習慣、信条などのミクロ構造との相互作用の結果としてみるのが可能だということが、移民システム理論の基本的アプローチである。本研究は、移住後の定住を前提としない循環移民が起きている今日の移住家族の教育選択に注目する。

本研究が設定する[研究課題 3]は、移住児童の教育選択を追うことで、韓国の多文化教育が生み出した新たな「教育空間」¹⁵を描き出すことである。

¹⁵ 自身の学歴形成のために選択する領域的空間、または、学歴形成のために選択する教育が実施されている空間の想定範囲を指す。地理学的には教育のために人々が移動する教育圏としてあらわれる。教育が行われている空間（学校など）をさす場合は、「教育が行われている空間」、「学校教育の空間」、「教育の空間」などで表現し、「教育空間」とは区別する。

5 韓国における移住児童とモンゴル籍の子ども

教育科学技術部 [2006]の調査による韓国における外国籍の子どもの就学状況をみてみると、2005年に学齢期の外国人人口（7歳から18歳）は17,287人であったと推定されている。その内、外国人学校の在籍者7,800人と韓国の学校へ児童・生徒1,574人を除くと、約8,000人の学齢期の外国籍の子どもが学校に通っていないと推計され、全体の学齢期の外国籍児童・生徒数の50%を超える子どもが学校という「場」の外にいると報告されている。

2010年度の国家人権委員会の「移住児童教育権実態調査¹⁶」でも、移住児童の56.5%の子どものみが公教育機関で教育を受けていると報告されている。また、韓国の教育科学技術部の統計によると、学齢期中途入国の子どもの52.2%のみが在籍中である示されている。

表序-1：外国籍児童・生徒の就学者数（韓国の学校のみ）

	初等学校	中等学校	高等学校	合計
2006	1,115	215	61	1,391
2007	755	391	63	1,209
2008	977	314	107	1,398
2009	834	307	129	1,270
2010	1,099	446	203	1,748
2011	1,463	489	262	2,214
2012	1,789	448	326	2,563
2013	3,531	975	500	5,006
2014	3,717	804	422	4,943

出典：「多文化家庭子女現況」（教育科学技術部[2014]）

外国籍の子どものうち不就学の状態であるのは、主に非熟練外国人労働者の子どもであると報告されている(韓国教育開発院[2005])。また、韓国に滞在する非熟練外国人労働者の子女の出身国別の内訳をみると、モンゴルの子どもの割合が大多数を占めている¹⁷。モンゴル出身の外国人労働者は在韓登録外国人労働者全体の2%、不法就労の4%の29,230人であるのに対し、学校に在学する非熟練外国人労働者の児童・生徒のうちモンゴ

¹⁶ 調査対象の移住児童186人中、181人がモンゴルと中国などの外国で出生した中等入国子女であって、入国時の年齢別の分布は11歳（10.6%）、13歳（9.4%）、15歳（9.4%）など10歳以降に入国した場合が69.4%であった。調査対象の56.5%が公教育機関に、22.0%がオルタナティブ教育機関に、21.5%は現在いかなる形の教育機関にも所属していない状態であった（国家人権委員会[2010]）。

¹⁷ 2003年度の国家人権委員会の調査によると、就学／不就学を含めた子どものうち87.8%がモンゴル出身であると報告されている（国家人権委員会[2003]）。

ルの子どもが占める割合は最も高い78%と報告されている¹⁸。

外国人労働者の子どもの中には、1)外国人労働者と韓国人との国際結婚より生まれた子ども、2)韓国への移住後、外国人労働者同士の結婚より生まれた子ども、3)出身国で生まれ育ち、両親の韓国への出稼ぎによる移住後、同伴または韓国に呼び寄せられた子どもがいる。

それぞれは、異なった状況（法的地位を含む）に置かれ、それらによる子どもの教育問題もそれぞれ異なる形で表れている。簡単に説明を加えると、第1の外国人労働者と韓国人との国際結婚により生まれた子どもは、生まれながらに韓国籍を持ち、両親どちらが韓国人なのかによる差異はあったとしても、韓国語を母語として習得し、当然義務教育の対象となる。第2の外国人労働者同士の家庭に生まれた子どもの国籍は、韓国が血統主義に基づいて国籍を付与するため、父または母の国籍を取得することになるが、子ども自身は移住を経験していない。第3にあげた出身国で生まれた子どもは、外国籍を持ち、成長の段階で韓国への移住を経験し、韓国語を母語としていない。国際結婚により生まれた子どもを除く場合、出稼ぎ労働のための韓国での滞在は一時的であり、いずれ本国に戻ることを念頭においている家族である。韓国での非熟練外国人労働者の子どもの法的地位は、雇用許可制度による合法的外国人労働者であっても単身赴任を原則としているため、韓国で滞在する非熟練外国人労働者の家族（子ども）の滞在資格は付与されず、韓国で滞在する非熟練外国人労働者の子どもの殆どは未登録滞在の状態である。第三部の研究対象は、以上の分類の第3にあたり、親の出稼ぎとともに同伴または呼び寄せられた子どもたちであるモンゴル籍の移住児童に限定し分析を進める。

表序-2：未登録外国籍児童・生徒の在籍者数

	モンゴル	中国	パキスタン	バンラデッシュ	ロシア	ウズベキスタン	キルギスタン	日本	ナイジェリア	スリランカ	計
全体	160 (78.0%)	14 (6.8%)	8 (3.9%)	7 (3.4%)	7 (3.4%)	4 (2.0%)	4 (2.0%)	2 (1.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	205 (100.0%)
初等学校	149	12	8	7	7	4	2	2	1	1	193
中学校	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12

出典：教育人的資源部 [2003]

¹⁸ 近年は、中国籍（朝鮮族を含む）との再婚による国際結婚が増加し、その連れ子の来韓が始まることで、中国人の子ども（韓国籍取得者を含む）が増加し、かれらを指す「中途入国児童」という用語が登場するようになった。

本研究の第三部の分析対象としてモンゴル籍の子どもに注目する理由は以下の通りである。韓国の外国人受け入れ政策では「未登録滞在者」として位置付けられている一方で、学校教育では「多文化家庭子女」として定義され多文化教育の主な対象となっていることから、移民政策と多文化教育政策の関係性が顕著に現れ、韓国の外国人政策と多文化教育政策のズレの問題が見えるためである。さらに、多文化教育の主な対象である「多文化家庭子女」のうち韓国籍を持たない子どもに対する学校教育における位置づけの変化をみるためである。韓国教育部が定義する「多文化家庭子女」は、「国際結婚家庭子女」、「脱北者の子ども」、「外国人労働者の子女」であり、「外国人労働者の子女」のうちモンゴル出身の子どもが最も高い割合¹⁹を占めていることも、本研究がモンゴル籍の子どもを研究対象としていることの理由の一つである。

6 各章の構成

第一部にあたる第1章と第2章では、1990年代の韓国社会において外国人子女の教育問題の位置づけが変化し、多文化教育の実施に至るまでの過程を、韓国の「教育と社会変動」中での連続性と非連続性に注目して分析する。

第1章では、韓国の学校教育の「多文化化」への方向転換の背景として、移民の現象をどのように捉え、それに対しどのような反応を示したのかを、韓国特有の社会変動から検討することを目標とする。韓国の教育システムと移民との関係を検討するために、(1)国内の社会変動としての移民受け入れの過程、(2)国籍を基準としない市民権概念の登場とその導入、(3)移民統合モデルと制度の樹立、の三点に注目する。研究方法としては、韓国における外国人の出入国管理に関する政策と、在韓外国人の社会統合政策の変遷を追い、その両者の関係性を示すことを試みる。特に、1945年以降の最大のエスニック・コミュニティである華僑と「国際結婚家庭の子女」に対する韓国政府の政策の変化に注目し、韓国社会での「外国人」の位置づけの変化に注目することで「国籍」＝「民族」＝「居住」の一致を前提とする「国民」とその外側に位置づけられる「外国人」という図式がどのように変動しているのかを分析する。

第1章で試みる重要なアプローチは、「教育システム」を軸に1990年代に「新しく起きた移民」の現象を読み取ることである。1990年代に顕著にみられた韓国社会における少子高齢化と高学歴化により発生した労働力不足が、労働市場におけるプル要因になった側面に留まらず、急激な高学歴化と移民に対する人々の認識を関連付けることで、韓国の移民現象（外国人子女教育）の捉え方における韓国特有の現象を考察する。

¹⁹ 2013年以降は、中国籍の児童・生徒の流入も急増しているが、外国籍の子どもの教育問題の研究が注目され始めた2000年代以降、とりわけ、政府による多文化教育の実施当時の2007年時点において最も高い割合（78%）を占めているのはモンゴル籍の子どもである。

第2章では、韓国社会における外国人の子どもの教育の捉え方を分析するために、「国内の学校」の外に位置づけられていた外国人子女の教育機関の、韓国の学校教育システムの中における位置づけの変化が、どのような文脈において生じたのかを検討する。これを通じて、第1章で検討した外国人の受け入れ政策と外国人子女教育の政策的なかかわりの変遷を読み取ることを目標とする。分析には、華僑と国際結婚家庭子女の教育問題に関する先行研究を再検討し、韓国の教育基本法上の外国人学校に関する条項の制定・改正を確認した上で、韓国で最初に設立されたH華僑学校、多文化代案学校の3校、外国人労働者子女を対象として設立された在韓モンゴル学校へのインタビューと資料調査を本章のデータとして用いた²⁰。

第二部にあたる第3章と第4章では、第1章で提示した移民受容モデルに沿い、多文化教育開始によって「韓国の学校」の制度内で生じた変化を考察する。分析の際には文化的多様性維持の支援や韓国語・韓国文化教育実施といった多文化教育の文化的側面のみならず、教育の平等を果たす実践としての側面に注目し、韓国の学校教育における多文化教育の展開について、教育機会の提供、教育内容の修正、教育達成の保障という3つのレベルで既存の教育システムにどのような変化が起きたのかを検討することを課題として設定する。

第3章では、第二部の研究課題の一つである「教育機会の提供」の側面を、義務教育の対象ではない外国籍の児童・生徒に対する「韓国の学校」での教育機会の保障の過程に即して検討する。研究対象として、教育法における外国籍の児童・生徒の「韓国の学校」への「編入学の機会の保障」を行う制度の変化と、韓国の法制処の国家法令情報センターが公開している「初等・中等教育法施行令の制定・改正理由」を取り上げた。

続いて、多文化教育の実施の下、既存の「国民教育の内容の修正」がどのように行われたかについて分析するために、韓国の公教育における歴史教育の変遷を検討する。多文化主義が「ある社会の内部に複数の文化が共存することを積極的に評価しようとする考え方や運動（江原[2000]）」を意味していることから、本研究で設定した、「国史教育の中で、「他文化」と「自文化」のせめぎ合い(関係)をどのように位置づけるのか」という問いを分析するために、以下の点を検討する。具体的には、国史（韓国史）教科の教育目標における「民族」の捉え方の変遷と、それが教科書の叙述にどのように現れているのかについて分析を行う。教科書叙述の分析の対象として、国史教科書（韓国史教科書）における13・14世紀の高麗時代のモンゴルに関する叙述を取り上げるが、その理由は、対外抗争史が歴史の中で同じ民族としての同一性を確認するという目的で扱われるためであり、また

²⁰ 華僑学校への調査は2009年8月に実施し、多文化代案学校への調査は2013年から2014年にかけて実施し、在韓モンゴル学校への調査は2009年より2015年まで毎年実施した。また、多文化代案学校は、私立型多文化代案学校、公立型多文化代案学校、未認可の代案学校（オルタナティブスクール）から2014年度より認可代案学校（私立型）の3校を研究対象として選択した。2016年現在、韓国における在韓モンゴル学校は、ソウルのG洞に位置しているM学校の1校のみである。

自主性が侵害された時期としてみなされ、教科書の叙述において植民史観の受容とそれに対する対抗を経た「後期高麗時代」は、韓国史の中でも最も対外交流が活発に行われた時期でもあるからである。

第4章では、第二部の3つの課題のうち、移住児童に対する「教育達成の保障」の側面を分析するために、大学進学制度における移住児童の制度的位置づけを確認した上で、大学入試における「多文化の生徒」を対象に実施されている「機会均衡選抜制度」に注目し、それをめぐる議論とその背景の検討を課題とする。本研究で「教育達成の保障」の側面を検討するために大学進学時に注目した理由は、韓国では高校進学時の入学試験が廃止され、高校進学率は97%に達しており、選抜機能が大学進学時に集中しているためである。さらに、大学進学制度のうち「機会均衡選抜制度」に注目した理由は、特別選考はまさしく「教育達成の保障」のための社会政策であり、教育の機会均等を実質的に保障するために、一般学生に比べ、社会的・経済的な面で相対的に不利な学生を対象に差等的教育的補償基準を適用する制度であるからである。さらに、第3章と第4章を通じて分析した韓国的多文化教育の展開の特徴を、韓国における教育の社会的文脈から考察することを試みる。

第三部では、移住児童に対する教育政策が個人の教育選択にどのように関わっているのかをみることで、「教育を通じての包摂／排除」のあり方を明確にすることを目標とする。そのために、第5章では、韓国の教育システム内で移住児童が抱く教育に対する意識や教育行動に注目し、教育システムが「就学への動機付け」にどのように作用し、外国籍児童・生徒の低い教育達成、とりわけ就学問題としてあらわれているのかを分析する。上記の課題を分析するために、既存の移民の子どもの教育達成に関する研究の検討から作業仮説を設定し、在韓モンゴル籍の子ども（親）の特徴を確認した上で、初等・中等教育段階におけるかれらの教育選択としての就学／不就学の規定要因に注目した。第5章の分析には、2009年から2012年まで、ソウルの「在韓モンゴル学校」や不就学児童の支援団体の協力を得て、モンゴル籍の児童生徒とその保護者を対象に聞き取り調査・質問紙調査などを実施したデータを用いる。

第6章では、第二部で確認できた多文化教育政策の中等教育課程と高等教育課程における非連続性が、モンゴル籍の移住児童の教育戦略（教育選択）と移動形態を決定し、移住家族の「教育空間」形成にどのような影響を与えているのかを分析する。そのために、第5章で取り上げたような不就学に陥った子どもたちや、中学の卒業とともに韓国での高校進学を断念した子どもたちの、その後のキャリア形成に注目する。この点については、2011年から2013年にかけてウランバートルで現地調査を行い、韓国から帰国した子ども達と教育機関の関係者らを対象に実施した聞き取り調査から得られたデータを用いて分析を進める。さらに、本研究は、韓国の高等教育の国際化政策に注目し、大学の国際化の文脈で実施されている「留学生」誘致と、多文化教育政策の中等教育と高等教育課程の間の非連続性との関係について分析することを試みる。具体的には、韓国社会の高等教育における国際化の議論はどのようなものなのか、またそこで議論される統合の対象にはどのよ

うな線引き（包摂と排除）が存在し、移住児童の移住形態とどのように関係しているのかを検討する。

第一部

1990年代以降の韓国への移民とそのインパクト

第1章 学歴社会韓国と「外国人政策」

第一部では、韓国の学校教育における教育政策のパラダイムの転換としての多文化教育の導入はどのような背景の上に立っているのかを理解することを目標とする。かつての学校教育の目的は、自国の文化を子どもたちに伝え、子どもたちを「国民として形成」していくことであった（宮寺[2012: 9]）。近代において成立した国民国家は、固有の文化を保有していることを訴えながら自らの正当化を図らなければならなかったからである。文化と国民との間に一対一の対応関係をつくり、「それを仲立ちしてきたのが国家による学校教育」である。しかし、その一対一の関係を無理やりにでも維持しようとする学校教育は近年、「国民」の形成という教育目的において大きな転換期をかえしている。韓国では、学校教育の中に教育の対象として「国民」ではない子どもたちが入ってきたことはもちろん、文化的同一性を前提とした「国民」の概念自体も問い直しをせまられている。つまり、学校教育の対象としていた国民の子どもの「国籍」＝「民族」＝「居住」の一致という前提に大きな揺らぎが生じるようになった。これらの現象によって学校は、国民の形成という国家維持の側面を持つだけでなく、移住児童を含む移民の統合政策としての機能を果たすことが求められるようになった。しかし、序論で確認したように、このような教育問題に対する反応は社会によって異なる。第一部では、移住児童の教育問題を韓国社会の「社会問題」として捉え、学校教育において多文化教育が始められた背景はどのようなものなのかを検討することを課題とする。そのために、「外国人の位置づけ方（地位と期待）」、「外国人子女の教育問題の捉え方（認知的側面を含む制度）」という二つの側面をみることで、どのようにして移住児童の教育問題が韓国社会の問題として捉えられるようになったのかを考察する。

以上のように、「統合政策での外国人の位置づけの変化」と「外国人子女に対する教育問題の捉え方」の関係性を分析するための第1章の課題は、韓国の学校教育の「多文化化」への方向転換への背景として、韓国における移民の現象の捉え方と移民の増加に対する国内の反応（受容志向／排斥志向などの世論を含む）を探ることである。分析のために、韓国における外国人の出入国管理に関する政策と、在韓外国人の社会統合政策の変遷を追い、その両者の関係性を示すことを試みる。とくに、1945年以降の最大のエスニック・コミュニティである華僑と「国際結婚家庭の子女」に対する韓国政府の政策の変化に注目し、韓国社会での「外国人」の位置づけの変化を確認する。具体的には、第1節では、韓国の移民現象の特殊性と移民受容のあり方を理解するための理論的考察を行う。第2節では、移民の受け入れの過程と、その背景となった国内の社会変動に注目する。第3節では、韓国政府が移民統合政策として行った、国籍を基準としない市民権概念の導入と、在韓外国人の権利保障のための樹立樹立について検討する。とりわけ移住児童の教育に関わる政策に注目し、第3章以降の本論の理解を助けることを目標とする。

1.1 移民理論

1.1.1 外国人労働力流入に関する理論

経済発展過程での農村から都市への「国内労働移動」と国境を越えての「国際労働移動」を決定する要因を考察してみると、いくつか重要な要因が挙げられる。その中でも国際労働移動を促進する背景として、交通、通信手段の発達には重要な役割を果たしており、海外への就業を選択する際にその障害物になっていた情報の不確実性は今日、通信手段の発達により大きく改善された。新聞、雑誌、テレビ、インターネット等、メディアの発達と共に労働者間の非公式的なネットワークが次第に発達し、労働力輸入国の経済状況と雇用機会、労働条件についての情報の流通が活発になった。また、経済学の伝統的な新古典派モデルから地域間労働力移動を発生させる最大の要因として挙げられるのは、賃金格差及び送り出し地域の雇用機会である。すなわち、開発途上国での経済的貧困や政治的不安と先進地域の雇用機会、賃金の格差が国際労働移動の最大の要因であると思われる（ソル・ドンファン[2000]）。

「韓国では、少子化が進み、深刻な労働力不足が続くために移民の受け入れや統合政策の制度化が必要である」という言説を伴って、移民は韓国社会の避けがたい現象として受け入れられた。つまり、韓国での多文化政策（外国人統合政策の制度化）や外国人労働者の受け入れの合法化は韓国社会の経済的・人口学的な理由によるプル要因に起因していると捉えられている。

移民に関する経済学理論の代表的理論である「プッシュ・プル要因」は、人口増加、低い生活水準、経済的機会の不足、政治的抑圧などの移民送り出し国の「プッシュ要因」と、労働需要、土地の入手可能性、より良い経済的機会、政治的自由などの受入国の「プル要因」が移民たちを引き寄せることから移民が起きていると説明している（S.カーズルズ&M.J.ミラー[2011：27]）。

しかしこのモデルは、移民の行為に関して損得勘定と合理的選択に基づいた個人の判断のみを強調していることや、特定の移民集団が一つの国へと集中する理由を説明できないことから、批判を受けている。これに加え、ポステルらは、移民の行為への「歴史的経験のみならず、家族やコミュニティの動態」の影響力を示している（S.カーズルズ&M.J.ミラー[2011：29]）。

「プッシュ&プル理論」を、経済的な理由による個人の選択の側面のみならず、それを促進または規制する受け入れの制度や、家族やコミュニティの動態までも含んだ概念として捉え直し、第三部のモンゴル籍の移住家族の移動の理解のための分析ツールとして用いることにする。そのために、再移住の決断要因を質的インタビューを通じて分析を進め、移住の決断を家族の決断として読み取る。

1.1.2 移民の受容

【移民受容モデル】

国民国家や市民社会の、移民の参入過程にどのように対応しているのかという「移民の受容」の様相は、それぞれの国によって異なる。この「移民の受容」の様相の背景には、まず国民国家の形成史の特徴と深く関わりがあるとされている。国民国家形成の際に、領土内のエスニック・宗教的マイノリティの多様性に対してどのように対応してきたのかという「歴史の違いが、シティズンシップに対するアプローチの差」を生み出している。また、この違いが後の国民や政府による移民への対応の類型を決めていくという (castles and Davidson[2000]、S.カースルズ&M.J.ミラー[2011 : 318]再引用)。

以下に、移民受容モデルの類型を提示する。

「同化モデル」は移民たちの同化による社会参加を進めるモデルであり、同化 (Assimilation) とは、「移民たちが一方的に受け入れ諸国に適応していくこと」である。移民たちが、「自分たちの言語・文化・社会的特色を捨て国民の多くとほとんど変わらないようになること」を求められる状態である (S.カースルズ&M.J.ミラー[2011 : 322])。しかし、同化政策はエスニック・マイノリティの不平等の問題を深刻化させることで、結果として移民たちを特定の地域に集中させ、コミュニティ形成の契機となった。社会的排除や階級とエスニシティとの連結を進行させた同化政策は、失敗とみなされるようになった。次第に同化政策は、移民側に一方的に適応を強いるのではなく、受け入れ国の国民による移民文化の受容も進める「相互適応的な社会統合」を求める統合政策として発展していく。しかし、その最終目標は「移民を国民文化に吸収」することにある。フランスは同化主義モデルによる移民の受容 (統合政策) を行っている代表的な国として挙げられている。

選別型排除 (differential exclusion) 型の受容モデルは、移民たちが「労働市場などの特定の領域では受容されるが、それ以外の領域、例えばシティズンシップや政治参加の領域では排除」される形で受容されるモデルであり、ゲストワーカー制度にこだわる国々で多くみられる。

多文化主義 (multiculturalism) とは、「自らの文化・言語・宗教などを維持したまま国民と同じようにすべての領域において社会参加を実現させる政策」である。カースルズ & ミラー (2011) は、多文化主義をさらに 2 つに類型に分類している。一つは、文化的多様性とエスニック・コミュニティの存在は認めるが、社会的公正の実現やエスニック文化の維持のために政府が積極的に支援する必要があるとは考えられていないタイプである。もう一つは、多文化主義が公共政策とみなされており、多文化主義は単に「主流国民が文化的多様性を認めるだけでなく、政府がマイノリティ集団の平等性を保障するために行動することが期待されている」形と分類している (S.カースルズ&M.J.ミラー[2011 : 318-325])。

以上の分類のうち、韓国の「多文化政策」は、外国人処遇基本法や多文化支援法などの

法制度や政府が設置した機関によって、積極的にかれらの権利を保障することを促す、第2のタイプとして位置づけることができる。

【多文化主義的な社会政策】

多文化主義的な社会政策は、移民は「国民と異なって、教育、言語、住宅面で不利を被りやすいので、特別な支援が必要であるとの考えを基盤として成立したものである」。多文化主義は、エスニック・マイノリティの不利な状況は、文化的違いや差別により社会参加が十分にできないことに起因するという観点を持つ。このような考えから、移民やその子どもは特別な支援がないと不利な状態になり、社会的上昇の機会を失ってしまうと考えられていた（S.カースルズ&M.J.ミラー[2011：338]）。

一方で、以上のそれぞれの移民受容のアプローチは、以下の問題を抱えている。まず、選別的排除モデルは定住が一度始まると効果を発揮しなくなる。続いて同化主義は、不平等や差別を克服するには限界があり、その結果、マイノリティの周辺化を促しフランスの移民系若者の暴動のような社会紛争を増やしてしまう。最後に多文化主義は分離主義を促進しうる可能性を孕んでいる（S.カースルズ&M.J.ミラー[2011：355]）。この3つの類型による各国の分類は固定的なものではなく、変化するものである。つまり、韓国の多文化政策の開始をもって多文化主義に分類するというよりは、多文化主義に移行しているとみる、もしくは、移民政策面での理念やスタンスを理解する捉え方のほうが正しい。

以上で述べた移民政策は、移民の地位達成に大きく影響する。また、移民政策による移民の存在を一時的滞在で流動的とみなすか、永住とみなすかは、移民の地位達成にとって重要な変数になると述べられている。短期滞在者のはずである移民が結果的に永住することになって問題が生じたとしても、移民自身に責任があると捉えられる場合が多いと言われており、こうした移民は定住後にも「より大きな社会の一部の中に包摂された自らの生活を構想することは難しい」とされている（S.カースルズ&M.J.ミラー[2011：328]）。これは本研究の序章で提示した「教育を通じた包摂／排除」モデルの（b）にあたる部分の欠乏として捉えられる（7頁）。

特に、ここで注目する点は、外国人の受け入れ制度においてゲストワーカー制度と、永住移民を並行的に取り入れた韓国が、移民の受容においては、政府による移民の平等性の保障に積極的に踏み込む形で多文化主義政策を実施し、さらに教育の領域においては、「外国人労働者の子女」を多文化家庭子女として定義し、多文化教育政策を政府主導で進行していることである。つまり、入国管理における外国人労働者制度とは異なった政策理念のもとに、移住児童の教育保障が進められたことである。

本研究では、さまざまな移民の受容の過程の中から、移民の子どもの受容と深く関わりを持つ、教育制度における受容の様相に注目する。分析の際には、序章でも述べたように、子どもが教育制度に参入するという学校教育の入り口の部分に焦点を当てるのではなく、教育機会の提供から教育達成の保障までを含む、高等教育段階までの全教育段階での受け入れモデルを分析の視座に入れる。

1.2 外国人受け入れの政策の変化と背景

韓国に滞在する外国籍者は、1980年 40,519人、1990年 49,507人、2000年 244,172人、2007年8月 98万1,000人と、1990代から始まった増加は2000年代に入り一層急増している。

表 1-1 : 1995 年在韓登録外国人者数 (出身国・地域別)

国名	登録数
台湾	23,265
アメリカ	22,214
中国 (韓国系を含む)	19,192
(韓国系中国人)	(7,367)
日本	9,365
フィリピン	9,004
ベトナム	5,663
インドネシア	3,434
バングラデシュ	2,700
カナダ	1,962
スリランカ	1,674
モンゴル	36
その他	11,519
合計	110,028

出典：韓国法務部『韓国出入国管理統計年報（1995年度）』より筆者作成

表 1-1 で表われているように、1995年の在韓登録外国人者は110,028人であり、そのうち最多をしめているのは台湾出身の者であり、続いて、アメリカ、中国の出身者である。

表 1-2 : 2014 年在韓登録外国人者数 (出身国・地域別)

国名	登録数
中国 (韓国系を含む)	898,654
(韓国系)	(590,856)
アメリカ	136,663
ベトナム	129,973
タイ	94,314
フィリピン	53,538
日本	49,152
インドネシア	46,945
ウズベキスタン	43,852
カンボジア	38,395
台湾	31,200
ネパール	26,790
スリランカ	26,057
モンゴル	24,561
カナダ	24,353
ミャンマー	15,921
バングラデシュ	14,644
ロシア (韓国系を含む)	14,425
(韓国系)	(5,452)
オーストラリア	12,468
パキスタン	11,209
香港	10,762
インド	10,196
その他	83,546
合計	1,797,618

出典：韓国法務部『韓国出入国管理統計年報（2014 年度）』より筆者作成

2015 年現在外国人登録者数は 1,797,618 人であり、韓国系中国人を含む中国出身の人がもっとも高い割合（50.8%）を占めている（法務部[2014 : 43-44]）。このように、1990 年代以降の在韓外国籍者は著しく増加し 1995 年から 20 年の間に、110,028 人から 1,797,618 人になった。以下、本節では、韓国における外国人の流入の現状とその背景を検討する。

1.2.1 就職難と労働力不足の現象と外国人労働者の受け入れ

1948年の大韓民国成立以降において、「移住者」と言うとき韓国から国外に移住する人々を指す言葉であった。60年代から70年代の海外への移住の主な形態は労働移民であり、ドイツに移住する鉦夫と看護婦が多かった。これはドイツ政府が労働力の不足を解決する為に韓国政府に要請した結果であった。70年代からは、中東での建設ブームにより、多くの労働者たちが中東に移住する事もあった。また、1965年にアメリカが移民法を改正し、アジア系の移住者を受け入れ始めると共に、アメリカに移住する韓国人も増加した。

このように韓国の労働移動は、1980年代前半までは主に稼働労働のための国内から国外への移動であったが、1980年代末からは海外から韓国への外国人労働者の流入という労働力の国内への受け入れが始まった。その最大の要因は、1970年代から80年代にかけて続いた経済成長であった。持続的で急速な経済成長は国内労働市場の賃金上昇と労働力不足を引き起こした。それまで農村部から移住してきた低賃金の労働力に頼っていた産業は、経済発展による都市部の生活水準の上昇（生活費の増加）と民主化運動・労働運動の結果とも言える賃金の上昇や労働環境の改善という流れの中で、深刻な労働力不足を経験することになった。当時政府によって実施された200万戸住宅建設事業は人手不足をさらに深刻化させ、全産業の労働力不足率が1991年には過去最高値の5.48%を記録した。また、韓国への外国人労働者の移住が可能になった背景として、1988年のソウルオリンピック開催時のビザ免除協定採択による入国審査の簡便化など、出入国管理の規制が緩和されたことも挙げられる。こうして韓国は、1980年代に経済的目的で移動しようとする発展途上国の人々の移住の目的地として浮上したのである。

1987年から増加し始めた韓国の外国人労働者数は1990年代以降、経済目的で訪問、または観光ビザで入国した「未登録」外国人労働者が急激に増加した。政府は未登録外国人労働者の急増と国内の労働力不足の深刻化を解決するため、1993年から発展途上国に対して技術移転の名分で外国人労働力を「労働者」ではなく「研修生」として受け入れる「産業技術研修制度」を導入し、14-15カ国から外国人研究生を公的に受け入れることとなった。

これは、研修生を短期間滞在させ、一定期間が過ぎると帰国させるというローテーション型を採択することで外国人労働力の導入からくる社会的問題の発生を最小限にする意図によるものであったが、却って未登録の外国人労働者を増加させる結果となった（ソル・ドンフン[2001: 57-58]）。また、未登録の外国人労働者に比べても、研修生は賃金や人権保護の面で劣悪な待遇であったため、研修生の作業場からの逃走を促すことになった。

このような人権の侵害や、ブローカーの不正行為、「不法滞在」などの「産業技術研修制度」の問題の解決のために、韓国政府は2004年8月から単純技能職の外国人労働者が3年間「労働者」として就労できる「雇用許可制度」を実施した。雇用許可制度は、国内で労働力が確保できなかった企業に適正規模の外国人労働者を合法的に雇用することを許可し、政府が外国人労働力を導入・管理する制度である。これを通して外国人労働者の効

率的な管理体制を構築しつつ国民の雇用機会を保護し、3K 業種などの中小企業の労働力不足を解決することを目的としている。

雇用許可制によって入国した外国人労働者は、常時勤労者 300 人未満、または資本金が 80 億円以下の中小製造業、農畜産業、近海漁業に就業できる。雇用許可制度による外国人労働者は最低賃金の保障、社会保険、健康保険、労働三権が保障される「労働者」としての受け入れである。就労可能期間は 3 年であり家族の同伴は原則的に禁止されている。就業期間が満了する前に雇用者が再雇用の許可を申請すると、外国人労働者は一度限りで 2 年未満の滞在期間の延長が可能となり、韓国内での就労が許可される。韓国での滞在が継続して 5 年以上になると「永住者」の申請が可能になることから、延長が一度のみに限定されていることは、かれらの定住を防ぐ措置としても読み取ることができる。E-9 ビザを取得する外国人労働者の選定は政府主体で行われ、民間機関の介入は排除されている。韓国政府と外国政府が国家間了解覚書 (MOU) を締結し、外国人求職者の選抜条件・主管機関相互の権利と義務事項を規定している。当該国の政府は締結した基準に適合した勤労者の名簿を作成して韓国政府に送り、雇用労働部が発給する雇用許可証を取得している事業主が、外国人雇用管理システム (EPS) を通じて労働者を雇用するシステムである。

しかし、雇用する側の都合で制定された雇用許可制度は、原則的に職場の移動が不可能な点、3 年間の雇用期間という短期ローテーション型である点から、「不法滞在」外国人労働者問題の解決にはつながらなかった。また、単身赴任を原則とし家族の同伴を認めていないことから、非熟練外国人労働者の家族の韓国での滞在は法的には「不法滞在」の地位を持つことになる。外国人労働者の子どもの法的地位の問題は、変わらず残ることとなった。

1.2.2 都市化・女性の高学歴化と国際結婚の増加

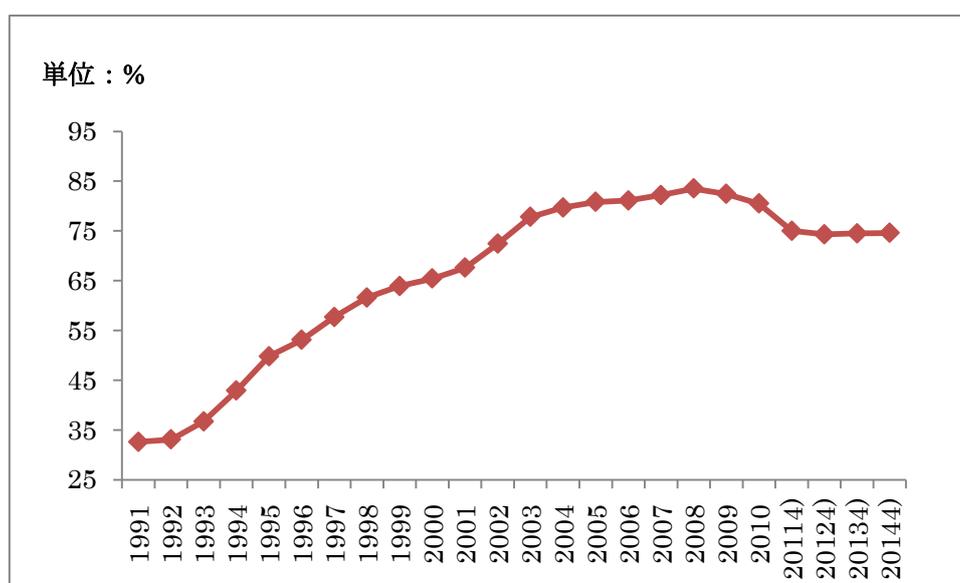
こうした外国人労働者の流入の一方、1990 年代に韓国社会に顕著に現れた移民の現象は、1990 年代中頃から急増した国際結婚を契機に韓国へ移住する結婚移民者 (主に女性移民者) たちである。韓国の経済的地位の上昇と国家間の経済格差がその背景にあり、近年は、韓国国内で働いている外国人労働者との結婚の為に入国する事例も増加している。さらに、国内の都市と農村の格差問題、都市の貧困問題もその背景にあり、都市化に伴う農村の結婚問題に対し国際結婚が解決策の一つとして行われ、アジアの花嫁との結婚を仲介する会社が登場するようになった。また、自治体の韓国男性と東南アジア女性の結婚を促す「農村地域男性結婚促進 (농촌총각장가보내기)」運動の影響や、国際結婚仲介業の盛行によって、1991 年には 5,102 件に過ぎなかった国際結婚件数は、1995 年 13,494 件、2000 年 12,319 件、2005 年 43,121 件と増加し、1991 年に結婚全体のうち 1.2%であった国際結婚の比率は、2005 年には結婚全体のうち 13.6%にまでなった。特に、農村地域の国際結婚の比率は 35.9%まで達している²¹。つまり、農村地域では 3 分の 1 以上の割合が国際結婚

²¹ 韓国統計庁 <http://www.kostat.go.kr> (2009年11月30日DL)

になるという現象が発生している。

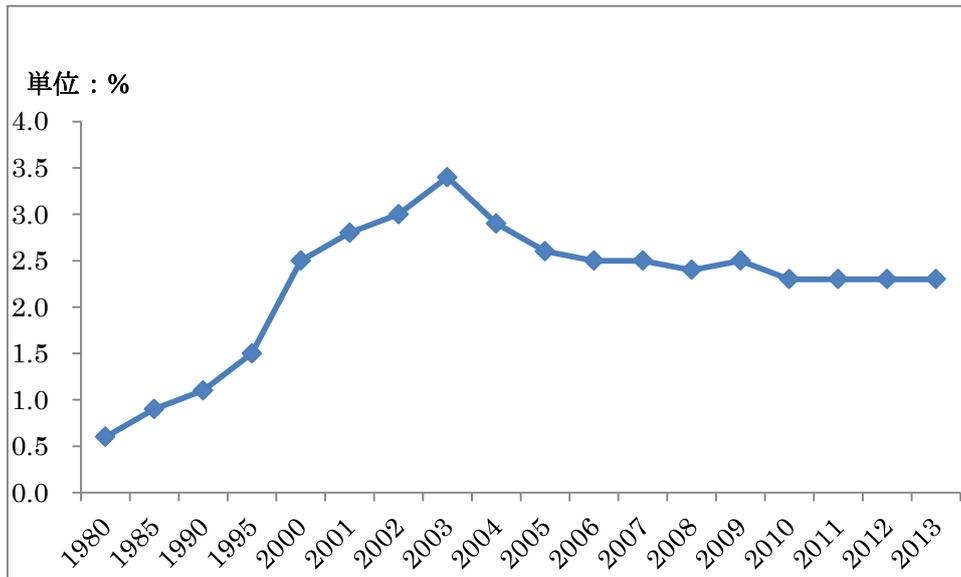
韓国における国際結婚の急増は、個人の選択として結婚の多様化やグローバル化の傾向、移民の加速化として理解できる現象では決してなく、政策の結果として解釈されうるものといえる。1992年農村地域の活性化をモットーに「農村地域男性結婚促進（농촌 총각 장가보내기）」事業が推進された。農村地域の人口の急激な低下と、農村青年の非婚問題の解決のために各自治体によって推進されたものである。

言い換えれば、これは都市・農村の格差問題であり、都市の貧困問題でもあった。非婚問題は、急激な都市化により社会問題として浮上した顕著な事例である。なぜなら、非婚問題が農村地域と都市部の貧困層の男性に集中して現れているからである。背景には、大学進学のための首都圏への人口集中と女性の高学歴化があった。1980-90年代の韓国では、輸出中心の経済発展モデルと都市生活者の生活向上にフォーカスされていたために、「国際結婚」のデメリットにあまり目を向けなかったことも指摘されている。



出典：韓国教育開発院「教育統計年報」、 「就業統計 DB」より筆者作成

図 1-1：韓国の大学進学率（女子）



出典：韓国統計庁「人口動態統計年報(婚姻・離婚編)」より筆者作成

注：1989年以前は発生基準、1990年以降は申告基準の集計結果

図 1-2：韓国の粗離婚率

さらに、1990年代後半から現れた高い離婚率は、2000年代の都市部の国際結婚の再婚を増加させることにつながった。

表 1-3：年度別結婚移民者の動向

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
人数	25,182	34,710	44,416	57,069	75,011	93,786	110,362	122,552	125,087	141,654	144,681
増加率(%)	--	37.8	27.9	28.5	31.4	25.0	17.7	11.0	13.3	28.4	31.1

出典：韓国法務部出入国・外国人政策本部『2011 出入国・外国人政策通計年報』

表 1-3 で表れているように、韓国内の結婚移民者の数は 2002 年以後、毎年 28%以上の高い増加率を見せていたが、2007 年からその増加率が減少した。2009 年には、結婚移民者の出身国の国際結婚制度の規制の強化などの影響で、その増加が顕著に減少し、2011 年には韓国政府による「国際結婚の健全化」のため結婚移民者への滞在資格の発給審査の厳格化などの措置により増加率が下落した。しかし、2010 年には、韓国国内での国際結婚の希望の高まりや、各国の国際結婚制度の正常化により、再び大幅な増加率を示している。

表 1-4：結婚移民者の国籍別性比

区分	総計	男性	女性	男性の比率 (%)	女性の比 率 (%)	国籍別構 成比率 (%)
総計	144,681	19,650	125,031	13.6	86.4	100.0
中国	64,173	11,455	52,718	17.9	82.1	44.4
ベトナム	37,516	181	37,335	0.5	99.5	25.9
日本	11,162	1,010	10,152	9.0	91.0	7.7
フィリピン	8,367	227	8,140	2.7	97.3	5.8
カンボジア	4,583	6	4,577	0.1	99.9	3.2
タイランド	2,603	42	2,561	1.6	98.4	1.8
アメリカ	2,410	1,808	602	75.0	25.0	1.7
モンゴル	2,393	59	2,334	2.5	97.5	1.7
ウズベキスタン	1,840	52	1,788	2.8	97.2	1.3
ロシア	1,319	70	1,249	5.3	94.7	0.9
カナダ	1,158	1,009	149	87.7	12.9	0.8
ネパール	840	135	705	16.1	83.9	0.6
パキスタン	720	669	51	92.9	7.1	0.5
その他	5,597	2,927	2,670	52.3	47.7	3.9

出典：韓国法務部出入国・外国人政策本部『2011 出入国・外国人政策通計年報』

韓国での国籍別の結婚移民者の内訳を見てみると、中国籍者が全体の 44.4%と最大を占めている。その他、ベトナムは 25.9%、日本が 7.7%、フィリピンが 5.8%で多数集団を形成している。性別では、女性が 125,031 人で、全体結婚移民者の 86.4%を占めており、男性は 19,681 人で 13.6%となっている。1980～1990 年代までは、宗教団体を通じた日本女性の入国が多数を占有していた。しかし、2000 年代初期から中国、フィリピン国籍の結婚移民者が増加し始め、近年ではベトナム、カンボジア、モンゴル、タイ等多様な国家から結婚移民者が流入している。

1.2.3 通貨危機（IMF）以降の在外同胞統合政策の開始

2011 年現在、韓国に滞在する外国人（移住労働者）のうち、出身（国）別には中国朝鮮族が占める割合が最も高い。朝鮮族は韓国語が話せるという点で雇用機会が多いことも原

因だが、最も重要な要因として挙げられるのは、「在外同胞²²の出入国管理法」の改正（2004年）である。

2011年現在、90日以上韓国に滞在している外国人登録者数は1,094,413人であるが、その中で、訪問就業者が約30万と最も多い数を示しており、在韓韓国人の約30%を占める数である。

表 1-5 在留資格別在韓外国人²³の現状(2011年12月31日現在)

区分	総滞留者	合法滞留者	未登録外国人
総計	1,395,077	1,227,297	167,780
ビザ免除(B-1)	36,639	20,547	16,092
観光通過(B-2)	88,976	71,673	17,303
短期常用(C-2)	19,377	3,304	16,073
短期総合(C-3)	68,104	36,894	31,210
短期就業(C-4)	679	466	213
留学(D-2)	68,039	63,823	4,216
産業研修(D-3)	4,324	1,733	2,591
一般研修(D-4)	36,819	32,142	4,677
宗教(D-6)	1,592	1,534	58
駐在(D-7)	1,646	1,625	21
企業投資(D-8)	7,405	6,763	642
貿易経営(D-9)	4,472	4,397	75

²² 在外同胞の数は2007年統計庁によると70,447,716人である。その中でもっとも数が多いのは在中同胞で、その数は約276万人である。次に、在米同胞が約201万人、在日同胞が約89万となっている。統計庁 <http://www.kostat.go.kr/>

「在外同胞」の定義は、第2条によりこの法律で云う「在外同胞」とは以下の各号のいずれかにあたる者を指す。

1. 大韓民国の国民として外国の永住権を取得した者、または永住する目的で外国に居住している者（以下、「在外国民」）
2. 大韓民国の国籍を保有していた者（大韓民国政府樹立前に国外に移住した同胞を含む）、またはその直系子孫（卑属）でありながら外国国籍を取得した者の内、大統領令で定められる者（以下、「外国国籍同胞」）

²³ 韓国の出入国管理法による外国人の滞在資格は31種類に区分され、資格別の外国人の国内活動の範囲と、在留期間を規定している。B系列とC系列の在留資格は90日以下までの短期滞在が可能で、D、E、F、G、H系列の在留資格は、90日以上滞在ができる。この中で、90日を超えて国内に滞在する外国人は国内への移住者で、90日を超えて海外に在留する韓国人は国外への移住者として分類される。

教授(E-1)	2,474	2,468	6
会話指導(E-2)	22,541	22,435	106
研究(E-3)	2,606	2,599	7
技術指導(E-4)	202	199	3
専門職業(E-5)	629	614	15
芸術興行(E-6)	4,246	2,800	1,446
特定活動(E-7)	14,397	13,149	1,248
非専門就業(E-9)	234,295	189,190	45,105
船員就業(E-10)	9,661	6,629	3,032
訪問同居(F-1)	45,092	38,503	6,589
居住(F-2)	138,418	128,203	10,215
同伴(F-3)	17,607	17,106	501
在外同胞(F-4)	136,702	136,104	598
永住(F-5)	64,979	64,979	0
訪問就業(H-2)	303,368	299,710	3,658
その他	59,788	57,708	2,080

出典：韓国法務部出入国・外国人政策本部

「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」の制定当初、在中同胞に関しては、中国との外交問題により、「在外同胞法」の対象として「1948年大韓民国政府樹立以前に移住したものは除外し、「1948年以降に移住したものに限定していたため、多くの中国、旧ソ連地域の在外同胞はここに含まれることはなかった。しかし、その後中国やロシアに在留している同胞（朝鮮族）の処遇において法の公平性が問題視され、数々の団体から改正要望が寄せられたことを受け、2004年に法の改正が実施され、中国、旧ソ連地域の在外同胞が「在外同胞法」の適用対象として含まれるようになった。

2002年12月には、中国、ロシアなどの外国籍を持つ同胞の就業優待政策の一つとして、飲食店、介護補助、清掃業など、国内の労働力不足が深刻なサービス業に一定期間の就労を許可する「就業管理制²⁴」が施行された。2007年3月には「訪問就業制」を施行し、かれらの韓国での就業機会をさらに拡大した。「訪問就業制²⁵」とは、満25歳以上の中国及び旧ソ連地域の居住地域の同胞であれば、韓国国内に戸籍がなく、あるいは親戚がいなくても、5年間有効の、1回につき最長3年間在留することができる複数ビザの取得が可能

²⁴ 2006年1月にはかれらの就業可能分野に製造業、農畜産業、近海漁業が追加された。

²⁵ 就業目的の滞在の場合、家族の同伴は禁止されている。

な制度であり、現在はいかれらの就業可能な業種も 32 種に増え、在外同胞の韓国での就業がより容易になった。

訪問就業の資格で入国したものは、就業教育終了後、求職申請を行うことで「雇用支援センター」での求人紹介や、特例雇用可能確認書を受けた事業体に就業が可能であり、職場の変更も変更事実の申告を行うことで自由にできる。

訪問就業制が導入されるまでは、韓国に縁故の無い中国、独立国家連合出身外国国籍同胞は、韓国への入国が困難であった。しかし、訪問就業制が導入されると共に、韓国への入国が容易になり、国内在留外国国籍同胞が急増した。2007 年に訪問就業制が導入されたが、その当時は 13 万人であった中国、独立国家連合出身外国国籍同胞が 2009 年 12 月 31 日現在では、303,368 人と国内で最も大きい移住者グループを形成している。訪問就業制による在留資格を経て現在韓国に滞在しているものの出身国別の内訳は以下の通りである。

表 1-6 訪問就業ビザ(H-2)取得者の国籍別現況(2011 年 12 月 31 日現在)

区分	中国	ウズベキスタ ン	ロシア	カザフスタ ン	その他
取得者の数	293,132	7,610	1,932	465	229
比率(%)	96.6	2.5	0.6	0.2	0.1

出典：韓国法務部出入国・外国人政策本部

訪問就業ビザを取得した入国者の 96.6%が中国出身であり、その他、独立国家連合出身はそれに比べると少ない。中国同胞たちは韓国語を使った意思疎通が可能であり、韓国での就業が有利な一方、独立国家連合出身者は韓国語能力が比較的到低いことで、このような差が発生していると思われる。H-2 ビザのホルダー以外に大きな外国人集団を形成しているのは、非専門就業ビザ (E-9) のホルダーである。

「在外同胞の出入国と法的地位」に関する法は、基本的に海外に居住する「在外同胞」に関する法律であり、これは在外同胞を在外国民（韓国籍のもの）と外国籍同胞に分類している。「在外国民」とは、大韓民国の国民として外国の永住権を取得したもの、または永住する目的で海外に居住するものをさす。「外国籍同胞」とは、大韓民国の国籍を保有したもの、または両親・祖父母いずれかの中に大韓民国の国籍を保有していたもので、外国籍を取得したものを意味する（第 2 条）。

「在外同胞法」では、在外同胞が大韓国内で、不当な規制や処遇を受けられないよう規定し、韓国国内での、社会秩序または経済安定を脅かさない範囲の中で自由に経済活動ができることが定められている（第 4 条）。但し、出入国管理法施行令第 23 条により、日用職等の単純労務行為は禁止されており、「射倖行為」、「またはその他、善良な風俗を害する行為」や、「その他公共の利益または国内就業秩序等の維持の為に、その就業を制

限する必要が有ると認定される場合」はかれらの就業を制限する事ができる。一方、在外同胞が韓国に 90 日以上滞在する場合は、各種財産の取引（不動産、金融）において、韓国人と同等の権利を付与し、国民健康保険の適用を保障している。さらに、1860 年代から 1945 年 8 月 15 日まで旧ソビエト連邦令（独立国家連合）に移住し現在、該当地域に居住している高麗人とその親族を支援する為に「高麗人同胞の合法的滞在資格取得または定着支援の為の特別法」が制定された²⁶。当法により、韓国政府は高麗人同胞の合法的滞在資格取得または生活の安定を支援する政策を作り、実行すべきであると規定している（第 3 条）。その他にも、高麗人の居住国での経済的自立基盤の構築、韓国語の教育、文化活動支援に対する事業実行を規定している（第 6 条）。

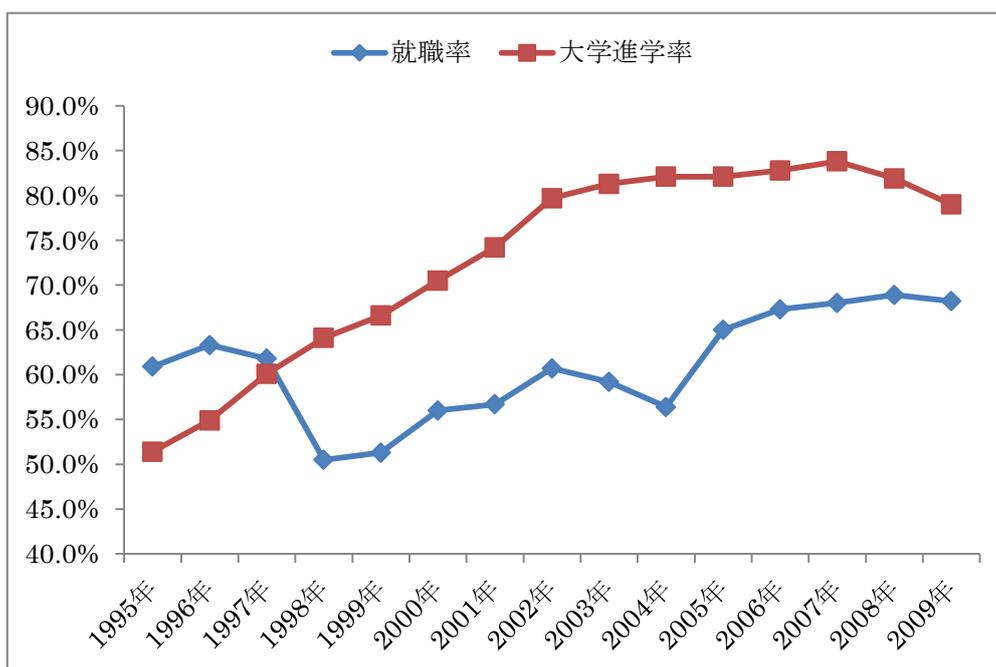
以上で検討した「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」は、在外同胞の大韓民国の出入国と国内での法的地位を保障することを目的とし、1999 年から実施されている。金大中元大統領が選挙公約の一つとして在外同胞の待遇改善を打ち出し、当選後の 1998 年に在外同胞の優待を保障する法令の制定を本格化し、翌年 1999 年から施行された。当時の法では主な対象は在米同胞であり、国際通貨危機（1997 年）以降、在外同胞の韓国の訪問や滞在、国内での経済活動（とりわけ国内の投資）の自由化が目的だったのである。金大中元大統領の当選前の政治活動において在米同胞との密接な関連があったことも要因として推測できる²⁷。1996 年の OECD への加入によって企業の関税での損失の問題、価格競争力の低下したと相まって、都市労働者の生活レベルの改善と確保に対する運動は、民主化直後の韓国政府には無視できない声であった。そこで導入したのが、「産業研修生」という実質的な海外からの労働力だった。

1.2.4 大学進学率の急増と「多文化化」への認識

韓国の移民現象において注目すべき点は、実質的に労働者の受け入れを開始した 1990 年代の韓国社会は、国内の大学進学率が急増した時期であったということである。この時期に大学進学率の上昇と深刻な就職難が同時に起きることで、大学学歴の取得が就職につながるという既存の図式（期待）が大きく崩れ始めた。しかし、それにもかかわらず、韓国の教育アスピレーションは冷却されず、大学進学における競争はさらに激しくなった。つまり、高学歴化が労働市場の構造と合致しなくなった後にも、さらなる過度な教育熱、進学率の上昇が続くことで、深刻な労働力不足が引き起こされた。

²⁶ 1960年代からの国外への移民は政府主導によって推進された（パク・ギョンテ[2008：68-70]）。

²⁷ 在韓中国朝鮮族の新聞社編集長へのインタビュー（2009年2月実施）。



出典：韓国教育開発院「教育統計年報」、「就業統計 DB」より筆者作成

注：就職率の計算法は年度によって変化してきた。

年度	就職率	就職対象者
1995~2005	$(\text{就職者}/\text{就職対象者}) \times 100$	卒業者-(進学者+入隊者)
2006~2009	$(\text{就職者}/\text{就職対象者}) \times 100$	卒業者-(進学者+入隊者+就職不可能者+外国人留学生)

就職不可能者：受刑者・死亡者・海外移民者・6ヶ月以上の長期入院者を含む

図 1-3：大学進学率と大卒者の就職率

1990 年後半の韓国には、図 1-3 に示したように増加した大学進学は大卒者の就職につながらない深刻な就職が続く一方で、中小企業や単純労働職の労働市場では労働力不足が同時に起きることになった。このように、韓国国内の高い失業率が続くなかでも、海外からの移民の受け入れ制度の整備ができたのは、労働市場が分離していることがその背景にあると解釈できる。

外国人労働者の流入による韓国社会の社会経済的影響力を調査した「外国人移住労働者と多文化社会に関する韓国人意識調査²⁸ (2008)」の結果をみると、「合法的移住労働者は韓国人の就職先を奪うことになる」という項目では「そうではない」と答えた者が 40.0%であり、「普通（どちらでもない）」と答えた者が 31.1%、「そう思う」と答えた者が 28.9%であった。また、「合法的移住労働者のせいで韓国の賃金水準が低いままで止

²⁸ 2007年12月基準の住民登録人口統計によってサンプリングした20歳以上の成人男女1200人を対象に2008年12月1日から31日まで実施された調査である（ユン・インジン他[2010：84-85]）。

まっている」という設問に、「賃金が低い水準に止まっている」と答えた者が 23.6%、「そうではない」と答えた者が 39.6%、「普通（どちらでもない）」と答えた者が 36.8%であった。つまり、合法的外国人労働者の流入による韓国の労働市場の変化に対する韓国国民の意識として、自分の仕事を奪われるという意識は少ないという結果が表れている。

さらに、「不法滞在（未登録外国人労働者）移住労働者」に対する認識においても、「合法的移住労働者」に対する認識と同様の結果が表れていた。「不法滞在移住労働者は韓国人の就職先を奪うことになる」という設問では「そうではない」答えた者が 39.3%であり、「普通（どちらでもない）」と答えた者が 32.7%、「そう思う」と答えた者が 28.0%であった。また、「不法滞在移住労働者のせいで韓国の賃金水準が低いままで止まっている」という設問には、「賃金が低い水準に止まっている」と答えた者が 26.6%、「普通（どちらでもない）」と答えた者が 34.9%、「そうではない」と答えた者が 38.5%であり、合法的外国人労働者の流入による韓国の労働市場の変化に対する韓国国民の意識として、自分の仕事を奪われるという意識は少ないという結果が表れている（ユン・インジン他[2010 : 99-103]）。

2003 年に KGSS（韓国総合社会調査）の資料を分析したユン・インジンとソン・ヨンホ[2007]によると、「移民者たちが韓国人の就職先を奪っていく」という設問に対して「そう思う（23%）」、「そう思わない（47%）」という結果が示されている。また「移民者たちが一般的に韓国経済をプラスにしている」という設問に対する回答としては、「そう思う（53%）」、「そう思わない（15%）」という結果が出ており、韓国社会の外国人移住者への寛容な態度が表れている。

また、女性家族部の 2012 年度の『国民多文化受容性の調査研究』の報告書の結果によると、「外国人労働者が増えるとかれらが韓国人の就職先を奪うことになる」に、回答者の 30.2%が「④大体そう思う」もしくは「⑤とてもそう思う」（以下これらを合わせ「同意」と表記する）と答えている。さらに、「外国移住者が増えると韓国人が仕事できる場所を外国人が取ることになり、韓国人の賃金水準が低くなる」という設問に対しては、29.1%のみが同意しているとの結果が表れている²⁹（女性家族部[2012 : 97]）。

²⁹ 高卒以下の学歴を有する者、また女性の場合に当項目に対する高い同意率があらわれている（韓国教育開発院[2011 : 97-101]）。

表 1-7 : 外国移住者に対する脅威認識の平均および同意率

脅威認識に関する設問	平均	標準偏差	同意率(%) ④+⑤
外国人労働者が増えるとかれらが韓国人の職を奪うことになる	2.96	.93	30.2
外国人労働者はわが国の経済に寄与するものより持っていくものの方が多い	2.89	.87	23.5
外国人労働者が増加すると犯罪率が上がることになる	3.06	.96	35.5
外国居住者が増えると韓国の固有文化が脅威を受けることになる	2.94	.94	28.5
外国移住者が増えると韓国人が働ける職場が外国人が取ることになり、韓国人の賃金水準が低くなると思う	2.96	.93	29.1
外国人移住者が増えると多文化家族の子女が増加し、社会問題がより多く発生すると思う	3.07	.90	34.7
わが国に外国移住者と外国人が増加するとかれらを支援するために国家財政の負担が大きくなるだろう	3.20	.85	38.3

注)④：大体そう思う、⑤：とてもそう思う

出典：韓国女性家族部[2012]『国民多文化受容調査研究』

深刻な就職難が続く中でも、こうした外国人労働者の受け入れに関する韓国社会の認識は、外国人労働者の合法化や外国人統合政策の樹立を比較的容易に達成できる背景だと考えられるだろう。

もちろん、国内の労働力が不足している職場での外国人労働者の受け入れや、結婚対象者を探すことに困難を抱えている農村部における海外からの花嫁誘致の政策として受け入れられるようになったこと自体は労働力不足や少子高齢化が韓国国内に移民たちを引き寄せた「プル要因」として理解することが自然である。しかし、国内で深刻な就職難が起きている状況の中で、実質的な外国人労働者の受け入れといえる研修生制度から、非熟練外国人労働者を合法的労働者として受け入れる「雇用許可制度」へと踏み込んだことは、経済的プル要因のみでは説明できない。

国内の就職難が外国人労働者の受け入れに対する懸念とつながる一般的現象とは異なり、韓国では、外国人の受け入れに対する肯定的な認識が形成されていたことは、韓国特有の現象と言える。さらに、このような外国人労働者の受け入れに対して、比較的容易に国民の合意が得られたことの背景には、国民の就職に対する意識や、急激な高学歴化と国内労働

働市場とのズレもあったと思われる。こうした韓国国内の情勢が、経済的理由によって発生した国際移民を促進していたと捉えられる。

1.3 国内制度における「外国人」の地位の変動

本節では、外国籍の子どもの教育の権利保障や多文化教育政策の展開と緊密な関わりがある制度について検討することを課題とする。第 1 に、「内国人 (내국인)」の範疇の拡大と、「内国人」、「外国人」の区分の仕方の変化を読み取るため国籍法の変化に注目し、第 2 に、国内法において「外国籍」と分類されているものに対する制度的権利保障を注目する。これらを通じ、1990 年代以降、韓国社会において認識せざるを得ないものとなってきた、「民族」＝「国籍」＝「居住」の一致が崩れた現象に対して韓国政府が示した反応を考察する。

1.3.1 1990 年代までの外国人政策の概観

1.2 において、1990 年代以前の韓国内での主な移住の現象は国内から国外への出移民であったことを述べたが、それまで韓国内で「外国籍者」、「エスニック・コミュニティ」が存在していなかったわけではない。1990 年代以前に在韓「外国人」と呼ばれていたものは、最大のエスニック・コミュニティであった「華僑³⁰」と「国際結婚家庭の子女」である。1990 年代以前の国際結婚家庭は、外国人男性と韓国人女性との結婚が多く、その子女は出生と同時に外国籍を取得しており、政策的保障の対象の外に位置づけられていた。当時の国際結婚家庭の子女の進学率や就職率は極めて低く、かれらはアメリカの移民法の改正時に大多数がアメリカに移住したと報告されている (パク・ギョンテ[2006])。

また、韓国における華僑は、1882 年の壬午事変を契機とした約 40 人の商人の流入に始まり、同年 8 月に「朝清商民水陸貿易章程」をもとに商業活動が活発になることで「朝鮮半島³¹」への移住が始まったと言われている。さらに、1898 年の「義和団の乱」による中国内部の政治的状況や 1920～21 年の大洪水、人口密度の高さなど中国国内状況によって海外へ移住する動向も「朝鮮半島」への流入増加の背景にある (パク・ギョンテ[1999 : 195-197])。「朝鮮戦争 (6・25 戦争³²)」後、約 2 万人であった華僑の人口は、自然増加によって 1972 年には 3 万 2,989 人まで達していたが、以後減少が続き現在では約 2 万人³³と報告されている (ジョン・サンウ[2008 : 313]、パク・ギョンテ[1999 : 191])。韓

³⁰ 「華僑」とは、中国の領土を離れて生活している中国人を総称する言葉であり、一般に中国籍の維持の有無を問わない概念であるが、近年急増している中国から渡韓した移住者は除く意味で使われている (パク・ギョンテ[1999 : 195])。

³¹ 韓国では「韓半島」と表記するが、本稿では日本語の表記としての「朝鮮半島」を用いることにする。

³² 韓国では、1948年6月25日で起きた戦争という意味での「6.25戦争」や「韓国戦争」と表記するが、本稿では日本語表記の「朝鮮戦争」という表現を用いる。

³³ 確実な統計は収集されておらず、推計数である。出入国管理局の統計によると、2002年当時

国華僑の減少は、政府による制度的差別や韓国社会の差別的認識に起因していると指摘されている（王[2008]、パク・ギョンテ[1999：191]）。特に、朴正熙政権時の通貨改革によって華僑の人々の生活が困窮に陥ることで、韓国からの流出が長年続き、結果、韓国内華僑の人口減少は華僑学校の衰退にもつながった。

このように、1990年代以前の韓国の外国人に対する政策は、国際結婚家庭子女に対する消極的排除、華僑への制度的差別を特徴とし、「国籍」＝「民族」＝「居住」の一致を前提とする「国民」とその外側に位置づけられる「外国人」という図式であった。

韓国で、「国際化に見合った政策導入の必要性」が叫ばれ始めたのは、1990年代の金泳三政権からといえる。しかし、1993年からの金泳三政権は、「グローバル化政策の基調の下、国際的フレームに複合する民主社会の建設」を掲げてはいたものの、特筆するほどの政策的転換はみられなかった（ヨ・ビョンチャン&クァク・ヨンチョ[2012：221-222]）。むしろ、軍事独裁時代の「民族経済の発展」のために韓国政府が行った「外国人に対する経済活動の規制政策」は金泳三政権でもそのまま継続された。

しかし、1990年代後半の韓国の外国人政策をみると、特に金大中政権以降に顕著な変化が起きている。1997年のIMFの管理後に出帆した金大中政権に課されたもっとも重大な課題は「経済回復」だったが、そんな中、外国人投資家に関する措置は、金大中政権が行った改革措置の中でも最も注目を浴びた。この時期に、国外の資本や人材の誘致を進めるために、在外同胞法の制定による韓国に居住していない「国民」の地位保障や、国籍法の改正、長年世代をわたって韓国に居住してきた華僑への永住権の付与などが推進され、韓国社会に「在韓外国人の統合政策」が登場するようになった。外国人の投資政策が大幅に修正され、さらに、この当時の金大中政権は東南アジアの華僑の資本の誘致に注目していたため、韓国における最大のエスニック・コミュニティでもある華僑コミュニティの地位の向上³⁴に向かうようになり、華僑学校の地位にも大幅な変化が起きた。

1.3.2 民族をベースとしない「市民権」の登場

1.3.2.1 国籍法：帰化制度の簡易化と複数国籍の許容

韓国は、基本的に血統主義の国籍法を採択している。1997年以前には父の国籍によって子の国籍が決定される「父系血統主義」を採用していたが、1997年より「父母両系血統主義」に改正され、「父または母が大韓民国の国籍のもの」に出生と同時に韓国籍が付与されるようになった。1997年の国籍法改正により、母のみが韓国籍者である子どもも韓国籍を取得できるようになり、出生と同時に韓国籍を取得できる条件が大幅に拡大された。さらに、1997年の国籍法の改正時に、韓国籍者と結婚した者の帰化要件の緩和、法改正施行前の10年の間に韓国籍の母と外国籍の父の間に生まれた子女に対して韓国籍取得を可能

で21,629人の華僑が韓国で暮らしていると報告されている（王[2008：242-243]）。

³⁴ 1998年の出入国管理法の改正により、華僑を含めた「長期居住外国人」の滞在資格（ビザ）の延長期限を3年から5年に延長した。2002年には、韓国華僑の法的地位向上に関する法案が国会に提出され、同年永住権制度が導入された。

にする特例も設けられた。

また、外国籍者の韓国国籍の取得要件も韓国の国籍法によって規定されている。本稿では、特に韓国の移民統合政策としての「国籍」取得に焦点を当て、帰化による外国人の韓国国籍取得と、2010年に改正された「複数国籍」制度に注目する。

2010年までの韓国国籍法では、大韓民国の国籍を取得した外国籍所有者は、韓国国籍を取得した日から1年以内に外国籍を放棄することが義務付けられていた。しかし、2010年5月に改正され2011年1月1日より施行された国籍法では、韓国国内での外国籍の行使の放棄を誓約したものに限り、外国籍と韓国籍のどちらも認める複数国籍が認められている(第10条)。ただし、複数国籍の許容対象者は、帰化した外国籍者の中で以下のような項目に該当する場合のみに限定されている。① 結婚移民者で、指定する期間の間に婚姻した状態で韓国に居住した者、② 大韓民国に特別な功労がある資格として特別帰国した者、③ 科学・経済・文化・体育など、特定分野で優秀なる能力を保有する者で、大韓民国の国益に寄与すると予想されると認定され、特別帰国した者、④ 本人の意思にも関わらず、外国の法律または制度により外国国籍の放棄が困難な者、である。また、外国籍同胞の場合は、① 成年になる前に外国人に入養され、外国国籍を取得した後、韓国籍回復許可を貰った者、② 外国籍同胞で、満65歳以後、国籍回復許可を貰った者、に複数国籍が許可されている。

さらに韓国政府は、移民者への統合政策の一環として韓国への移住者の早期定着のために帰化制度の大幅な簡素化を図った。

国籍法による外国人の帰化には一般帰化、簡易帰化、特別帰化の三つの分類がある(第5条、第6条、第7条)。以下の表1-8は、韓国籍の取得要件と複数国籍の可否についてまとめたものである。

表 1-8 : 帰化の要件(申請の日現在、大韓民国に居住地がある者に限定する)

分類	国籍取得要件		複数国籍の可否
分類	居住期間	資格	複数国籍
一般帰化	連続5年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大韓民国「民法」上の成年 ・ 品行の端正な者 ・ 自身の財産と機能または生計を共有する家族に依存し、生計を維持する能力を持つ者 ・ 国語能力と大韓民国の風習に対する理解等、大韓民国の国民として基本素養を持つ者 	不許可
簡易帰化	連続3年以上	父または母が大韓民国の国民だった者	不許可

簡易 帰還	連続 3 年 以上	大韓民国で出生した者で、父、または母が大韓民国で出生した者	不許可
簡易 帰還	連続 3 年 以上	大韓民国国民の養子で、入養当時、大韓民国の民法上の成年であった者	不許可
簡易 帰還	連続 2 年 以上	大韓民国国民と婚姻した状態で、大韓民国に 1 年以上継続的に住所を持つ者	許可
簡易 帰還	連続 2 年 以上	大韓民国国民と婚姻した状態で、大韓民国に住所を持つ間に、婚姻相手の死亡、失踪、またはその他自身に責任がない理由で、正常な婚姻生活ができなかった者で、2 年の期間を満たし、法務部長官が認定する者	不許可
簡易 帰還	連続 2 年 以上	大韓民国国民との婚姻により、出生した未成年の子女を養育する、または養育すべき者で、韓国に継続して 2 年居住し、法務部長官が認定する者	許可
簡易 帰還	連続 1 年 以上	大韓民国国民と婚姻し、婚姻状態で 3 年が過ぎ、大韓民国で継続的に 1 年以上住所を持つ者	不許可
簡易 帰還	連続 1 年 以上	大韓民国国民と婚姻し、婚姻状態で 3 年が過ぎ、大韓民国に住所を持つ間に、その婚姻相手の死亡、失踪またはその他、自身に責任がない理由で正常な婚姻生活ができなかった者で、1 年の期間を満たし、法務部長官が認定する者	不許可
簡易 帰還	連続 1 年 以上	大韓民国国民と婚姻して 3 年が過ぎた者で、婚姻により出生した未成年の子女を養育する、または養育すべき者で、継続的に韓国居住 1 年の期間を満たし、法務部長官が認定する者	不許可
特別 帰化	無し	父、または母が大韓民国の国民である者	不許可
特別 帰化	無し	大韓民国に特別な功労がある者	許可
特別 帰化	無し	科学・経済・文化・体育など、特定分野で優秀なる能力を保有する者で、大韓民国の国益に寄与すると予想されると認定される者	許可

出典：韓国法制處・国家法令情報センター(<http://law.go.kr>)

簡易帰化の項目を見ると、その対象が韓国籍者と国際結婚をした結婚移民者が主たる対象であるということが確認できる。

国籍法は、どの集団に市民権を与えるかを定義しているものであるため、誰を国民として認め、法的保障をするかという意図を読み取ることができる。

「韓国人」から生まれ、血統を受け継ぎ韓国で居住しているものを韓国籍と認識していた、まさに「国籍」＝「居住」＝「民族」の図式の上で成立した国籍法から、2000年代以降の国籍法への変化は、「国籍」＝「居住」＝「民族」が一致しないものに対する市民権の付与に至ったことを表す一面として読み取れる。

1.3.2.2 永住権制度・地方参政権制度の導入

2002年、韓国華僑の法的地位向上に関する法律案が国会に提出され、同年に永住権制度が導入されるようになった。居住ビザ（F-2）を持つ外国籍者のうち、韓国で5年以上の居住した者であれば永住権（F-5）の申請が可能になった。

長年在韓外国人として居住していた華僑は、韓国生まれにもかかわらず出入国管理法によって5年ごとに居住ビザ（F-2）の在留許可の申請をしていた。2002年の永住権制度開始のわずか3年間で、全体の華僑の数の半分以上（53.1%）が永住権（F-5）を取得している（韓国統計庁[2005]、パク・ギョンテ[2008:188-189]）。

表 1-9：永住者の法的地位

滞在期間	身分継続期間（滞在期間延長許可義務の免除）
再入国許可	出国した日から1年以内に再入国する者に対しては再入国許可を免除、出国した日から1年を超過し再入国しようとする者は再入国許可が必要
活動範囲	滞在資格の区分による活動の制限を受けない

出典：韓国出入国・外国人政策本部（ヨ・ビョンチャン&クァク・ヨンチョ[2012]再引用）

さらに、永住資格を持つものには2008年より参政権が付与され、政治参加も法的に認められるようになった（ヨ・ビョンチャン&クァク・ヨンチョ[2012: 227-228]）。韓国における地方参政権は、1999年の金大中政権時より在外同胞の法的地位向上のために議論され始め、2005年には公職選挙法が改正された。2006年5月31日に初の外国人の投票権付与が実現された。

1.3.3 在韓外国人の権利保障に関する法律の制定：「多文化政策」の開始

1.3.3.1 在韓外国人処遇基本法

外国人労働者および国際結婚を契機とする移民により「外国人」が急増している現状に対し韓国政府は、「外国人」の社会統合のため2006年5月に「外国人政策基本方向および推進体系」を確立し、その後続措置として「在韓外国人処遇基本法（2007年5月17日）」を制定した。深刻化する人口減少と労働市場の国際化により、外国人労働者の流入や国際結婚の急増はもはや避けられない現象であると認識し、政府の管理の下での外国人

労働者の受け入れに踏み切り、在韓外国人の韓国社会への統合と多文化共生のコンセンサス形成を目指す方向へ転換したといえる（白井[2008a : 135]）。さらに、外国籍の住民の増加に伴う韓国社会との軋轢（あつれき）等、所謂「外国人問題」が急増しており、フランスで起きた移民暴動のような社会不安を回避するため、外国人政策への前向きな姿勢を示す必要があったことも理由として挙げられる。

在韓外国人処遇基本法は、在韓外国人の急増の現象に対応するために韓国に滞在する外国人に対する処遇を規定する基本法であり、第 1 条においてその目的を、「在韓外国人に対する処遇などに関する基本的事項を定め、在韓外国人が大韓民国社会に適応し個人の能力を十分に発揮できるようにし、また、大韓民国の国民と在韓外国人がお互いを理解し尊重する社会環境をつくり大韓民国の発展と社会統合を促す」と明記している。同法には、外国人と多文化家庭に対する差別の防止や支援、そして難民の処遇と支援、一般大衆の多文化についての理解を増進するための法令が包含される（在韓外国人処遇基本法第 14 条、第 18 条）。

「在韓外国人処遇基本法」では、第 2 条第 1 項で「在韓外国人」を「大韓民国の国籍を持たない者で、大韓民国に居住する目的を持って合法的に滞在している者」、また、第 2 条第 3 項で、「結婚移民者」を「大韓民国の国民と結婚したことがあるもの、または婚姻関係にある在韓外国人」と定義し、第 2 条第 2 項により同法の対象を「在韓外国人」と定めている。同法で保障することとしては、第 10 条以降で外国人の人権擁護、韓国社会への適応のために必要な教育等の支援、結婚移民者およびその子女に対する支援、永住権者、難民、国籍取得者に対する処遇、外国人と韓国国民が互いの文化・歴史を理解・尊重するために現体制の不合理的を是正することと定められており、在住外国人の韓国社会への統合と多文化共生のための基本的な姿勢が定められている。

多数の地方自治体では、「在韓外国人処遇基本法」を基に「居住外国人支援に関する条例」が制定された。各地方自治体によって内容の違いはあるが、行政案すべてが 2006 年 10 月に準備した標準条例案を基本として制定されたためその差は少ない。条例の主な内容は、居住外国人が一般住民と同様に地方自治体の公共施設、各行政的サービスの利用できることの保障である。

在韓外国人処遇基本法は、在韓外国人（「大韓民国の国籍を持たない者で大韓民国に居住を目的とし合法的に滞在している者（在韓外国人処遇基本法第 2 条）」と、第 12 条において「結婚移民者とその子女」の大韓民国への適応のための支援体制を規定している。しかし、対象範囲を「合法的」滞在者と限定していることから、未登録滞在者（超過滞在者）である外国人労働者やその子女が支援対象から除外されていることが指摘されている（チョ・サンギョン他[2006]、イ・ジョンユン[2010]）。

1.3.3.2 多文化家族支援法

2000 年以降、国際結婚の増加により移民および国際結婚の家庭の子どもが増加し、社会

適応、教育といった様々な問題が発生している現状に対して、2000年以降、各省庁が個々に支援政策を行ってきたが、より横断的な支援、および、家族政策の基本法として制定されている「健康家庭基本法」の理念の実現のため、特に問題が生じがちな多文化家族を対象として、2008年3月に「多文化家族支援法」が制定された。「在韓外国人処遇基本法」が外国人の早期定着に焦点を当てているのに対し、「多文化家族支援法」は家族政策の一環である、という政府意見が発表されており、特に家族内での問題に沿った内容となっている。

同法の目的は、第1条により「多文化家族の構成員がより良い家族生活を行えるための支援」と定められている。具体的には、多文化家族の構成員が人間としての尊厳を維持し、健康的家庭生活を営むことができるようにする支援政策を強化することで、多文化家族構成員が韓国社会に早期適応し、大韓民国の発展と社会統合に貢献できるようにすることを目的としている（ヤン・ヨンジャ[2007:187]）。「国家および地方自治体は児童の保育・教育を実施の実施にあたって多文化家庭の構成員の児童が差別されてはいけないこと」（第10条第1項）、またさらに第10条第2項と第3項では、地方自治体と教育自治体が多文化家族の成長過程における教育に関連する多様な支援をできるように法的根拠を整備した（オ・ソンベ[2009:311-312]）。

また、同法で保障するものとして、第5条以降で多文化家族に対する理解の増進、生活情報提供、教育支援、平等な家族関係の維持のための措置、家庭内暴力の防止、出産・産後の支援、児童の保育・教育、多言語によるサービス提供などが定められている。「多文化家族支援法」のもとに行われている主な活動を見てみると、韓国語教育、伝統礼儀教育、韓国料理作りなどであり、一部で家庭内問題の相談や就職支援もあるが、韓国の文化や韓国語の教育に主な焦点が当てられている（ヤン・ヨンジャ[2007]）。

同法は、多文化家族に対する社会的差別や偏見を予防し、文化的多様性を尊重する多文化の理解増進のための教育と、広報を行うための支援体制を構築することを定めている。また、「初等・中等教育法第2条」・「高等教育法第2条」に基づく学校では「多文化家族に対する理解を高める教育を実施するための施策を制定・施行すべき」であることが明記されている。（多文化家族支援法第5条）。さらに、生活に関する各種情報を提供、社会適応教育や職業教育の支援、各種相談事業、保育・教育支援、家庭内暴力の被害者に対する保護や支援等を規定しており、多数の地方自治体はこれに基づき「多文化家族支援条例」を制定し、事業を行っている。

しかし、多文化家族支援法第2条による「多文化家族」とは、「在韓外国人処遇基本法」第2条の「結婚移民者」および大韓民国国民と結婚移民者で構成された家族、または、「国籍法」第3条・第4条による帰化や認知によって韓国籍を取得した者と大韓民国の国籍の者で構成された家族であり、多文化家族支援法による支援対象として規定している。

同法は、多文化家族に対する支援体制を法制度化した点においては重要な意義を持つが、同法における「多文化家族」とは、大韓民国の国籍保持者が含まれる家族のみを指してい

るため、同法による支援対象から外国人労働者、留学生、脱北者が除かれていることが指摘されている（イ・ギョンヒ [2010]、チョ・サンギョン他 [2006]、ジャン・ソンヒ [2010]、イ・ジョンユン [2010]）。同法は必ずしも韓国社会への多文化主義導入を目的としているとは言いがたく、白井 [2008b] の指摘のように、「結婚による移民者の大部分は定住することが予想され、国籍法第 6 条で簡易帰化が認められているため、将来的に韓国籍を取得する可能性が高い。そのため、多文化家族への支援は、移民女性の人権保護という側面だけでなく、「将来的な国の安定」を目的とする社会統合を促進するため」とも説明される。いわば、将来的に韓国国民となる移民女性とその子どもを国がサポートするという発想であると解釈できる（白井 [2008b : 154]）。

1.3.3.3 外国人労働者に関する権利保障

外国籍者の労働者としての権利は、主に「雇用保険法」と「産業災害補償保護法」によって保護されている。「産業災害補償保護法」は、外国籍労働者であっても、労働者の権利である業務上災害による被害の補償と、災害(被害)からのリハビリを補助する「産業災害補償保険」に加入できること（第 1 条）を明記している。しかし、産業災害補償保険を申請する場合、出入国管理事務所滞留資格の有無が通報されるので、超過滞在状態の申請者は治療が終わるとともに即時帰国しなければならない。そのため合法的滞在資格を持たない外国人労働者は産業災害補償を自ら回避する恐れがあることが指摘されている。

「雇用保険法」による外国人の雇用保険の適用対象者は以下の記述のように定められている。「韓国内に滞在する「在外同胞」と外国人労働者の場合は、任意加入対象者として雇用主と労働者の合意下で加入を申請することができる。保険金は労働者と事業者が分担することが原則である」。

表 1-10：外国人雇用保険適用対象

在留資格	適用可否	備考
駐在(D-7), 企業投資(D-8), 貿易経営(D-9)	相互主義加入	雇用保険に相応する保険料と給与に対し、該当する外国人出身国家法が大韓民国国民に適用されない場合は除外する
短期就業(C-4), 教授(E-1), 特定活動(E-7), 専門就業(E-9), 船員就業(E-10), 訪問就業(H-2)	任意加入	加入には外国人勤労者の同意が必ず必要
居住(F-2)	当然加入	次の資格で F-2 在留資格取得者は除外 「国家公務員法」または「地方公務員法」により、公務員として任用された者 ・永住(F-5)資格を失った者の中で、国内生活関係での権益保護等を考慮して法務部長官が国内での継続的滞在の必要性を認定する者
在外同胞(F-4)	任意加入	
永住(F-5)	当然加入	

出典: IOM『移民政務政策研究院研究報告書 No.2011-01』

1.3.4 移住児童に関する法制度

本節では、外国籍児童・生徒の教育政策の現状と背景について検討する。その際、外国籍の子どもの教育権保障という国際人権レジームが韓国の教育政策に与えた影響に注目する。

1.3.4.1 国際規範の批准

(1) 国際人権規約

「国際人権規約」は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）」として、国連が「人権に関する世界宣言」の実効性を持たせるため 1966 年に採択された規約である。韓国がこの人権規約を批准したのは 1990 年である。韓国が批准した国際人権規約は憲法第 6 条第 2 項により国内法と同等の効力を持っている。韓国が批准した、外国籍の子どもの学習権保障とかわりがある条項は以下の通りである。

差別禁止に関する規定において国籍は差別禁止の事由として挙げてはいないが、A 規約と B 規約のそれぞれ第 2 条第 1 項において「人種・民族的出身による差別の禁止」が含ま

れるといえる（チェ・ホンヨブ[1997:25]）。また、A 規約第 10 条では児童の権利と関連して家庭と母性の保護、少年労働の制限³⁵を、第 13 条では教育を受ける権利などを規定している。B 規約第 24 条では児童の平等権、姓名権などが明記されている。

すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する（B 規約第 24 条）。

人種・民族的出身にかかわらず、子どもが労働から保護され教育を受ける権利を保障することのみならず、家族が子どもの教育を受ける権利を保障すべきであることが定められている。

(2) 子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）

韓国は 1991 年に国際連合（1989）の「子どもの権利条約」を批准した。

第 2 条

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第 28 条

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

³⁵（前略）国は年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童に賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである（A規約第10条）。

本条約は、すべての児童・生徒が、社会的出身と関連したいかなる差別も受けず、未成年者としての地位で保護措置を受ける権利を持っており、すべての人に「義務教育の門徒を開くだけでなく高等教育の機会」も能力次第で与えることを明示している。

1.3.4.2 国内外国人保障制度による移住児童の権利保障

先述した外国籍者などの権利保障の法制度においては、「外国人」全般のみならず、子どもの学習権の保障についても定めている。

ここでは、国内法における「多文化の子ども」の権利保障の条項の改正について紹介し、教育法上における制度変化は第2章・第3章で詳しく取り上げることにする。

(1) 「児童福祉法」上の移住児童の権利保障

2006年9月に、基本理念を規定する「児童福祉法」第3条の改正が行われた。同法によって禁止される差別に「人種」の項目を加え「児童は自身または親の性別・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害有無・出生地域・人種等によるいかなる差別も受けず育つべきである」と改正することで人種による差別の禁止を明文化した。また、これらとともに「国家と地方自治団体は児童が自身または親の性別・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害有無・出生地域・人種等によるいかなる差別も受けないために必要な施策を講究するべきである」という第4条・第5条を追加することで、政府と地方自治体による保障責任をより明確化した（イ・ソンオン&チェ・ユ[2006: 116-117]、ジョン・サンウ[2008: 329]）。

(2) 「在韓外国人処遇基本法」上の移住児童

「在韓外国人処遇基本法」第12条では、結婚移民者およびその子女の処遇に関して、「①国家および地方自治団体は結婚移民者に対する国語教育、大韓民国の制度・文化に対する教育、結婚移民者の子女に対する保育および教育支援等を通じて結婚移民者およびその子女が大韓民国社会に適応するように支援できる。②第1項は大韓民国の国民と事実婚の関係から出生した子女を養育している在韓外国人およびその子女に対して準用する」と規定されている。法的婚姻関係を問わず、国際結婚家庭から生まれた子どもの保育や教育支援が明記されていることがわかる。

(3) 「多文化家族支援法」上の移住児童

結婚移民者等の児童に対する就学前の保育、および教育支援と就学児童の学課、および放課後の教育に必要な支援ができるようになった³⁶（第10条）。

³⁶ しかし、多文化家族支援法の適用の対象は、多文化家族と結婚移民者等の合法的滞在者に限定されていることから、滞在資格を持たない未登録移住児童の支援は含まれていない。

法制定の当時は、「移住者家族の保護および支援等に関する法律案」と「多文化家族支援法案」の間で議論が行われ、結果として、「多文化家族支援法案」が採択されたため、「移住者家族の保護および支援等に関する法律案」に提示された未登録移住児童の権利に関する項目のすべてが承諾されたわけではなかった。結果的に、第 2 条で多文化家族の定義を「国籍帰化した者および、結婚移民者」としており、在韓外国人処遇基本法で「結婚移民者」を「大韓民国国民と婚姻をした在韓外国人」としていることから、白井[2008b : 155]が指摘するように、「たとえ「多文化」な家族であっても、韓国以外の異なる国同士の外国人が結婚した家庭に対しては、国としての支援は行わない。あくまで将来的に韓国国籍を取得する者、韓国国籍の子どもを出産し養育していく家族に対して支援が行われる」のであり、実質的に「在韓外国人処遇基本法」と適用範囲が重なり、依然として支援法によって保護されないカテゴリーは残されている。

支援法の制定によって対象を「国際結婚家庭を含む合法的滞在者」に限定していることは、支援団体の活動の対象に影響を与えていた。

【まとめ】

本章では、急速な高学歴化を経験した韓国における移民受け入れの現象を理解することを試みた。

1990 年代以前の国際結婚家庭は主に、外国人男性と韓国女性との結婚が多く、その子どもは出生と同時に外国籍を取得しており、制度的保障の対象の外に位置づけられていた。当時の国際結婚家庭の子女の進学率や就職率は極めて低く、かれらはアメリカの移民法の改正時に大多数がアメリカに移住したと報告されている（パク・ギョンテ[2006]）。韓国における国際結婚家庭子女の集団は見えない存在へと追いやられ、消極的な排除を経験している。また、1945 年以前から滞在していた華僑は、1970 年代の韓国政府の「民族経済の発展」のための「外国人に対する経済活動の規制政策」による経済的困難を経験した。こうした制度的差別はかれらの海外への移住を促進し、華僑コミュニティの衰退という結果をもたらした。このように、1990 年代以前の韓国の外国人に対する政策は、「国際結婚家庭子女」に対する排除、華僑への制度的差別であり、これは「国籍」＝「民族」＝「居住」の一致を前提とする「国民」とその外側に位置づけられる「外国人」という図式であったと読み取れる。

しかし、1990 年代以降の韓国の外国人政策をみると、特に金大中政権以降、変化が現れている。高度人材の受け入れのための制度整備や、在外同胞法の制定による韓国に居住をしていない「国民」への地位保障や、国籍法の改正、国際結婚の奨励、長年世代を渡って韓国に居住している華僑への永住権の付与などが推進され、韓国社会に「在韓外国人の統合政策」が登場するようになった。しかし、80 年代後半より流入し滞在していた非熟練外国人労働者や国際結婚家庭は政策の対象にはならなかった。本研究では、1990 年代を

韓国政府によって外国人処遇が「序列化」された時期として捉える。

第1章で試みたもう一つのアプローチは、「教育システム」を軸に1990年代に「新しく起きた移民」の現象を読み取ることであった。1990年代に顕著にみられた韓国社会における高学歴化は、就職難と労働力不足を同時に引き起こし、都市化の現象を加速させ農村の非婚問題を引き起こすことで移民の受け入れ国となる重要なプル要因となった。さらに、韓国の高学歴化については、その進行が急激であったことと、政府主導で行われたことが、移民受け入れの合法化や統合政策の成立の背景として重要である。大企業と中小企業の不均等な発展モデルと、1990年代の大卒者の氾濫は、就職難と労働力不足を同時に引き起こすこととなった。また、この時期の際立った現象は、女性の進学率の急激な上昇である。女性の高学歴化とそれに追いつかない労働市場は、韓国の婚姻率低下に加担していた。韓国の国際結婚の急増の背景には、都市と農村地域の格差問題や、都市の貧困問題が存在している。さらに、1990年代に起きた経済危機は、こうした高学歴化に伴った社会変動に対応するというよりは、国外資本や人材への依存度を増加させる結果となった。したがって、高度人材を誘致すべく、国内での外国人の権利保障の政策の必要性が提起され、これにより、海外からの投資を促すために在韓外国人の処遇制度の樹立に繋がった。

本研究では、こうした韓国国内の高学歴化とともに起きた社会変動が、外国人の受け入れやかれらの統合政策に対する韓国社会構成員の肯定的「認識」につながり、その結果、政策転換への合意を比較的容易に獲得しえたと解釈する。

53 頁から 70 頁までは単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定のため、著作権等の理由により非公開とする。

第二部

韓国的「多文化教育」の展開

第3章 教育機会の拡大と既存の教育内容への修正

第二部にあたる第3章と第4章では、序論で提示した移民受容モデルに沿い、多文化教育開始によって「韓国の学校」の制度内で行われた変化について考察する。韓国教育部が設定している多文化教育政策の教育目標は、「多文化家庭生徒の教育格差の解消、多文化家庭保護者の社会的力量の強化、多文化教育基盤及び多文化理解の拡散」である（教育科学技術部[2008]）。このことから、学校教育における政策的浸透の様相を分析する際に、文化的多様性維持の支援や韓国語・韓国文化教育実施など多文化教育の文化的側面のみならず、教育の平等を果たす実践としての側面にも注目する。

韓国の学校教育における政策としての多文化教育の導入について、教育機会の提供、教育内容の修正、教育達成の保障という3つのレベルでどのような変化が起きたのかを検討することを課題として設定する。「教育の平等」の実現のための実践としての多文化教育を考察するために試みた本研究のアプローチは、児童・生徒が入学・編入した時点での教育機会の保障のみに焦点を当てるのではなく、高等教育までを含む全教育課程を通しての「教育を通じた包摂³⁷」として多文化教育の展開を捉えるという視座を取る。上記の3つのレベルをみるために、全教育課程を含めて検討する。

さらに、第3章と第4章の分析を通じて、多文化教育の導入による既存の教育システムの変容の様相から、韓国の教育システムの特徴を読み取ることが試みる。なぜならば、政策としての多文化教育の実態は、教育目標とそれを通じた社会の目標によって差異が現れるためである（Sleeter&Grant[2003]、アン・ビョンファン[2009]再引用）。

3.1 多文化教育に関する既存研究と本研究の課題

既存の理論における多文化教育の目標は、以下のように述べられている。Davidman[2008]は多文化教育の目標を、文化的多元主義を受容し、教育平等を実現させ、人種や性別などへの偏見を減少させることであると述べている。Manning&Baruth[1996]は、多文化教育を人種・ジェンダー・文化的・宗教的などの差異を認識、受容させ、理解を促す教育と示している。また、多文化教育はこれらを通じ生徒を民主主義の理念である正義と平等の実現に参加させることという。バンクスの『民主主義と多文化教育』において、多文化教育の理念とは「多様な人種的・民族的・社会階級の出身の児童生徒が教育的平等を経験するように学校・大学など教育機関を変革しようとする運動であり、教育の平等、あらゆる差別をなくすことを目標に持続的に努力する過程」であると示されている

³⁷ 本研究では、「教育を通じた包摂」を自身のライフコースのキャリア形成につながりうる学歴形成（教育経験）の過程として定義する。つまり、学校教育の教育機会の提供がキャリア形成につながる教育達成と成りうるかを「教育を通じた包摂／排除」という概念として用いる。2011年度のプロポーザル・コロキウムで提示した「教育による包摂／排除」の概念はそのまま用いているが、意味の理解を助けるために「教育を通じた包摂／排除」という表現に修正した。

(バンクス[2011])。以上のように、既存の理論研究における多文化教育の教育目標やその実現方法も様々ではあるが、大きく分類すると多様な文化理解と教育平等の実現という二つの要素が重要な教育目標として立てられていると言える。

韓国教育部による多文化教育の導入の制度化が進められた 2007 年前後には、韓国教育部や政府傘下研究所である韓国教育開発院の報告書にて、既存の教育を問い直し「多文化教育政策」の方向性が論じられるようになった。また、学術研究でも「多文化」をキーワードに移民研究が盛んになり、とりわけ移住児童の教育問題が教育学と社会学の分野で中心に取り上げられ、移住児童の教育政策の設立の必要性や政策の方向性が議論された。

先述のように、韓国の教育政策として定められている多文化教育の教育目標は、「多文化教育推進法案(2008)」において、第 1 に「多文化家庭生徒の教育格差の解消」、第 2 に「多文化家庭保護者の社会的力量の強化」、第 3 に「多文化教育基盤及び多文化理解の拡散」であるとまとめられる(教育科学技術部[2008]、ジョン・ウホン[2009])。多文化教育の政策的な導入を図り始め 2 年が経過した 2009 年の時点での韓国教育部の「教育福祉政策課長」が発表した「韓国の多文化教育政策」の論文においても、韓国教育部の多文化政策目標として、第 1 に、「多文化家庭生徒と保護者の力量強化」、第 2 には、「我が社会の多文化理解を増進」が掲げられている。このように韓国の多文化教育の方向性の議論において、韓国の多文化教育の教育目標には、文化的多様性維持の支援や韓国語・韓国文化教育といった文化的側面のみならず、教育の平等を果たす実践としての側面が掲げられている。

しかし、韓国の多文化教育の展開に関する研究において、その教育目標が文化理解を促す教育であり、とりわけ韓国語の教育やの韓国文化の教育になっていることが指摘され、韓国の多文化教育が「同化主義」に基づいていると議論されている。韓国の多文化教育政策の現状と政策の問題点を考察したソン・ギョンソプ[2010]は、政府の各省が実施している多文化教育政策の政策内容を「言語教育」、「韓国文化教育」、「職業教育」、「母国アイデンティティ教育」、「多文化理解教育」に分類し、さらに、政策の対象を、「国際結婚家庭」、「外国人労働者家庭」、「脱北者の家庭」と区分し分析を進めた。その結果、韓国の多文化教育は韓国語教育と韓国文化理解が中心に行われており主流社会への「適応教育」に重点が置かれているため、「排他的同化主義」に基づいていること、政策の対象が「国際結婚家庭」に偏っていて多様な移住形態を考慮していないことを指摘している。

しかし、これらの韓国の多文化教育の展開に関する研究で取れあげられている主な研究対象は、学校教育で多文化家庭子女の支援政策として実施されている教育内容である。このように、支援政策としての側面に注目しているゆえに、具体的議論の対象が、韓国語教育の必要性、移住児童の学校への適応のための韓国文化の教育、韓国の児童生徒に対する多文化(他文化)理解教育が「多文化教育」として強調されている。しかし、支援政策としての教育実践を同化主義に基づいているとは解釈し難い。

本研究では、言語教育や多文化理解教育の実施といった教育内容および中等教育までの

教育機会提供などの「学校における包摂」のあり方に注目することにとどまらず、「教育システムとしての包摂」のあり方をみることを目標とする。従って、上記の教育目標が設定された韓国の学校教育における多文化教育の政策的展開のあり方の分析のために、教育機会の提供、教育内容の修正、教育達成の保障の3つのレベルでどのような変化が起きたのかを検討することを課題として設定する。

第1の「教育機会の提供」の側面について、第2章では従来の外国人子女の教育機関（外国人学校など）に対する制度改善を通じての外国籍児童・生徒の教育機会の保障の面に注目したのに対し、本章では、義務教育の対象ではない外国籍児童・生徒の「韓国の学校」での教育機会の保障に注目する。具体的には、韓国の学校への「編入学の機会の保障」と、学校教育で実施される教育事業の裏づけとなる教育政策に焦点を当てる。

第2の「教育内容の修正」の側面の分析のために、既存の教育課程である国史教科の教育目標や教育内容の変化を時系列に追う。多文化教育は、「事実上、多民族によって構成されている現代の国民国家において、多種多様な文化的・民族的背景をもつ青少年、とくに先住民、移民、外国人労働者、定住外国人、その他の少数民族集団など、社会的に不遇な立場にある少数文化集団（エスニック・グループ）の子供に対して、（中略）彼らのエスニシティ（民族性）や文化的特質を尊重する教育理念および教育実践活動（江原[2000]）」と定義されている。多文化教育的な実践を広げていくには、それが「隠れたカリキュラムを含めた学校文化の見直しであり、文化を相対化する視点であり、社会との関与を意識するプロセス（中島[1998]）」であることが重要なポイントとされている。民族の概念は、「身体的特徴（人種）や文化・習慣・宗教・言語を共通しているという事実」である客観的要素と、「自分たちを共通の祖先をもつ感情的なきずなで結ばれた仲間であるとする心理的なプロセス」を指す主観的要素が併合されたものとして理解されている（イサジフ[1996]）。しかし、これらの客観的要素と主観的要素は二つの独立したものではなく、客観的な要素を通じて主観的な要素が構成され、または主観的な要素を通じ客観的な要素が解釈される。「歴史」はこのように客観と主観が交わるところに出現し、公教育において教育されるべきものとしての「国民教育」が立ち現れる。

以上の理由により、国民教育としての歴史教科の教育内容の変化に注目することで多文化教育の導入が既存の教育に与えた変化を検討する。特に本章で焦点を当てるのは、「多文化教育」として追加された教育内容ではなく、既存の教育内容における変化した部分である。したがって、教育内容の変化を分析する本章の研究対象としては、国史教科書（韓国史教科書）における高麗時代のモンゴルに関する叙述に焦点を当てる。なぜならば、この時代が国家の自主性が侵害された時期としてみなされ、植民史観の受容と対抗を経た「後期の高麗時代」は、韓国史の中でも最も対外交流が活発に行われた時期であるからである。さらに、対外抗争史の叙述には、その背景として「国家」のねらいや要求が反映されやすいことから、高麗時代のモンゴルに関する叙述を取り上げ「国史教育の中での、「他文化」と「自文化」のせめぎ合い(関係)の位置づけがどのように変化しているのか」

を分析し、韓国の「民族主義」教育の変遷を検討する³⁸。

韓国的多文化教育の展開を分析するための第 3 の課題は、移住児童の教育達成の保障がどのように扱われているのかを探ることであり、大学進学制度において移住児童の進学の保障がどのように捉えられているのかに注目することで、それを考察する。第 3 の課題は第 4 章において分析を進めることにする。

3.2 外国籍児童・生徒への教育機会の保障

3.2.1 国内制度による教育機会保障の対象の拡大

韓国の教育基本法第 4 条では、「国民」の児童・生徒を対象とする条項であるが、同法において異なる人種による教育的差別が生じることが禁じられることが明記されるようになり、教育法施行令の改正を通じ、外国籍児童・生徒の教育機会の保障の項目が追加されるようになった。

外国人労働者の子どもが増加し、かれらの韓国の学校への入学・編入問題が浮上したことに対し、韓国政府は外国籍児童・生徒の韓国の学校への入学・編入の保障のための初等・中等教育法施行令第 19 条（「帰国学生および多文化学生などの入学および転校」）を 1998 年に制定し、以降、7 回の改正を実施した。以下では、1998 年の制定から現在の 2013 年改正法までを時系列に追い、注目すべき改正が行われた際の内容を挙げ、その変遷を検討することとする。

1998 年の制定当時の初等・中等教育法施行令第 19 条は、「在外国民の子女の入学手続きなど」という項目名で設けられ、その中で「外国人の子女」の編入学の手続きについて定めている。

[1998 年 2 月 24 日制定]

第 19 条³⁹（在外国民の子女の入学手続きなど）①在外国民または外国人が保護する子女または児童が国内の初等学校に入学する場合や最初の転入学をする場合は、出入国管理事務所長が発行する出入国に関する事実証明書または居留申請書を、居住地を管轄する当該の学校長に提出することで第 17 条および第 21 条の規定により入学または転校手続きに代えることができる。②外国から帰国した児童は第 16 条や第 21 条の規定にもかかわらず教育官が決めた内容に従い帰国学生の特別学級が設置された初等学校に入学または転校できる。

³⁸ 現在韓国における外国人労働者の子女の中で最多を占めるエスニック集団はモンゴル出身の子どもであり、さらに近年はモンゴルと韓国との国際結婚の増加によりモンゴルにルーツをもつ「多文化家庭子女」が増加していることから、「多文化教育」政策の中心的な対象となっていることもモンゴルに関する叙述を分析する意義があると思われる。

³⁹ 筆者の翻訳によるものである。以下、韓国の法律に記載している表記をそのままを用い、直訳をすることにする。

政府による多文化教育の実施を開始した直後である 2008 年改正は、外国籍の子ども、とりわけ未登録滞在の子どもの学校への入学・編入の可能性を教育法施行令にて明記した点で注目に値する。

[2008 年 2 月 22 日一部改定]

第 19 条（在外国民の子女の入学手続きなど）①在外国民または外国人が保護する子女または児童が国内の初等学校に入学する場合や最初の転入学をする場合は、「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて「出入国管理法」第 88 条による出入国に関する事実証明または、外国人登録事実証明の内容を確認することで第 17 条および第 21 条の規定により入学または転校手続きに代えることができる。但し、その在外国民または外国人が確認に同意しない場合は出入国に関する事実または外国人登録事実を証明する書類または賃貸借契約書、居住事実に対する隣友保証書⁴⁰など居住事実を確認できる書類を提出するようにする。

②外国から帰国した児童は第 16 条や第 21 条の規定にもかかわらず教育官が決めた内容に従い帰国学生の特別学級が設置された初等学校に入学または転校できる。

2008 年の改正による変更点は、下線の部分である「または賃貸借契約書、居住事実に対する隣友保証書など居住事実を確認できる書類」という内容が加わったことである。児童・生徒の入学に当たって、外国人登録の証明や出入国事実の証明が求められていたのに対し、「居住の事実」を証明するだけで手続きを可能にしたのである。これは、外国人登録や出入国事実が証明できず、学校へのアクセスができない児童・生徒や、学校長の裁量によって入学の可能性が左右されることなど、それまで子の未登録の身分によって発生していた不就学問題を解決するための措置であった。

初等・中等教育法施行令の改定理由の一覧においても、2008 年の改正（施行 2008 年 2 月 22 日大統領令大 20635 号）では、2 つの点を取り上げられ一つは、初等・中等学校での退学処分の手続きに関する内容であり、そのもう一つが、「不法滞在中の児童」の就学の保障に関する項目であった。滞在資格を持たない未登録の児童・生徒の就学保障に関する議論はそれまでも行われ、2001 年と 2003 年に改正が行われたが、それでも続く就学問題に対し、2008 年の改正には「不法滞在中の児童」という表現を用いその改善を目的としていることが明記されている。

以下、韓国の法制処の国家法令情報センターが公開している「初等・中等教育法施行令の制定・改正理由（2008）」を取り上げる。初等・中等教育法施行令第 19 条の改正理由は、「現在国内で不法滞在中の児童が国内学校に就学をしようとする場合居住事実の確認のみで就学できるようにする現行制度の運営上にあらわれた一部の不備点を改善・補完す

⁴⁰ ある事実または内容を立証するにあたって主体になる者に対し、よく知っている隣人または知人がその事実に虚偽がないことを保証する文章である。

るため」である。その「主要内容」とは、「不法滞在児童の国内学校の入学または転学手続きの改善（第 19 条第 1 項）（1）現在国内で不法滞在中の児童の場合には関連法令による書類不備などを理由に国内の学校に入学または転学することができないため児童の教育を受ける権利が事実上侵害を受けている実情である、（2）不法滞在中の児童に対し賃貸借契約書や、居住事実の隣友保証書などを通じて居住事実の確認が可能であれば国内学校に入学または転学を可能にする」（下線は筆者による）と記載されている。つまり、未登録の児童に対する「教育を受ける権利」保障の観点から法改正が行われたと解釈しうる。

2008 年以降、教育法施行令第 19 条に大幅な改正が行われたのは、2013 年 10 月の改正である。第 19 条の項目名が「在外国民の子女の入学手続きなど」から、「帰国学生および多文化学生などの入学および転校」と変更され、同法で保障される対象が具体化された。特に、注目すべき点は、国内学校への入学・転校手続きの保証のみならず、教育機関の選択の機会を保障したことである⁴¹。

[2013 年 10 月 30 日一部改正]

第 19 条（帰国学生および多文化学生などの入学および転校）①次の各項の一つに該当する児童または学生（以下この条項で「帰国学生など」とする）の保護者は第 17 条および第 21 条の規定により入学または転校手続きに代え、居住地が含まれている学区内にある初等学校の長に帰国学生などの入学または、転入を申請できる。

1. 外国から帰国した児童または学生
2. 在外国民の子女の児童または学生
3. 「北韓離脱住民の保護および定着支援に関する法律」第 2 条第 1 号による北韓離脱住民である児童または学生
4. 外国人の児童または学生
5. その他の初等学校に入学または転校する前に国内に居住していなかった場合や国内に学籍がないなどの事由により第 17 条第 21 条による入学または転校の手続きができない児童または学生

②第 1 項の申請を受けた初等学校の長は「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて「出入国管理法」第 88 条による出入国に関する事実証明または外国人登録の事実証明の内容を確認しなければいけない。但し、帰国学生などの保護者がその確認に同意しない場合には次の各号のいずれに該当する書類を添付させなければいけない。

<新設 2010.10.27>

1. 出入国に関する事実または、外国人登録事実を証明できる書類
 2. 賃貸借契約書、居住事実に対する隣友保証書など居住事実を確認できる書類
- ③ 外国から帰国した児童は第 1 項にもかかわらず教育官が決めた内容に従い帰国学生の特別学級が設置された初等学校に入学または転校できる。

⁴¹ 韓国法制処による改正理由の説明を参照した。

④「多文化家族支援法」第 2 条第 1 号による多文化家族の構成員の児童または学生（以下、「多文化学生」とする）は第 17 条および第 21 条にかかわらず教育官が決めた内容に従い多文化学生の特別学級が設置された初等学校に入学または転校できる。

改正前には教育の選択の自由の保障の項目において「帰国した子ども」のみを明記したことから、改正後には「多文化の子ども」の「特別学級」が設置された学校を選択できることが定められている。

さらに、2013 年には「多文化学生教育支援法律案」が議決されることで、「多文化学生学力審議委員会」が設置されるようになった。これにより、移住児童が海外の学校から国内の学校への編入する時の手続きにおいて、それまでの（出身国での）学力証明書類の不備による編入や学歴認定の問題を解決することを目的として施行令の改正が行われたのである。

3.2.2 多文化家庭子女の教育支援政策

韓国では、2000 年以降多文化教育を支援するための法律の制定にむけた努力も活発に行われており、韓国政府は、2006 年から 2007 年にかけて各学校に多文化教育の施行を義務付けるための関連制度を制定している。韓国教育部では、2006 年度と 2007 年度に「多文化家庭子女教育支援の計画」を発表し、2007 年改訂教育課程では汎教科の主題の一つとして「多文化教育」を導入した。以後、韓国教育部は国際結婚家庭子女、「脱北者」子女、外国人労働者子女を「多文化家庭子女」と定義し、「多文化家庭子女」への教育対策が議論されている。

具体的には、韓国教育部は 2006 年 5 月に「多文化家庭子女の教育支援対策」を発表し、そのなかで「放課後学校教育」プログラムを開設・支援し、大学生の‘mentoring’事業の対象者に「多文化家庭」の子女を優先的に選定し実施することで子どもの情緒的安定を図るほか、「不法滞在者」の子どもへの教育権保護のための協議、少数者の配慮教育・韓国語教育・韓国文化教育のための教員育成、地域の人的資源開発事業を通じた地域単位の支援プログラムの活性化法案の策定などの総合的対策を立てることを推進している。また、韓国教育部が「多文化教育関連の研究開発、教育庁事業のモニタリング、教育大での「多文化教育講座」を開設し多文化教育の基盤を構築」し、「多文化家庭子女の韓国語・基礎能力向上、保護者のための生涯教育及び情報提供、相談支援、教師研修などを支援の拡大することが挙げられている。

さらに、2007 年の教育課程の改訂時には、教育課程に多文化に対する理解と尊重を涵養する教育内容を強調・追加することが定められるようになった。また、当時の教育課程の改訂において「多文化家庭子女の教育支援対策」として注目された内容とは、教師の「多文化理解」を増進するための『教科書方案の指導資料』を発刊・配布し、教育課程の改正の際に中学 3 年の『道徳』の教科書に「他文化偏見克服」の章の設置を検討するなど、

「教科課程と教科書上の単一民族主義の再検討を行う」という方針である（ヤン・ヨンジャ[2007: 209]）。

また、2007年には「多文化家庭子女の教育支援計画（2007）」が発表され、教育庁が大学などをセンターに指定し「多文化教育センター」の運営を開始した。主に、学校や支援団体で実施されている「多文化教育」は、韓国文化や韓国語教育など「多文化家庭子女」の適応を重視する内容で構成されている（ヤン・ヨンジャ[2007: 214]）。同年韓国教育部は、外国人労働者の集住地域である安山市所在の2つの学校を指定し、学校生活への適応や韓国語教育を目的とした「外国人勤労者子女の特別学級」を運営している。

3.3 韓国の学校教育における「民族教育」の変遷

－歴史教科における教育目標と教科書の叙述の分析を通じて

本節では、多文化教育の実施の下で、既存の教育内容の修正がいかに行われたかについて分析を行う。多文化教育への転換の過程にある韓国の公教育における歴史教育の展開を分析することで、多文化主義と国民教育の変遷を検討することを目標とし、その中のネーションの捉え方の変化を検討したい。そのため歴史教科の中の国史教科の教育目標における「民族」の捉え方と、それが教科書の叙述としてどのように現れているのかについて分析を行うこととする。教科書叙述の分析では、国史教科書（韓国史教科書）におけるモンゴルに関する叙述について焦点をあてることにする。これは、現在韓国への中途入国児童（ニューカマー）の子どもの中で最多を占めるエスニック集団はモンゴル出身の子どもであり、さらに近年はモンゴルと韓国の間で国際結婚の増加によりモンゴルにルーツをもつ「多文化家庭子女」が増加しているからである。このような現状から韓国教育部は、「多文化教育」政策の一環として、初等学校におけるモンゴル出身の多文化教師の加配やモンゴルと韓国の両国間の教育内容（教育制度）の理解のために教師の派遣研修も実施している。また、2009年の教育課程の改訂からは高校教育に「東アジア史」が歴史教育として新しく設けられ、東アジアでの国際関係の中での歴史認識が重要視されるようになり、モンゴルに関する叙述が既存教科書に比べ比重が置かれるようになった。

韓国の国史教科書でのモンゴルに関する叙述は13・14世紀の高麗時代でのみ扱われており、その叙述は、モンゴルからの侵略と経済的略奪、それに対する対蒙抗争を中心として記述されてきた。これは、韓国史において日本の植民地期とならび、高麗時代のモンゴル侵略と元の干涉期までの時期が、自主性が阻害された時期としてみなされているためである（ユン・ヨンヒョク&ムン・ギョンホ[2011]）。また、韓国の歴史教科書での高麗時代のモンゴルに関連する叙述に現れる歴史観には、北方地域の遊牧民に対する歴史記述と認識を中国とともにしている点、日本の植民地時代に行われた教育からの影響、韓国と北朝鮮の分断とモンゴルで社会主義時代が続いた点が影響していると指摘されている（キム・ダンテク[2007]）。

日本の植民地期に韓国で行われた歴史教育の中で歪曲された歴史の一つとして「蒙古の高麗侵攻」が取り上げられ、その内容の叙述は他律史観に基づき「大陸勢力の支配と影響」を強調することで、韓国の劣等意識を注入する教育として動員されていた。また、韓国と北朝鮮の韓国史教科書における高麗時代のモンゴルに関する叙述は、高麗時代の対外抗争史研究で比較研究が行われている。統一への意識が高まってきた 1990 年代後半において、両社会の歴史認識の統一を目標として歴史教科書における対外抗争史が注目されるようになった。対外抗争史は歴史の中で同じ民族として同質感を確認するという目的で扱われたためである。北朝鮮と韓国の高麗時代の対蒙抗争に関する叙述は、どちらも自主性を強調するという面では共通している。しかし、高麗時代の叙述の構成においては、韓国では各分野について比較的均等に叙述されているのに対し、北朝鮮では対外抗争に比重が置かれ、とりわけ契丹との戦争・モンゴルとの戦争が強調されている点で異なる。北朝鮮と韓国の時代の区分・目次の構成を比較したカン・ウチョル&シン・ヒョンシク[1990]の研究によると、単元名が「13 世紀モンゴル侵略者を倒した高麗人民の闘争」と名づけられており、その叙述が量的（比重）にも韓国と大きく異なることが特徴として取り上げられている。内容については、対外抗争の主導層を韓国では国家ないし支配層中心の叙述であるのに対し、北朝鮮では人民大衆の対外抗争に焦点が当てられ、支配階層と被支配階層を比し階級闘争の歴史として叙述している（キム・ヒョンジュン[2010]）。このような差異はそれぞれの歴史教育の目標の違いからであり、北朝鮮の歴史教育は政治体制の目的性を強調しているため「内外の敵に反対し戦って勝ち抜いた人民の闘争の歴史」として歴史教育が行われている。

このように対外抗争史の叙述には、その背景として「国家」のねらいや要求が反映されやすいことがわかる。韓国では近年、排他的民族主義による歴史教育への批判が高まり、韓国史の教育において、世界史との関連、その中での特殊性と普遍性が強調されるようになった。特に、2009 年に改訂された韓国史の教科書では「対外関係を通じて、高麗社会・文化の多元性と開放性」を学習することが、内容目標として立てられている。多文化教育と密接に結びついている多文化主義とは、「ある社会の内部に複数の文化が共存することを積極的に評価しようとする考え方や運動」を意味している（江原[2000]）。

そこで本節では「国史教育の中での、「他文化」と「自文化」のせめぎ合い(関係)をどのように位置づけるのか」という問いを設定する。自主性が侵害された時期としてみなされ、植民史観の受容と対抗を経た「後期高麗時代」は、韓国史の中でも最も対外交流が活発に行われた時期でもある。韓国の歴史教科書の叙述の分析を通じ、高麗時代のモンゴルの対外関係と、その中での文化的・社会的影響をどのように教育しているのかを明らかにし、モンゴルとの関係で生まれたもの、影響されたものをどのように位置づけているのかを明らかにすることを課題とする。韓国の歴史教科書のまえがきにも書かれている「すべての歴史は現代史」であるという言葉の通り、歴史教科書の叙述はその時点での社会を反映したものであることから、何が教育されるべきものとして語られているのか、どのよう

な教育理念の下に何が強調されてきているのかを分析する。

韓国の歴史学の動向を踏まえ、国史教科の「教育目標」、「国史教育の性質」が定められている教育課程の特徴と歴史教科書の叙述を照らし合わせることを研究課題とする。分析には、2001年度からの第7次教育課程と、多文化教育が制度化された以降に改訂された2009年度改訂教育課程の高等学校で使われている教科書を用いる。韓国の教育制度では中学校では政治史を中心に学習し、高校では文化史・思想史・社会経済史を中心として学習するためである。

3.3.1 韓国の歴史学の動向と「民族」

韓国史研究における大きな特徴として民族主義史学の支配的存在が挙げられる。日帝強占期を経験した韓国の歴史学において、抗日運動の一環として「民族意識の再発見と自国歴史の再認識」が目標として掲げられていた。このような民族主義史学は開放後も続き、韓国の20世紀後半の歴史学界の特徴とも言える。特に、1960年代軍事政権下の政治的変化の中で民族的価値観がより強調され、民族アイデンティティの確立、民族史の体系化が行われるようになった。このような1960年代後半からの「国籍ある教育」という文教政策により韓国の伝統と文化を強調する研究の動向の中で、東洋史や西洋史を「異質な文化」としてみなした「外国史」としての位置づけにより研究の不振を招き、結果的には韓国史研究においても統合性と一体性を低下させたことになった。このような動向は学校教育の歴史教育にも強く現れている。

今日の歴史学の課題として掲げられているのは、分離された歴史学の回復である。これは、韓国史と外国史のつながり、世界史の中の韓国史についての研究を目標として行われてきた（チャ・ハスン[2007]）。

3.3.2 高麗史研究⁴²の争点

韓国史における日帝植民地史学者による研究は他律史観に基づいており、これは高麗時代の研究での元の政治的干渉に対する関心として現れている。三品（1940）は『朝鮮史概説』で元の支配を強調し、「蒙古に対する服属」を一つの章としてまとめ以下のように記述している（キム・ダンテク[2007]）。

政治はもちろん風俗習慣にまで蒙古のものをならっていた。その事大的藩属性が著しく現れている点で朝鮮歴史上に特記すべき時代である。（…）しかし、（官名などの改称は）蒙古の風習を採用したように蒙古より強要されたものではなく、むしろ高

⁴² 韓国における高麗時代の研究の流れを、2007年ソウルで開かれた光復60周年記念シンポジウムをまとめた「高麗時代史研究の争点と課題」を基に追うことにする（キム・ダンテク[2007: 112-141]）。

麗が自らそれを採択したものである⁴³。

続いて、韓国における高麗時代の研究においては、対外関係史での歴史研究のみならず「社会の内部で起きていた問題を中心に扱うべき」という意識が台頭した。さらに、1961年のイ・ビョンド[1961]の研究であげられている、元の干涉期に対する評価をみると、「蒙古流の職制・職名が現れ、蒙古風的生活様式が一部の社会に行われ、高麗王統に蒙古の血液が混ざるなど、すべてのものが混在的で変貌的であって、私はこの自主性を失われた服属時代を変質期の高麗と呼ぶところだ（イ・ビョンド[1961:619]）」と述べており、自主性の損害、モンゴルによる文化的・社会的影響を否定的に捉えている。

日帝植民主義史学者による制度史において中国、元の影響を強調する傾向は強く、解放後の韓国の歴史研究では高麗の制度が独自のものであったことを究明することに焦点が当てられていた。このような、元の影響力を意識した既存の研究の動向に対し、近年の研究では「元をしてそのような決定をさせた当時高麗の政治状況、また政治状況を創出した政治勢力のあり方」を民族的な感情から脱出し解明する動きが活発であり、キム・ダンテク（2007）はこのような外からの影響を否定したり、独自性を強調する研究ではなく、制度的模倣があった当時の社会的背景を究明すべきであると述べている。

高麗史研究では、民衆の生活についての研究はあまり活発に行われておらず、高麗時代の民衆研究は主にかれらの「抵抗」に関心が集められていた。農民の乱の原因として、旗田（1934）は中央統治力の弛緩や困窮をあげ、1959年のビョンの研究では、高麗の民衆の社会・身分意識の高まりが挙げられている。1980年代以降、民衆反乱に対する研究が活発になることで、支配層であった武臣政権にとって対蒙抗争は政権の維持の名目であった反面、農民と賤民が抗蒙の主体であり、対蒙抗争は高麗の民衆の力量を示すものとして評価されるようになった。

蒙古の侵略軍がせめて来てわが国土が蹂躪され政府はこれに対し何等の果敢な積極的対策を設けられず祖国の運命が厳粛な危機に逢着しているときに抗戦の主体になり命をささげ戦場にでたのは主に農民と賤民だった（カン・ウチョル&シン・ヒョンシク [1990]）。

このような評価は、1980年に起きた「光州民主化闘争」以降一般化され、これには軍事政権の支配という社会的状況がその背景にある。当時の歴史学者にとって武臣政権に対する民衆の抵抗を描くことは、国民の抵抗を促進するという「軍事政権打倒に対する知識人の役割」としても捉えられていた（キム・ヒョンジュン[2010]）。しかし、このような研究は時代が変化するとともに説得力を失うことになり、高麗時代民衆反乱の特有の特徴や、それらが成り立つ社会的背景を究明することで高麗の武臣政権時代を理解する必要性が挙

⁴³ 三品昭英（1940）『朝鮮史概説』弘文堂 p.108

げられるようになった。

次に、歴史学の動向が学校教育の国史教科の目標にどのように反映され、また、教科書の叙述として現れているのかをみていく。

3.3.3 国史教科の教育目標と教科書叙述

3.3.3.1 第6次教育課程（1995-1999）

第6次教育課程の教科書の叙述においては、モンゴルからの侵略を扱う前に、東アジアの政治的变化を説明している。しかし、第5次教育課程の教科書と比べ、契丹の侵略の対抗する過程でモンゴルへの貢物が行われるようになった理由が省略され、強要と扱われるようになったことで、当時高麗の軍隊とモンゴル軍が連合した事実と、後の二国の関係との関連が見えにくくなっている。

後の対蒙抗争において、韓国の当時の崔氏政権への批判が明確に書かれており、さらに、崔氏政権が終わることで「やっと元との和議し・・・」という叙述が見られ、民衆は元への和議を望んでいたようにも読み取れる（Yoon[2011]）。さらに、以前の教育課程（第5次教育課程）では注の部分で記述されていた、モンゴルの文化的交流と影響が本文に入るようになった。さらに、モンゴルの干渉による文化的・社会的影響についての叙述にも変化が現れた。

モンゴルの干渉により高麗は各分野で多くの損失があったが、主権国家としての位相だけは守り抜いた⁴⁴。

第6次教育課程の教科書では、伝統を守り抜いたという叙述が削除されており、「伝統」への文化的な影響があったこと自体の否定はなくなったと読み取れる。

その背景となるこの時期の歴史学において、グローバル化への意識が高まりや、世界史との関連での分析、民族主義から脱皮すべきという動きが研究（歴史教育）に反映し始める時期である。第5次で指導要領に入っていた「世界史との関連」が、第6次教育課程では国史教育の目標として設けられ、各章の内容の概要では、「（4）中世社会の発展」において、高麗時代の社会変化の姿と民族文化の発展、北方民族との抗争の過程を把握し、東アジアの中で変容していく高麗社会の時代の性格を認識するようにする」とまとめられている。さらに、教育課程で定めている教育方法でも、「韓国史が世界史との有機的関係の中で展開されていることを把握させ(・・・)」が挙げられており、以前の教育課程に比べ「グローバル化」を意識した歴史教育を目標として設定し、韓国史の発展と世界史との関連や影響が強調されるようになった。

第6次教育課程の国史教科で、韓国史を世界史との関連で理解することが強調されるよ

⁴⁴ 第6次教育課程国史教科書 国사편찬위원회・1종 도서연구개발위원회 1996 『고등학교 국사(상)』 대한교과서주식회사 p.130

うになり、最も大きい変化は国史教科書に「韓国史の正しい理解」という章が第1章として設けられたことである。その中でも、第1章第3節の「韓国史と世界史」では、「北方遊牧民と激突を重ねながらかれらの文化も受容した。(…)韓国史を正しく認識するためには(…)世界史及び周辺国家との連携性も考察するべきである。つまり、世界史と関連した韓国史の認識、世界史に鳥瞰される韓国史のすがたを探究するべきである⁴⁵⁾」と書かれている。第1章第4節「世界化時代の歴史学習」では、「世界史の潮流に対応できず植民地期を経験することになり」と述べながら、「グローバル化時代の歴史認識は(…)世界の変化に積極的に対応する開放的民族主義によるものである⁴⁶⁾」と書かれている。既存の民族主義に基づいていた歴史教育への再考が教育目標にも反映され始めたと捉えられる。北方遊牧民の文化の受容をみとめ、北東アジアの情勢の変化の中での韓国史を理解するために、東アジアの情勢が述べられるようになったことがこの時期の教科書叙述の特徴である。

3.3.3.2 第7次教育課程(2000-2010)

「世界史との関連での歴史の把握」は第5次教育課程(1987-1994)から国史教科の教育目標として設定され、その後の第6次教育課程では、教科書の本文として「正しい歴史認識」という章が盛り込まれた。そこでは、韓国史が韓国人の歴史のみでは成り立たず他民族との関係で展開されているという認識に基づき、「グローバル化時代の歴史認識は(…)世界の変化に積極的に対応する開放的民族主義によるものである⁴⁷⁾」と記述され、世界史との関連での韓国史の把握や「民族」を強調する歴史教育からの脱皮の必要が強調された。このような流れは第7次教育課程にも続いており、そこでは「民族の活動を民族史的次元のみならず世界史的次元で総合関連的に把握する」ことが「国史教科の性質」として定められた。

第7次教育課程の教科書の叙述では、モンゴルの高麗の侵略についての記述の前に東アジア地域の変動についての内容が一つの節として設けられ、国際情勢がより詳しく叙述され、国史教科書では初めてチンギス・ハーンの挿絵が挿入された。また、モンゴル帝国の地図も載せられ、モンゴル帝国に関して以下のような評価も叙述されるようになった。

13世紀にはモンゴル族が大きく興隆し中国大陸を領有して、アジアの大部分とロシアの南部まで掌握する世界帝国を築いた。これにより東西の文化交流が大きく促進され

⁴⁵⁾ 第6次教育課程国史教科書 国사편찬위원회・1종 도서연구개발위원회 1996 『고등학교 국사(상)』 대한교과서주식회사 pp.8-9

⁴⁶⁾ 第6次教育課程国史教科書 国사편찬위원회・1종 도서연구개발위원회 1996 『고등학교 국사(상)』 대한교과서주식회사 p.10

⁴⁷⁾ 第6次教育課程国史教科書 国사편찬위원회・1종 도서연구개발위원회 1996 『고등학교 국사(상)』 대한교과서주식회사 p.10

た⁴⁸。

モンゴル帝国がアジア地域に与えた肯定的な影響が叙述されている。また、モンゴルとの戦争期にも、国内でモンゴルとの講和を求める勢力が強くなっていた点が明記され、講和を結んだ後に、モンゴルが高麗の主権と固有の風俗（風習）を認めたという内容が追加された。

モンゴルは高麗を完全に征服しようとする当初の計画をあきらめ、高麗の主権と固有な民俗を認定した。これは高麗の粘り強い抵抗がもたらした結果である⁴⁹。

モンゴルが高麗の民俗を認めたことは「高麗の粘り強い抵抗」の結果と述べられてはいるが、以前の教科書では、高麗の主権と風習が保護された理由を、高麗人の強い「民族性」と述べていたのと比べ、モンゴル側の方針でもあったと述べることは、自主性の保護が相互の関係性より成り立っていたと見做すことであろう。教育課程に設定された韓国史の世界史との関連での把握の重要性が教科書の叙述として現れている。

また、教科書の第1章「韓国史の正しい理解」でも多民族との交流と民族の発展を結びつけており、世界史と関連させ歴史を把握する意義がより強調されている。

我が民族は、(…)多様な民族と国家との文物を交流しながら内在的变化と発展を築いてきた⁵⁰。

国史教科書での第1章第3節の「韓国史と世界史」では、新しく「民族文化の理解」という単元が設けられ、次のように記述している。

私のものが最高だという排他的民族主義も、私たちのものをすて外来の文化のみを追従することもグローバル化時代には捨てるべき閉ざされた考え方である⁵¹。

このように、排他的民族主義の批判が教科書の内容として明示されるようになった。しかし、「我が民族」と他民族との交流の観点から韓国史と東アジア地域史と捉えるという設定は、以前の教科書にあった閉鎖的民族主義教育への再考という歴史学研究的動向が反映されているといえる。しかし、韓国地域に韓国史を共有している「ひとつの民族」があるという素朴な描き方は、「単一民族意識」につながるものだが、この時点で批判の対象とはなっていない。

⁴⁸ 第7次教育課程高等学校国史教科書 교육과학기술부 2002 『고등학교 국사』 두산동아 p.63

⁴⁹ 第7次教育課程高等学校国史教科書 교육과학기술부 2002 『고등학교 국사』 두산동아 p.73

⁵⁰ 第7次教育課程高等学校国史教科書 교육과학기술부 2002 『고등학교 국사』 두산동아 p.12

⁵¹ 第7次教育課程高等学校国史教科書 교육과학기술부 2002 『고등학교 국사』 두산동아 p.13

3.3.3.3 2009 改訂教育課程（2011-現在）

2009 年改訂の歴史教科書は 2011 年より発行され教育現場で使用されている。2009 年の改訂からは、教科書名が国史から「韓国史」へと変わり、最も著しい変化は国定教科書であった韓国史教科書が、検定を受けた 6 つの民間出版社より発行されることになった点である。これまでの国定教科書は、国家の支配イデオロギーや特定の史観の注入や排除が起りやすいという懸念から、一種教科書として教育が行われてきたことが指摘されていた。単一の歴史観でまとめられていた歴史教育が、検定を経るとはいえ、多様性を持つこととなったのである。

韓国史の科目は我が歴史が形成・発展してきた過程を扱う。これを通じ韓国史が世界史の発展過程の中で形成された歴史の産物であることを把握し、現在の韓国人の暮らしを理解することに重点を置く。

2009 年改訂の教育課程に定められている韓国史教科の性格と目標では、「民族」の強調がなくなり、「韓国人」としてのアイデンティティの涵養と同時に「世界人」としての自負心を育むべきとしている。また、歴史教科全般では、過去に対する相異なる解釈と視角の認識を目標として設けている点は、イデオロギーや特定の史観や解釈として行われた歴史教育の転換とも言える。

しかし、教科書の叙述に関しては、2009 年改訂による教科書では近・現代史に重点が置かれているため、中世にあたる高麗時代の叙述は大幅に縮小されている。以前の教科書では高麗時代が 52 ページに渡って叙述されているのに対し、2009 年改訂の教科書では 9～20 ページとその分量が約 3 分の 1 以下になった。このような紙幅の縮小により詳細な叙述や多方面での説明は難しくなったのは事実だが、限られた紙幅の中でどの部分が削除され、どの部分が強調されるようになったのかが明確になる点が興味深い。

教育課程で定められている内容体系は、「高麗と朝鮮の成立と発展」というところで、「高麗の建国と統治体制の整備過程」、「高麗の対外関係と文化発達」の二つが内容要素として設けられている。また、その内容目標は、「東アジアの国際関係のなかで高麗の対外関係および文化交流を理解し、これを通じ高麗社会の文化の多元性と開放性を探る」となっている。

実際の各教科書にどのように叙述されているのかをみってみる。まず、13 世紀の北東アジアの状況とモンゴルの高麗への侵略について以下のような叙述がなされている。

モンゴルは 13 世紀にチンギスカンによって部族が統一された。以降モンゴルは高麗の方向に勢力を拡張した。高麗に対する無理な朝貢を要求していたモンゴルは使臣

の殺害されたことを口実に侵略してきた⁵²。

13世紀初め、遊牧生活をしていたモンゴル族が統一を果たし、金を攻撃し北中国を占領することで北東アジアの情勢は大きく変化することになった。高麗も契丹を追い払う過程でモンゴルと接触するようになった。その後高麗に無理に朝貢を強要していたモンゴルの使臣が殺されると、モンゴルはこれを口実に高麗を侵略した⁵³。

13世紀中葉にモンゴルがたびたび侵入した⁵⁴。

第7次教育課程で詳しく述べられていた、13世紀の北東アジアの状況とモンゴルの内容は、2009年改訂の教科書では縮小され1つの文章にまとめられている。また、一つの教科書以外には、モンゴルからの侵略の前のモンゴルと高麗の関係が具体的に叙述されていない。次に、第7次教育課程からその叙述が変化した、支配と自主性（主権）と文化的交流についての叙述をみてる。

モンゴルと講和を結んだ後、高麗の国王は元皇帝の婿にし、二回に及び高麗は元の日本の遠征に強制動員され、内政干渉を受け領土の一部まで奪われるなど高麗は自主性に深刻な損傷を受けた⁵⁵。

対外関係史では、対蒙抗争をする中での国内の政治的状況と講和の関係⁵⁶や、その後モンゴルがどのような政策を立てていたのかの叙述は省略され、対蒙抗争とモンゴルとの講和を結ぶことによる韓国社会の損害に焦点が当てられている。

ただ、一つの教科書では「モンゴルの侵略と元との交流」という単元が設けられ以下のように叙述されている。

モンゴルは国の名前を元とし、高麗の政治に対し干渉した。高麗と元の間では多くの人的物的交流が成しとげられる。高麗にイスラム系統の人びとの帰化も行われ、元には商人・留学生・学者・僧侶などの多様な人が渡っていった。かれらの活動を通じモンゴルの風習・食べ物・科学・技術などを受け入れた。また元でも高麗の風俗が広まることのできた⁵⁷。

⁵² 2009年改訂教育課程韓国史教科書 『고등학교 한국사교과서』 (주)지학사 p.48

⁵³ 2009年改訂教育課程韓国史教科書 『고등학교 한국사교과서』 비상교육 p.58

⁵⁴ 2009年改訂教育課程韓国史教科書 『고등학교 한국사교과서』 미래엔 p.50

⁵⁵ 2009年改訂教育課程韓国史教科書 『고등학교 한국사교과서』 미래엔

⁵⁶ 講和を結ぶ過程で国内にも講和を結ぶことを望んでいた勢力があったことが述べられていない (미래엔[2011])。

⁵⁷ 2009年改訂教育課程韓国史教科書 『고등학교 한국사교과서』 천재교육 p.45

元の政治的な干渉と、高麗・元の間の人物的交流を関連させ叙述される教科書も登場するようになる。モンゴルの侵略と交流を関連付けて叙述されていない教科書においても「高麗の対外交流と文化」の単元において、モンゴル文化との交流の影響が以前の教育課程に比べ比重を置かれ叙述されている。

以上、韓国の国史教育の教育目標の変化とその背景にある歴史学の動向を踏まえ、教科書の叙述としてどのように現れているのかについて分析を行った。特に、教育課程により定められている国史教育の性質と教育目標において「民族」がどのように捉えられているかに焦点をあてた。

第6次教育課程では、教科書の本文として「正しい歴史認識」という章が盛り込まれた。韓国史が韓国人の歴史のみでは成り立たず他民族との関係で展開されているという認識に基づき、「グローバル化時代の歴史認識は(…)世界の変化に積極的に対応する開放的民族主義によるものである⁵⁸」と記述され、世界史との関連での韓国史の把握や「民族」のみを強調する歴史教育からの脱皮を図り始めた。このような流れは、第7次教育課程にも続いており、他民族や国家との交流を通しての「我が民族」の内在的な発展の構築が教科書の本文で強調されるようになった。しかし、韓国史の理解において「我が民族」と他民族の交流という図式は韓国史を共有するたった一つの民族のものであるように設定していることになり、その背景に「単一民族意識」があると捉えられる。

しかし、政府主導の多文化教育の導入後に設定された2009年改訂教育課程における歴史教育の教科目標では、韓国史教科の性格づけと目標において、「民族」意識を強調する記述が削除され、「韓国人」としてのアイデンティティの涵養と同時に「世界人」としての自負心の育成が強調されるようになった。また、歴史教科全般についていえば、過去に対する相異なる解釈と多様な視角からの認識を目標として設けている点は、特定の史観や解釈として行われてきた従来の歴史教育に転換が起きたと言える。実際の教科書の叙述に関しては、教育目標との整合性などいまだ課題を抱えているが、検定教科書の導入によって多様な観点による歴史教育への営みが韓国で始まったと言える。また、叙述の中では、元の政治的な干渉と、高麗・元の間の人物的交流を関連させ叙述される教科書も登場したことは注目に値する。

このように、相互作用の結果(過程)として歴史をとらえるようになったことは、韓国の歴史教育目標の変化、さらにその背景にある、民族主義の強い影響を受けていた90年代までの歴史研究への懸念の高まり、「東アジア史」として捉える歴史学視点の導入によって「外国史」としてみなされていたアジア史が注目されるようになった点と関係していることが考察できた。

⁵⁸ 第6次教育課程国史教科書 国사편찬위원회・1종 도서연구개발위원회 1996 『고등학교 국사(상)』 대한교과서주식회사 p.10

【まとめ】

本章を通じ、多文化教育の導入による「韓国の学校」の教育システムにおける変化のうち、外国籍児童・生徒の「教育機会の保障」と「教育内容の修正」の側面について分析を行った。

韓国政府は 1998 年に、それまで韓国の学校での教育の対象としてみなされてこなかった、在外国民や外国籍の児童・生徒の編入学を保障するために、教育法施行令第 19 条（「在外国民の子女の入学手続きなど」）を制定したが、移住児童の教育機会の保障の議論として、外国籍の子どもが入国管理法によって規定される韓国での法的地位によって教育権が侵害されていることが問題提起され続けた。これによって行われた、韓国政府による多文化教育の実施が始まった直後である 2008 年の改正は、移民制度とは別に教育法における子どもの教育権の保障のための措置が必要であるとの判断からなされた法改正である。さらに、2013 年の改正においては「多文化の子ども」のための特別学級の設置を定める項目や、「多文化の子ども」がそれらを選択できる機会を保障する項目が加えられ、子ども自身の教育選択の機会保障が進められた。

また、本章で確認した歴史教科の教育内容の変化は、2007 年の多文化教育の導入の際に、教育課程に多文化に対する理解と尊重を涵養する教育内容を加える必要が注目されたことが反映されたものと捉えられる。2009 年に韓国教育部の教育福祉政策課長が発表した論文においても、文化的多様性を尊重する社会をつくるための認識改善が要求され、「多文化家庭生徒の指導教師、一般学生など国民を対象に「多文化」理解のための」教育が必要であるということが示されている（ジョン・ウホン[2009：127]）。また、多文化教育の捉え方にもこれらが協調されており、政府の報告書や政府機関で出している論文でも「多文化教育とは文化的多様性を理解させる教育、マイノリティの子どもに自身の力量を発揮できる教育活動」であり、「多文化的観点が反映された教育課程、教科書を含む教育システムを構築する」次元の活動と述べられていることが挙げられる。つまり、韓国における多文化教育の導入は、多様な文化背景をもつ「多文化家庭子女」への教育支援の側面のみならず、既存の教育システムの再構築も課題としてみなされており、そのための、教育課程や教科書の改訂が進められている。第 3 章第 2 節で確認した教科書の叙述の変化もこのような文脈を背景としていると捉えられる（ジョン・ウホン[2009：131-132]、キム・スンヒ[2007：620]）。

本章の分析を通じて確認した、従来は「国民教育」の外部に位置づけられてきた外国籍児童生徒の教育機会が国内教育制度の改正を通じ保障されるようになったことや、「国民教育」といわれていた歴史教育の内容に修正が行われていたことは、以上で挙げた韓国における多文化教育の導入に関する研究において多文化家庭子女に対する教育機会の提供と既存の教育内容の問い直しの必要性が注目されたことが、実際学校教育における変化とし

て表れていると捉えられる。

韓国の学校で、多文化教育として多様な文化の紹介などの国際理解教育の実施や、国際結婚家庭子女・外国人労働者の子どもへの韓国語教育や母語・母文化教育を導入することに留まらず、本章で確認したように「教育機会保障」や「教育内容の修正」といった既存の「学校教育」を再考する営みが行われたことは、多文化教育の実践として位置付けられる。

93 頁から 110 頁までは単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定のため、著作権等の理由により非公開とする。

第三部

モンゴル籍児童生徒の教育選択と移動

第5章 外国人子女教育政策と子どもの教育達成

第5章では、韓国の教育システム内で移住児童が抱く教育に対する意識や教育行動に注目し、移住児童の低い教育達成、とりわけ就学問題に焦点をあてる。

外国人子女教育政策が子どもに「教育を通じての包摂と排除」としてはどのような意味を持つのかをみるために、学齢期の子どもがもっている教育意識、学校教育を通しての教育的選択、ライフコースの設計に注目する。教育政策の特徴は、その政策的変化や様相のみでは描けず、その中で起きている個人の教育行動を通じてはじめて（政策研究では見えないもの）可視化されるからである⁵⁹。外国人子女教育政策が個人の教育戦略にどのように関わっているのかをみることで、教育を通じての包摂/排除のあり方を明確にする。「教育を通じての包摂/排除」のあり方が個人にはどのような教育行動をさせているのかを分析するために、韓国の教育システムの特徴が、かれらの教育的選択の決定要因としてどのように作用しているのかを検討し、かれらが学校教育を通じて再生産構造の中にどのように位置づけられているかを考察することが本章の目的である。

第4章では、学歴期にあたる初等・中等教育での多文化教育モデルへの移行を試みている韓国の教育政策の変容の様相に注目した。まだ移行期ではあるが小学校・中学校段階での多文化教育モデルの採択し、さまざまな教育政策を樹立していることを確認した。本章では、小学校・中学校段階の移住児童の教育選択としての就学/不就学に注目する。

1990年代後半以降、外国人労働者の子どもの呼び寄せがおきはじめられたころ、韓国で浮上した移住児童の教育問題は外国人労働者の子どもの深刻な不就学の状況であった。第4章で述べたように、韓国政府は外国籍の子どもの不就学の問題に対し、2003年に教育法施行令第19条を改正し、児童・生徒の滞在資格を問わず韓国の学校への入学を可能とした。しかし、かれらの就学状況をみても、在韓外国籍の子どもの約50%が不就学の状態にあると報告されている。本章は、教育政策の変化にもかかわらず子どもが学校に通っていない現象は起きているのだろうか、という問題意識から、かれらは韓国の学校教育の中でどのような教育意識を持ち、それはかれらの教育達成にどのような影響を及ぼしているのかを問いとして掲げる。

5.1 韓国における外国籍の子どもの就学状況と本章の研究対象

韓国教育部⁶⁰ [2006]の調査による韓国における外国籍の子どもの就学状況をみると、2005年に学齢期の外国人人口（7歳から18歳）は17,287人であったと推定されている。その内、外国人学校の在籍者,800人と韓国の学校へ児童・生徒1,574人を除くと約8,000

⁵⁹ 「人権としての教育」において重要なことは、教育機会へのアクセスに加え、教育の質の面において子どもにとっての「意味のある教育」「周辺的な立場の生徒たちに動機付けとエンパワメント」を可能にする方法である（ジェームズ・A・バンクス[2006: 110-111]）。

⁶⁰ 教育科学技術部 <http://www.mest.go.kr/>（2009年6月10日DL）

人の学齢期の外国籍の子どもが学校に通っていないと推計され、全体の学齢期の外国籍児童・生徒数の50%を超える子どもが学校という「場」の外にいると報告されている。

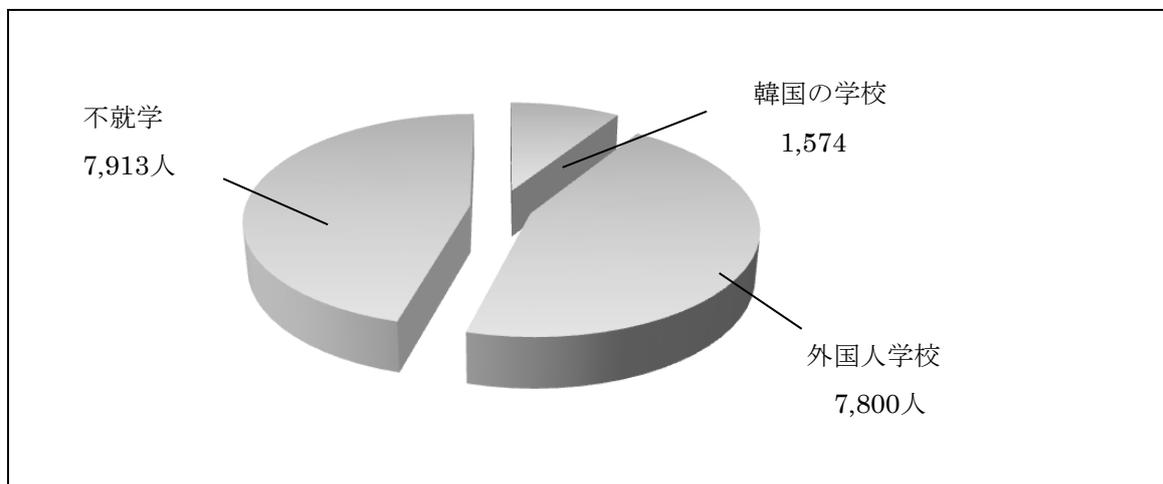


図1 韓国における外国籍の子どもの就学状況（2005年度）

2010年度の国家人権委員会の「移住児童教育権実態調査⁶¹」でも、移住児童の56.5%の子どものみが公教育機関で教育を受けていると報告されている。また、韓国教育部の統計によると、学齢期中途入国の子ども52.2%のみが在籍中である示されている。

表5-1：外国籍児童・生徒の就学者数（韓国の学校のみ）

	初等学校	中等学校	高等学校	合計
2006	1,115	215	61	1,391
2007	755	391	63	1,209
2008	977	314	107	1,398
2009	834	307	129	1,270
2010	1,099	446	203	1,748
2011	1,463	489	262	2,214
2012	1,789	448	326	2,563
2013	3,531	975	500	5,006
2014	3,717	804	422	4,943

出典：「多文化家庭子女現況」（教育科学技術部[2014]）

外国籍の子どものうち不就学の状態であるのは、主に非熟練外国人労働者の子どもであ

⁶¹ 調査対象の移住児童186人中、181人がモンゴルと中国などの外国で出生した中等入国子女であって、入国時の年齢別の分布は11歳（10.6%）、13歳（9.4%）、15歳（9.4%）など10歳以降に入国した場合が69.4%であった。調査対象の56.5%が公教育、22.0%がオルタナティブ教育、21.5%は現在いかなる形の教育機関にも所属していない状態であった（国家人権委員会[2010]）。

ると報告されている(韓国教育開発院[2005])。また、韓国に滞在する非熟練外国人労働者の子女の出身国別の内訳をみると、モンゴルの子どもの割合が大多数を占めている⁶²。モンゴル出身の外国人労働者は在韓登録外国人労働者全体の 2%、不法就労の 4%の 29,230 人であるのに対し、学校に在学する非熟練外国人労働者の児童・生徒のうちモンゴルの子どもが占める割合は最も高い 78%と報告されている⁶³。

外国人労働者の子どもの中には、1)外国人労働者と韓国人との国際結婚より生まれた子ども、2)韓国への移住後、外国人労働者同士の結婚より生まれた子ども、3)出身国で生まれ育ち、両親の出稼ぎでの韓国への移住後、同伴または韓国に呼び寄せられた子どもがいる。

それぞれは、異なった状況(法的地位を含む)に置かれ、それらによる子どもの教育問題もそれぞれ異なった形として表れている。簡単に説明を加えると、第 1 の国際結婚より生まれた子どもは、生まれながら韓国籍を持ち、両親どちらが韓国人なのかによる差異はあったとしてもかれらは韓国語を母語として取得し、当然義務教育の対象となる。第 2 の外国人労働者同士の家庭に生まれた子どもの国籍は、韓国は血統主義に基づく国籍の付与のため、父または母の国籍を取得することとなるが、子ども自身は移住を経験していない。第 3 にあげた出身国で生まれた子どもは、外国籍を持ち、成長の段階で韓国への移住を経験し、韓国語を母語としていない。国際結婚より生まれた子どもを除く場合は、出稼ぎ労働のための韓国の滞在は一時的であり、いずれ本国に戻ることを念頭においている家族である。韓国での非熟練外国人労働者の子どもの法的地位は、雇用許可制度による合法的外国人労働者であっても単身赴任を原則としているため、韓国で滞在する非熟練外国人労働者の家族(子ども)の滞在資格は付与されず、韓国で滞在する非熟練外国人労働者の子どもの殆どは未登録滞在の状態である。

本研究の研究対象は、以上の分類の第 3 にあたる、親の出稼ぎとともに同伴または呼び寄せられた子どもたちで、その中でも最も割合が高いモンゴル籍の子どもに限定し分析を進める。

5.2 先行研究と課題設定：移住児童の「不就学」を捉える視座

韓国における外国人労働者の児童・生徒の教育に関する研究は、主にかれらの教育の実態調査、多文化教育の必要性の考察、そして韓国語教育の方策の確立を目的として行われてきた(教育人的資源部[2006]、ジャン・ウォンスン[2006]、キム・ジョンウォン[2006]、ペ・ウンジュ[2006])。ペ・ウンジュ[2006]は初等学校に在籍している移住労働者の子女が

⁶² 2003年度の国家人権委員会の調査によると、就学/不就学を含めた子どものうち87.8%がモンゴル出身であると報告されている(国家人権委員会[2003])。

⁶³ 近年は、中国籍(朝鮮族を含む)との再婚による国際結婚が増加し、その連れ子の来韓が始まることで、中国人の子ども(韓国籍取得者を含む)が増加し、かれらを指す「中途入国児童」という用語が登場するようになった。

通う学校と支援団体の参与観察、子どもの教育にかかわる教師にインタビューを行い、移住労働者の子どもの教育福祉実態を分析している。年齢に合わない学年の配置、学校内の支援体制の不備、家庭・学校・支援団体の連携システムが形成されていない点などを指摘している。クォン[2006]は国際結婚や外国人労働者の増加による多文化社会の現状に対応するために多文化教育政策の必要性を挙げ、オーストラリアの多文化主義政策の言語政策に焦点をあてて分析を行い、韓国の多文化教育への示唆についての考察を行っている。ソ・ヒョク[2006]は多文化家庭⁶⁴子女の教育現状を調査し、かれらの教育問題をコミュニケーションの問題と捉えた上で、韓国語教育の実態を分析し、韓国語教育方案を提示している。

韓国の外国人労働者の子どもの内、モンゴル籍の子どもの割合が最も高いことから、近年は研究対象をモンゴル籍の子どものみに限定して分析されている研究も行われるようになった。キム・ジョンウォン[2006]はモンゴルから来た外国人労働者の子どもが通っている国内の学校で参与観察、アンケート調査を実施することで、国内の「モンゴル出身の外国人労働者子女」の学校教育実態を分析している。外国人労働者の子どもの教育問題は、外国人労働者の子どもに教育を受ける権利があるという意識が低く、学校側の恩恵による教育の許容として成り立っていること、差異による区分によって発生する差別があることを指摘し、認識転換のための多文化教育の必要性を挙げている。しかし、多文化教育の目標とは「異なった文化、人種、宗教、社会階級に属する集団が平和で調和的な関係を保ちつつ共生する方法について教えること (James A. Banks[2006])」であるとされる。これは反人種主義者たちが批判するように、多文化教育はマイノリティが被っている制度的・構造的差別を考慮していないことから (中島[1998])、外国人労働者の子どもの教育機会の議論としては限界があると言える。

さらに、教育内容の検討、学校の中での外国人労働者の子どもの不適応に関する研究、言語教育など学校教育内容の問題に焦点を当てている研究は、韓国における非熟練外国人労働者の子どもの教育達成の分析の面で限定的である。学習困難やいじめなどの対人関係の問題は移住児童に限定された問題とは言いがたく、成績や友人問題は韓国民の子どもであっても頻繁に起きている問題である。韓国でも受験競争が激しく受験勉強中心となった学校生活のなかでの学業不振や友人関係の問題等は、今日「国民」の子どもの教育問題でもしばしば取り上げられている問題でありながら、韓国の高等学校の段階の高い就学率や(95%以上)低い中退率(1.6%⁶⁵)からわかるように、不就学に至っている数はごく少数である。その反面、外国籍の子どもの不就学は圧倒的に多い。その理由として学業不振や不適応があげられているのは確かであるが、なぜかれらだけ、学業不振や不適応の問題を経験した場合に不就学に陥るのだろうか。学業不振と不適応が必ずしも不就学には繋がらないとす

⁶⁴ ソ・ヒョク[2006]は、「多文化家庭」を国際結婚家庭、外国人労働者家庭、脱北者の家庭と定義している。

⁶⁵ 韓国教育開発院 2009年12月現在。

れば、かれらの不就学は学校の教育問題のみでは分析できず、それらが不就学問題へ簡単に結びつく（結びつきやすい）背景を分析する必要性が浮かび上がる。

日本における移住児童の教育達成を分析した小林[2005]は、滞在の計画が立てられない子どもが高校進学に価値を見いだせないことが低い高校進学率につながっていると指摘している。高校を出てどうなるのだということもわからなく、いつ国に帰るかもしれない子ども達にとって現在の学習が将来のキャリアアップになるという意識が持ちづらいということである。また、竹ノ下[2005]は、出稼ぎのため滞在し、いずれは帰国を念頭におく場合、移住国での子どもの教育に積極的な投資へと向けにくいと述べている。志水らは、このような滞在に関する主観的位置づけを「一時的回帰の物語」として特徴づける。これが移住先での子どもの教育戦略を規定し、子ども・親双方の、日本での教育投資に対して影響していると分析している（志水・清水[2001:201-207]、Tomlinson[1983]）。

佐久間は日本における「外国人の子ども」の不就学を分析するため、「外国人の子ども」が不就学に至る要因を類型化し、本人の学習意欲の欠如による不就学をあげている。もともと本国にいた時から、不就学になっていた子どもが移住後にも不就学という同じような状態に陥りやすいことを示している（佐久間[2006:74-78]）。田房[2005]は、日本におけるベトナム出身者とアメリカに滞在しているベトナム出身者との比較研究を通じ 出身国が同じである人々が移住先での異なる状況について分析している。クンズの指摘によると、難民には出身時期により階層や社会的・文化的背景に差異があり、1975-79年に出国しアメリカに渡ったベトナム難民は階層が高く、受け入れ国での高い教育達成や社会的地位を獲得したと言う（Kunz[1973]）。一方日本に居住しているベトナム出身者は、79年以降に国際移動したものが殆どであり、それ以前に出国したものに比べると教育水準が低く、アメリカで「ロールモデル」の対象となったような層の人々が概して少なかったという。「ロールモデル」は、子どもたちにとって地位達成の「モデル」として参照できる多様な人々がコミュニティ内に存在することにより子どもの進路の選択に影響を与えると述べている。

このような移住児童の教育達成に関する先行研究を踏まえ、在韓モンゴル籍の子どもの教育達成の規定要因を分析することを目的とし、以下の3点の研究課題を設定する。

研究課題 1：在韓モンゴル籍の子どもは、移住国である韓国での教育経験をどのように位置付け、かれらの教育アスピレーションの度合いはどの程度なのか？

研究課題 2：在韓モンゴル籍の家族は子どもへの教育に対しどのような意識を持っているのだろうか？

研究課題 3：韓国の教育制度は子どもの教育達成をどのように規定をしているのだろうか？

5.3. データの概要

韓国にいるモンゴル籍の子どもの中には、韓国の学校に通っているもの、モンゴル学校に在籍しているもの、また、そのいずれの学校にも通っていない子どもがいる。

モンゴル学校は、韓国で外国人労働者の子どもを対象として設立された、最初の外国人学校である。子どもたちの中は、モンゴル学校で韓国語を習得し、韓国の学校へと編入する場合が見られている。1999年より不就学の状態にいるモンゴル人の子ども（8人）への韓国語教育や学習支援の活動から始まり、現在は2005年よりソウル教育庁より外国人学校として認可をもらい、その後モンゴルからのモンゴル外国人学校として認可された。対象の児童・生徒の殆どが非熟練労働の出稼ぎの労働者の子女であるというかれらの経済的背景を考慮し、授業料(給食費込み)は一月60,000ウォン(約4,000円)である。現在韓国にはモンゴル人学校がソウルに1校あり、1年生から9年生の過程の全校の定員は80人である。

本研究は自身のフィールド・データを分析に用いる。

①(韓国の学校に通っている子ども)2009年8月-9月にモンゴル籍の子どもの支援施設である、H団体に所属する55人の子どもを対象として行ったアンケート調査R1⁶⁶(有効回答数41人)【基本属性：男子が46.3%で女子が53.7%、初等学校の児童26.8%、中学校の生徒が41.5%、高校生が19.5%で、その他の教育機関が12.2%人であった。】

②モンゴル人の外国人学校であるM学校に在学している1年生から9年生(全学年)の全児童・生徒73人の保護者を対象に2009年5月-7月に行ったアンケート調査R2(有効回答数59人)【基本属性：男子が40%、女子が60%、初等学校の児童が38.3%、中学校段階の生徒が61.7%であった】。

③不就学の状態にある子どもへのインタビューと、不就学の子どもに教育支援を行っている市民団体(H団体)へのインタビューの結果を中心に分析を進める。

アンケート調査から得たデータの分析の際には、無回答を除いた数を用いることとする⁶⁷。

5.4 在韓モンゴル籍子どもの移住国での教育意識

[本国から形成された学習意欲・学校文化の移住国での教育]

モンゴル学校に通っている子どもたちに対し実施した、モンゴルでの長期欠席の経験の有無の調査⁶⁸(R2調査)によると、来韓前に出身国で長期欠席を経験したものはいなかった。さらに、不就学の状態にいる子ども、もしくは不就学の経験がある子どもへの調査でも、移住前にモンゴルでの不就学を経験したものはなかった。また、モンゴルの本国で

⁶⁶ それぞれのアンケート結果より得られたデータをR1、R2と表記することにする。

⁶⁷ アンケート調査のデータを分析する表には、無回答を除いた回答者数を記入している。

⁶⁸ 質問紙には、病気の理由以外での7日間以上の欠席の経験の有無とその理由を回答してもらった。

の教育状況（就学状況）を見てみると、World Bank のデータによるモンゴルの中高等教育の段階において総就学率は 94%である。世界で最も人口密度が低く、地方の人口は分散して居住し、遊牧民が多いという特徴をもっているにもかかわらず、高い就学率・識字率を達成していると報告されている（駿河・ダイリー[2009:56]）。また、モンゴルの識字率は 2000 年には 98%に達している（VNDP Mongolia[2003]）。このことから、韓国で滞在するモンゴル籍の子どもの不就学・中途退学を、出身国での不就学の経験からの影響とは言いがたく、また、「子どもは学校に行くものだ」という「学校的文化」が社会に浸透していることから、出身国から社会的・文化的に形成された教育アスピレーションの低さとは解釈できない。

【「モデル」の存在・一時的滞在と教育アスピレーション】

出稼ぎ型の外国人労働者の家族の中には、本来短期滞在を予定していたが、子どもが移住国での教育を受け、本国に帰ることを望まないため、そのまま滞在が長期化して定住へとつながる事例は既存の移民の現象において多く見られている。そこで、移住国である韓国の教育システムを受けている子どもたち（韓国の学校に就学している子ども）の滞在希望や就職希望を調査した。

表 5-3：就職を希望する国 R1 N=32

就職を希望する国	韓国	6	18.8%
	モンゴル	16	50.0%
	韓国かモンゴル	3	9.4%
	その他	7	21.9%
計		32	100%

韓国の学校に通っている在韓モンゴル籍の子どもへの調査の結果、将来希望する仕事は様々だが、仕事をする国については、6 人（18.8%）のみが韓国での就職を希望し、モンゴルでの就職を希望しているものが 16 人（50.0%）と最も多い。また、この設問は無回答が最も多かった項目であるが、未定のもが無回答の場合とみなすと、韓国での就職を望むものはさらに低い割合であることがわかる。「韓国かモンゴル」も 3 人（9.4%）いるが、「その他」も多い（7 人、21.9%）。その内訳は、アメリカ（4 人）、海外の様々な国（3 人）である。韓国での就学が韓国での就職に直接結びついておらず、修学後の就職希望先はモンゴルを中心に多様である。

実際、韓国で定住するようになったモンゴル人の地位達成や韓国からモンゴルへの帰国後の進路の研究は行われていないが、本稿での分析の対象とは、実際の成功事例の有無ではなく、成功モデルの子どもの教育達成への影響である。就学している子どもたちのインタビューより以下のようなことが明らかにできる。

- (1) N：韓国で卒業したら（モンゴルに）戻って書記官とかで、国際関係（の専攻に）卒業するとモンゴルで就職が早くできるし、可能性も高いんですよ⁶⁹。
- (2) S：韓国の大学をでると、モンゴルでも認めてくれるんです。就職もいいところまでできるし、また、韓国語がしゃべれるとモンゴルでは就職しやすいです。子ども達は、だからモンゴル学校より、「私、韓国の学校に行ったんだよ」と、人に威張りたくて韓国の学校に通いたがりますね⁷⁰。
- (3) M：ここで大学を出ると、モンゴルでも認められるらしいんですよ。（・・・）ここで大学に行けるから頑張れるんですよ⁷¹⁷²。

在韓モンゴル籍の子どもは、韓国での教育達成が帰国後モンゴルでの自分のライフコースに有利に働き、キャリアアップになることや、またそのようなモデルが存在することに言及している。モンゴルへの帰国を念頭においていたため、学歴効果による地位達成をはかる社会は韓国社会ではなくモンゴル社会であり、かれらのモデルとなっていたのは韓国で定住するモンゴル人のコミュニティではなく、帰国後の成功モデルを自分のモデルとして設定していた。さらに、かれらは、韓国での就職（定住）を望まない場合であっても、モンゴル社会で韓国の学歴が評価されるという「物語」を持っていたために、韓国での教育達成に価値を見出し教育アスピレーション形成にプラスの影響があったと言えよう。これらは、今日みられる韓国への留学生の増加や、2007年1年間にモンゴル国内で、全人口の約1.5%にあたる14,595人が韓国語能力試験を受験したと報告されていることなど、モンゴル社会における韓国の学歴や韓国語の競争力の高まりが読み取れることも、このような成功「物語」の共有を裏付けるものとして想定できる（李[2009]）。

子どもたちが韓国で進学を希望する教育段階を調査したところ、中学校までが10.0%、高校までが20.0%、大学以上が70.0%という結果が出た。日本の児童・生徒の教育アスピレーションに関する調査を行った有田らによると、中学生の高等教育段階までの進学希望は男子の場合は53.9%、女子の場合は66.2%（中村[2002:76-77]）であり、高校生の高等教育までの進学希望は74.1%である（有田[2002:55]）。単純比較は難しいが、韓国に滞在するモンゴル籍の子どもの教育アスピレーションが低いとはいえない。

さらに、滞在希望と進学志望のクロス集計をみると、滞在希望は中学まで～大学卒

⁶⁹ 初等学校の段階で来韓し、外国人学校から韓国の学校へ転入、中学3年のときに中退し、もう一度学校に通い始めている女子へのインタビュー（2009年9月6日実施）。

⁷⁰ M学校教員へのインタビュー（2009年7月5日実施）。

⁷¹ 高校2年生の男子へのインタビュー（2009年9月10日実施）。

⁷² 高校2年生の男子へのインタビュー（2009年9月10日実施）。

業までが 32 名で全体の 82.1%を占めているが、韓国での定住や就職を望まない、もしくは予定していない児童・生徒でも高等教育の段階までを望んでいる割合が高かった。

表 5-4：モンゴル籍児童・生徒の滞在希望 x 進学志望 R1 N=40

		中学校、 高等学校	専門大学(2年制・3 年制)、 4年制大学	大学院 修士課程・博士課 程	合計
全体		12 30.0%	22 55.0%	6 15.0%	40 100%
滞 在 希 望	中学まで	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100%
		5 83.3%	1 16.7%	0 0.0%	6 100%
	高校卒業ま で	4 16.7%	15 62.5%	5 20.8%	24 100%
		1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	5 100%
	大学卒業ま で	0 0.0%	2 100%	0 0.0%	2 100%
		0 -	0 -	0 -	0 -
	親が韓国に 滞在してい る間				
	ずっと韓国 で生活した い				
	今すぐモン ゴルに戻り たい				

以上の韓国在住モンゴル籍の子どもの進学志望の調査の結果により、一時的滞在看込みによる子どもの移住先での教育アスピレーションの低さはみられず、これらによる教育達成への影響とは解釈できない。

5.5 子どもの教育における外国人労働者家族の意識

[移住家族の子どもの教育戦略]

韓国に滞在している出稼ぎ労働者は単身赴任または夫婦のみの滞在が多く見られるなか、モンゴル人の外国人労働者は、韓国への移住後子どもを呼び寄せるケースが多い。そのため、韓国における外国人労働者の子どものうちモンゴル籍の子どもが占める割合が非常に高い。このような現象はなぜおきているのだろうか？外国人労働者の家族は子どもに経済

的な活動を期待し呼び寄せているのだろうか？

子どもの呼び寄せの理由を子どもの保護者への調査を行った結果は以下の通りである。

表 5-5：子どもを連れてきた理由 R2 N=55

モンゴルの文化的特徴から	モンゴルで子どもを預けるところがない	韓国の教育を受けさせるため	帰国した際、特別枠で受験させるため	韓国語の教育のため	韓国でアルバイトをさせるため	その他	計
22	6	22	0	1	0	4	55
40.0%	10.9%	40.0%	0%	1.8%	0%	7.3%	100.0%

子どもを連れてきた（呼び寄せた）理由に、経済的理由（韓国でアルバイトをさせるため）を挙げた人は一人もいなかった。さらに、モンゴル籍の子どもの支援団体のスタッフへのインタビュー調査によると、子どもを呼び寄せるためには、費用として約 4000 ドルから 5000 ドルがかかるという。この金額は、韓国での非熟練外国人労働者の 2-3 ヶ月の賃金に相当する高額である。それにもかかわらず親は「モンゴルの遊牧民族の文化的特徴から」（40.0%）、「韓国の教育を受けさせるため」（40.0%）、「モンゴルで子どもを預けるところがないから」（10.9%）といった理由から子どもを呼び寄せており、韓国で労働をさせるために呼び寄せたケースはなかった。

移住児童の教育支援団体のインタビュー調査より、外国人労働者の子どものうち、来韓後、モンゴル人学校または韓国の学校への編入がすぐに行われず、学校に通うまでに数ヶ月から長い場合は 1 年を超える期間が不就学の状態に置かれていることが明らかになった。

次に、外国人労働者の子どもの保護者に子どもを、韓国に呼び寄せたあと学校に通わせるまでにかかった期間と、その理由について調査した。

表 5-6：学校に通うまでにかかった時間 R2 N=60

1ヶ月未満	1ヶ月以上 ～6ヶ月未満	6ヶ月以上	計
31	24	5	60
51.7%	40.0%	8.3%	100.0%

1ヶ月未満は 31 人（51.7%）だが、1ヶ月以上かかった人が 29 名（48.3%）もいる。「1ヶ月以上から 6ヶ月未満」という広い期間を一つの選択肢にすることで、韓国の学期に合わせるために入学・編入の時期を待っていた子どももそこに含まれてしまう可能性があるが、子どもの来韓とともに速やかに入学・編入の手続きを行っていないものが多数存

在していることがわかる。「時間はかからなかった」と答えた 16 名を除く有効回答者 43 名について、「学校に通うようになるまでに時間がかかった理由」は表 5-7 の通りである。

表 5-7：学校に通うまでに時間がかかった理由 R2 N=59

子どもの入学に関する情報がなかった	子どもが学校に行きたがらなかった	平日に時間がなかったため	経済的な理由	M 学校に入学するため待機	その他	計
20	0	7	0	6	10	43
46.5%	0%	16.3%	0%	14.0%	23.3%	100.0%

学校に入学・編入するまでに時間がかかった理由として、「経済的な理由」を挙げたものは一人もおらず、経済的負担を理由に子どもを学校に通わせなかったり、移住先で経済的役割を担わせられるために子どもの教育機会が制限される状況があるとは解釈できない。学校に行くまでに時間がかかった理由として挙げられたのは、「子どもの入学に関する情報がなかった(46.5%)」、「平日に時間がなかったため(16.3%)」、「M 学校での入学のための待機(14.0%)」という結果が出ており、外国人労働者の子どもの保護者が韓国で子どもの教育に関する情報がないことが、子どもの学校教育へのアクセスを乏しくさせている最も大きい原因となり、子どもの韓国での教育機会を妨げている状況であった。

さらに、移住家族の子どもの教育への意識を検討するため、表 5-4 に挙げた子どもの韓国での進学意欲の調査に加え、親（移住家族）が、子どもに希望する韓国での教育段階を調査した。

表 5-8：子どもと親が希望する子どもの韓国での学歴達成の水準 R1 N=40

	中学校	高等学校	専門大学 (2年制・3年制)	4年制大学	大学院 修士課程	大学院 博士課程	合計
子	4 10.0%	8 20.0%	5 12.5%	17 42.5%	6 15.0%		40 100%
親	3 7.5%	6 15.0%	3 7.5%	24 60.0%	3 7.5%		40 100%

子どもが希望する韓国での教育段階は大学以上が 70.0%であり、子どもの教育に対して移住家族（親）の 78.4%が高等教育段階以上の進学を希望しており、親（家族）は韓国での教育に対し、子どもの進学意欲よりも高い水準を望んでいることがわかる。

5.6 韓国の教育制度と移住児童の就学／不就学

在韓モンゴル籍の子どもの韓国での教育アスピレーションが高く、親の教育熱もあり、韓国の教育制度の変化により外国籍の子どもの韓国の学校への入学・編入が可能となったが、不就学率が高い現象はなぜ現れているのだろうか？子どもの教育において困難な点は何だろうか？かれらの教育機会を妨げているものは何だろうか？

在韓モンゴル籍の子どもの保護者へ韓国での子どもの教育における困難について調査を行い、「困難がない」と答えた回答者 3 名を除く 56 名の回答の結果は以下の表 5-9 の通りである。

表 5-9：韓国での教育における困難 x 滞在資格の有無 N=59（複数回答あり）R2

		教育費の負担	滞在資格による進学困難	将来の設計が不明確	滞在資格による心理的不安	子どもの不適応	学校の先生との葛藤	その他	回答者数
全体		9 16.1%	18 32.1%	10 17.9%	13 23.2%	5 8.9%	1 1.8%	4 7.1%	56
滞在資格	有	6 22.2%	3 11.1%	8 29.6%	2 7.4%	4 14.8%	1 3.7%	4 14.8%	27
	無	3 10.3%	15 51.7%	2 6.9%	11 37.9%	1 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	29

韓国での子どもの教育における困難として、「滞在資格による進学困難（32.1%）」や「滞在資格による心理的不安（23.2%）」があげられており、滞在資格によって限定される進学の可能性が子どもの教育において最も困難な点として存在していることがわかる。さらに、この結果を子どもの滞在資格の有無によって、子どもの教育における困難の差異を比較してみると、滞在資格を持っている子どもの場合は「子どもの将来の設計が立て辛い」がもっとも困難な点であると答えたもの(29.6%)が多く、続いて経済的負担(22.2%)が挙げられている反面、滞在資格を持たない子どもの場合は、滞在資格による進学問題(51.7%)や滞在資格による心理的不安(39.7%)と答えたものが最も多く、滞在資格による教育機会へ影響していることが読み取れる。

次に、不就学の状態にいる子ども、もしくは不就学を経験した子どもへのインタビューからかれらを就学の状態から不就学へと促した背景を分析する。

(4) H：学校は中学のときやめました。どうせ大学にも行けないんだったらお金でも稼ご

うと思って⁷³。

(5) M：卒業しても、高校だけ卒業しても何の役に立たないじゃないですか。そしたら目標がないじゃないですか。

(6) C：ただの紙...修了証を渡されますね。

筆者：卒業証書も普通の紙じゃないですか？

C：でも修了証は通っていた証拠にだけなるで、卒業した証拠にはならないんです。通っていたというだけ⁷⁴。

(7) K：中3の12月に学校をでました。卒業の前に、

筆者：なぜ卒業せずにやめたんですか？

K：どうせ卒業しなくてもたいして変わらないんですよ。モンゴルではここで中学校卒業したのは認定してくれないから、ロシアで卒業したのだけ認めるらしいですよ。他の国のはあまりしてくれないらしいです⁷⁵。

モンゴルに帰国しても韓国での学歴が認定されないことや、さらに、韓国で中学校、高校に就学している子どもでも大学に進学できないということは、高校に通っていることの意味を失わせると述べている。以上の証言は、子どもたちにとって移住国である韓国での「教育経験がいかなる意味を持っているのか」という問題にもつながる。先行研究でも挙げられているように、学校の中で子どもたちは言語的不自由や異文化への不理解という困難を抱えている現状である。だからこそ、子どもたちには、学校が持つ様々な意味の中で、「韓国での学校の経験＝学歴取得による自己実現の手段」という意味を、学校的価値の中心に置いたと思われる。

以上の、子どもたちへのインタビューと、子どもの教育にあたっての困難について保護者へのアンケート調査の結果（表 5-9）より、在韓モンゴル籍の子どもたちの教育達成（就学/不就学の選択）において「進学の可能性」が最も重要な要因となっていることが導かれる。

かれらの「進学の可能性」が妨げられている理由として、モンゴルと韓国の学歴認定の連携が整っていないことがあげられる。韓国の学校に編入し、卒業証書の発給を受けるにはそれまでの学歴の証明が必要となる。しかし、非熟練外国人労働者の場合、先に親の方が韓国に移住したあと、1年から2年後に子どもを呼び寄せるケースが大多数であり、この場合子どもの移住の際に学歴を証明する書類が準備されないまま韓国に入国する子ども

⁷³ 中学校2年間就学後中退した18歳男子へのインタビュー（2009年9月10日実施）。

⁷⁴ 中学3年生の女子へのインタビュー（2009年9月6日実施）。

⁷⁵ 初等学校の時に来韓、中学校の段階で中退16歳女子へのインタビュー（2009年9月11日実施）。

が多いが、移住後にも本国の書類の揃えることには困難を抱える家族が多い。この過程において非熟練外国人労働者の家族の同伴が禁じられていることも影響していると考えられるだろう。本国からの学歴証明書の不備による、卒業証書の発給の問題は、現段階の学習意欲にも影響するが、最も深刻な問題は次の教育段階への進学を困難とさせていることである（崔[2009]）。さらに、モンゴルと韓国との学歴認定の連携体制の問題は韓国への編入の際にのみならず、モンゴルへ帰国後の編入・進学にも困難も引き起こしている。

また、非熟練外国人労働者の子どもの「進学の可能性」を決定しているもう一つの背景は、韓国の大学進学制度である。韓国の大学進学制度は、国家管理型の全国一括で行われている修学能力試験の点数により進学が決まるが、この試験を受けるためには住民番号（外国人登録番号）が必要であるため、滞在資格を持たない生徒の場合は試験を受けることができない。つまり、滞在資格がない子どもには大学への道が閉ざされていることになる。

このような、学歴認定の連携体制の未整備や韓国での大学進学制度による「進学の不可能性」は、現段階の就学への動機付け・学習意欲に影響し不就学へつながる背景として存在していた。

[キャリア形成と教育アスピレーションの維持・就学への動機付け]

(8) P：学校に入れるように支援してあげた子が、学校にも行かず、家出とか…。その子に会って理由を聞いてみると、（…）どうせ大学に入れなければ、お金でも稼がないと思った、と言っていました。でも私がその子に、「約束するよ。うまくできることが必ずあると思うよ。（…）」と言ったら、学校を再び通い始めましたね。今はまじめに学校に通っています。中学2年生です。ここにも（補習教室）にも毎日きて、私のことをよく手伝ってくれています⁷⁶。

(9) M：ここで大学を出ると、モンゴルでも認められるらしいんですよ。どうにかして、大学を出ると、ここにもいられるし、モンゴルにも行けるし。（…）ここで大学に行けるから頑張れるんですよ⁷⁷。

来韓後、滞在資格を得て大学受験が可能となった子どもたちに、自身のライフコースにおけるキャリアアップにつながると思われている韓国での大学の進学が目標となることで、韓国での教育アスピレーションが維持（加熱）され、就学への動機付け・学習意欲に影響しており、不就学を防ぐ装置として働いていた。

モンゴルでは韓国での中等教育段階までの学歴認定は整っていないが、年々モンゴルからの留学生が増加していることから見られるように、高等教育段階（大学・大学院）での韓国での学歴はモンゴル社会で競争力を持っていると言われている。さらに、モンゴル

⁷⁶ H団体の支援者（職員）へのインタビュー（2009年8月31日実施）。

⁷⁷ 高校2年生の男子へのインタビュー（2009年9月10日実施）。

や韓国社会での大卒学歴の有無による賃金格差の現状を踏まえると、韓国での滞在が長期化するにしろ、モンゴルへ帰国するにしろ、子どものキャリア形成にとって「大学」の学歴は重要な位置をしめることになる。

学校に登校するということが、絶対的であり選択の余地がない義務的なものとして成り立たなくなった移動を経験した子どもたちに、大学に行く目標を立てられる＝「自身のキャリアにつながる学歴の取得」として、学校を通うことが手段的価値に結びつき不就学を押しとどめるものとなっていた。

5.7 トランスナショナルな移動と教育権の保障

本章は、韓国におけるモンゴル籍の子どもの就学問題を取り上げ、外国人労働者の子どもの教育問題を学校の教育内容の問題として捉えるのではなく、子どもが教育制度の中でおかれている位置による教育選択とその結果としての教育達成を分析した。本研究により得られた結果から、在韓モンゴル籍の子どもたちと家族には、学校に通うという文化が存在し、地位達成における学歴効果への信念、現在の学歴が将来に有効に働くというモデルの存在から、高い教育アスピレーションが現れていた。

本章の分析では在韓モンゴル籍の子どもの教育達成において、来韓後に全く学校に通っていない子どもへのアクセスには限界があったため、全ての不就学の子どもが、「経済的困難を理由に不就学に陥っているのではない」とは言い難い。しかし、モンゴルの高い就学率や、学校に行くまでかかった理由の調査結果、中退を経験した子どもたちへの調査から、経済的な状況は教育達成における最も決定的な要因とは解釈できず、「家族の教育に対する戦略」によって経済的状況による教育達成への影響の度合いが決定されると捉えられるだろう。

ニューカマーの子どもの教育に関する既存の研究では、移住家族の「一時的な移住（短期移民）」が移住先での教育アスピレーションを冷却しているといわれていた。しかし、「循環移民」かつ「受動的」移民である呼び寄せの移民の子どもであっても、移住国での教育達成（教育アスピレーション）は、一概に低いとはいいがたい。在韓モンゴル籍の子どもの事例では、受動的移民を経験する移住児童であっても、教育戦略を立てていることがみられた。これらの人々の教育戦略は、移住先で取得した学歴の出身国での有効性に左右される（日系人の子どもの違い）とともに、次の移住先（出身国の場合もある）の教育システムにも影響される。

永住を考えていない移住家族であっても教育達成意欲が高いのは、移住国韓国での教育達成がその後の社会移動の機会に効力をもち、社会経済的地位規定効果を発揮しているイメージが共有されているためである。トランスナショナルな移民の時代では、移動性が必ずしも教育アスピレーションを冷却するのではない。状況によっては、教育アスピレーションが高まる場合もあることが本研究より明らかになった。韓国での一時的滞在見込みの

子どもの場合でも、韓国での学歴（大学学歴）がモンゴルで競争力を持っていることが子どもの韓国での進学希望に影響しており、既存の研究で指摘されている一時的滞在による移住国での教育アスピレーションの冷却は見られなかった。むしろ、モンゴルで韓国での学歴が職業的地位達成において有効に働くというモデルの存在によって、在韓モンゴル籍の子どもの教育アスピレーションが加熱されていた。出稼ぎ労働者の家族の、移住国での一時的滞在看込みが一概に子どもの教育アスピレーションの冷却へと働くのではなく、両国間の経済的関係、またそれによる移住国で取得された学歴効果の度合いによって決定されるという知見が本章の分析より得られた。

しかし、本研究の分析により、両国間の学歴認定の連携の問題による卒業認定の可否や、非熟練外国人労働者の子どもにおいて滞在資格によって規定される韓国での大学進学の不可能性は、かれらの学習経験がライフコースにおけるキャリア＝学歴として組み込まれないことを意味し、就学への動機付けや学習意欲の低下を招くことで、教育アスピレーションが教育達成へとつながらず、不就学へと繋がりやすい背景として存在し、高い中退率や低い教育達成に帰結していることが明らかになった。

韓国では、非熟練外国人労働者の子どもの滞在資格は認めないが、それとかわりなく教育機会は提供するという方針がとられている。しかし、かれらの不就学は、韓国で子どもの法的地位による進学制度での排除から進学の可能性が閉ざされることに起因すると言える。

外国籍の子どもの「学習権」の保障を議論するには、入学・編入の許可、言語教育や異文化理解教育の実施といった教育内容や中等教育までの教育機会提供のみではなく、教育による地位達成のキャリアパスの全体像のなかでそれぞれの施策や制度がどのように絡がっているのかいないのかを見なければならない。

129 頁から 166 頁までは単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定のため、著作権等の理由により非公開とする。

資料1

「教育実態に関するアンケート調査」 質問紙

2009年7月実施
M学校（外国人学校）

1. 子供の出生年度: _____年 2. 子供の出生都市: _____

3. 子供の性別 ①男 ②女

4. 子供が韓国に来て何年経ちますか？
①6ヶ月未満 ②6ヶ月以上—1年未満 ③1年以上—3年未満 ④3年以上—5年未満
⑤5年以上

5. 韓国で子どもを教育するのにあたって最も困難な点は何ですか？
①教育費の負担 ②滞在資格がないと韓国の学校へ進学が難しい ③将来の設計が明確に立てられない ④滞在資格による子どもの心理的不安 ⑤韓国社会の異文化認識による子どもの不適応 ⑥学校の先生との葛藤 ⑦その他 _____

6. 子供が韓国に入国後、学校に（韓国学校または在韓モンゴル学校）に入学するまでどれぐらいの時間がかかりましたか？
①1ヶ月未満 ②1ヶ月以上～6ヶ月未満 ③6ヶ月以上～1年未満 ④1年以上～2年未満
⑤2年以上

7. 子どもが学校に通うまで時間がかかった理由は何ですか？
①子どもの滞在資格のため入学ができなかった ②情報がなかった ③滞在資格の露出を防ぐため ④子どもが学校に行きたがらなかった ⑤平日に時間を作れなかった ⑥経済的な理由 ⑦在韓モンゴル学校に入学するため待機していた（待機期間: _____）
⑧時間はかからなかった ⑨その他 _____

8. モンゴルから子どもを連れてきた理由は何ですか？
①モンゴルは遊牧民族の文化的特性があるため家族と一緒に生活しなければいけない ②モンゴルで子どもを預ける場所がない ③韓国の教育を受けさせるため ④モンゴルに帰国した際、特別枠で受験させるため ⑤韓国語の教育のため ⑥韓国でアルバイトをさせるため ⑦その他 _____

9. 在韓モンゴル学校をどのように知り子どもを入学させるようになりましたか？
①インターネットのホームページ ②知り合いの紹介 ③市民団体の紹介 ④教会を通じて ⑤モンゴルにいた時から知っていた ⑥韓国の学校または教育委員会の紹介 ⑦区役

所の案内 ⑧その他_____

10. 保護者は韓国でどんな仕事をしていますか？

父：（ _____ <国籍： _____ >）

母：（ _____ <国籍： _____ >）

11. 子どもの教育権の保障のために必要なことは何だと思いますか？

①子どもの滞在資格の保障 ②中学校までの義務化 ③家族と一緒に暮らす権利保障

④外国人児童・生徒への経済的支援 ⑤モンゴル学校への政府の支援 ⑥その他_____

12. 子どもの教育に関連する制度に対して改善を望む点があれば記入してください。

（ _____ ）

13. 子どもにこれからどのような姿に成長することを望んでいますか？

①韓国とモンゴルの交流ため必要な人 ②モンゴルの発展のための人材 ③韓国社会で成

功する人 ④世界で活躍する国際人 ⑤その他_____

Сайн байцгаана уу Эцэг эхчүүдээ ?

Цаг агаар халуун болж, борооны улирал эхэлж буйтай уялдан, та бүхний эрхэлсэн ажил алба тавлаг тавтай сайхан зуншиж байна уу

Солонгост амьдарч буй гадаад ажилчдын хүүхдүүдийн боловсролын эрхийг хамгаалахын тулд боловсролын орчинг дээшлүүлэх зорилгоор уг судалгааны ажлыг хийхээр шийдлээ

Та бүхэн зав зай муутай хэдий ч, цаашдаа олон гадаад ажилчдын хүүхдүүд Солонгост сэтгэл хангалуун боловсрол эзэмшихийн тулд та бүхний үнэт санаа оноо чухал мэдээлэл болох учраас судалгааг сайтар уншиж, тунгаан бодож, судалгааны асуултанд хариулт өгөхийг хүсье

Та бүхний бөглөсөн мэдээллийн нууцыг чандлан хадгалах бөгөөд өөрсдийн сан ал хүсэлтээ илэн далангүй бичихийг хүсье.

Та бүхэнд баярлалаа

Дунгён их сургуулийн олон улсын нийгэм судлалын ангийн оюутан

Чуй га ён

oceandream39@gmail.com

1. Таны хүүхдийн төрсөн он : _____ 2. Таны хүүхдийн төрсөн хот: _____

3. Таны хүүхдийн хүйс ? ① Эр ② Эм

4. Танай хүүхэд Солонгост ирээд хэдэн жил болсон бэ ?

- ① 6 сар хүрээгүй ② 6 сараас –1 жил ③ 1 жилээс – 3 жил ④ 3 жилээс – 5 жил
⑤ 5 жилээс дээш

5. БНСУ–д хүүхдээ сургахад хамгийн хүндрэлтэй зүйл юу вэ?

- ① Боловсролын төлбөр өндөр ② Визний асуудлаас болоод Солонгос сургуульд ороход хүндрэлтэй ③ Ирээдүйгээ сайн төлөвлөхөд хэцүү ④ Оршин суух эрхийн асуудлаас болоод сэтгэл санааны хувьд таатай бус ⑤ Солонгосын нийгмийн гадаад соёлын талаарх ойлголт учир дутагдалтайгаас шалтгаалаад сургуулийн амьдралд дасан зохицоход хэцүү ⑥ Сургуулийн багш нартайгаа зөрчилдөх ⑦ Бусад _____

6. Таны хүүхэд БНСУ–д ирээд сургуульд(Солонгос сургууль , Монгол сургууль) орох гэж хир зэрэг цаг хугацаа зарцуулсан бэ ?

- ① 1 сар хүрээгүй ② 1сараас – 6 сар ③ 6 сараас –1 жил ④ 1 жилээс – 2 жил ⑤ 2 жилээс дээш

7. Сургуульд орох хүртэл хугацаа зарцуулсан учир шалтгаан нь юу вэ ?

- ① Хүүхдийн оршин суух эрхийн асуудлаас болоод сургуульд элсэн орж болохгүй гэж бодсон ② Мэдээлэл байхгүй байсан учраас ③ Оршин суух эрхийн асуудлаа ил гаргахаас сэрэмжилсэн учраас ④ Хүүхэд маань сургуульд явах дургүй учраас ⑤ Ажлын өдрүүдэд зав байхгүй учраас ⑥ Санхүүгийн асуудлаас болоод ⑦ Монгол сургуульд орохын тулд хүлээж байгаа (Хүлээх хугацаа: _____) ⑧ 1 сар л зарцуулсан ⑨ Бусад _____

8. Та Монгол улсаас хүүхдээ БНСУ– д авчирсан хамгийн гол учир шалтгаан юу вэ ?

- ① Монгол үндэстний нүүдэлчин соёл иргэншил мөн соёлын онцлогтой уялдан гэр бүлээрээ хамт амьдрах хэрэгтэй ② Монголд хүүхдийг харах хүн байхгүй ③ Солонгост боловсрол эзэмшүүлэхийн тулд ④ Монгол буцаж очоод тусгай эрхтэйгээр дээд сургуульд элсэхийн тулд ⑤ Солонгос хэл сурахын тулд ⑥ Солонгост цагийн ажил хийхийн тулд

資料2

「滞在資格の影響に関するアンケート調査」 質問紙

2009年9月実施

H団体（モンゴル籍の子どもの支援施設）

1. 性別 ①男 ②女 _____学校
2. 出生年度 _____年_____月

3. 現在の学年：_____ 4. あたなは韓国にいつ来ましたか？ _____年 _____月

5. 韓国でどの段階までの進学を望みますか？

①中学校 ②高等学校 ③専門大学(2年制, 3年制) ④4年制大学 ⑤大学院修士課程 ⑥
大学院博士課程

5-1. いつからそのように考えましたか？

①モンゴルから韓国に来る前から ②滞在資格が保障されてから ③韓国の学校に通いはじめ
てから ④その他 _____

6. 韓国に入国後、学校に行くまでどれぐらいの期間がかかりましたか？ _____年_____ヶ月

6-1. 時間がかかった理由は何ですか？

①韓国の学校に関する情報がなかったため ②滞在資格のため ③経済的理由により ④韓国
語の勉強のため ⑤親が忙しくて平日に時間が取れなかったため ⑥一ヶ月以上の時間はかか
らなかった ⑦その他 _____

7. あなたは現在韓国で誰と一緒に住んでいますか？ (複数回答可)

①父 ②母 ③兄弟 ④祖父 ⑤祖母 ⑥親戚 ⑦父の友人 ⑧母の友人 ⑨その他_

8. 韓国に来るようになった動機はどれですか？

①モンゴルの遊牧民族の文化的特性から家族と一緒に移動するので ②韓国語を習うため ③
韓国の教育を受けるため ④モンゴルに帰国した際に外国人特別枠で受験するため ⑤モンゴ
ルで面倒を見てくれる人がいなかったため ⑥韓国でアルバイトをするため
⑦ その他 _____

9. 高校に進学するのにあたってビザがあると容易であると思いますか？

①非常にそう思う ②多少そう思う ③関係ないと思う

9-1. そのように思う理由は何ですか？(複数回答可能)

①外国人特別枠での受験ができるから ②奨学金の支援が受けられるから ③滞在資格がある
と入学手続きが順調にできるから ④その他 _____

10. あなたの両親はあなたがどの段階まで進学することを望んでいますか？

- ①中学校 ②高等学校 ③専門大学(2年制, 3年制) ④4年制大学 ⑤大学院修士課程 ⑥
大学院博士課程

11. あなたの両親の国籍は何ですか？

父_____ 母_____

12. 滞在資格が保障された後、学習に影響はありましたか？

- ①すごくあったと思う ②少しあったと思う ③なかったと思う ④わからない

12-1. 影響があったとしたら、どのような影響がありましたか？

- ①高等学校、大進学校への進学が可能になり学習意欲がでた ②将来の設計ができるようになった
③奨学金の支援を受けることで勉強に専念できるようになった ④精神的に安定するようになった
⑤その他_____

13. 韓国で勉強している外国人青少年のために、韓国の教育制度の中で改善してほしい点はどれですか？

- ①学校に在学している学生に滞在資格の保障 ②中学校までの義務化 ③家族がともに暮らす
権利の保障 ④外国人学生にも経済的支援 ⑤滞在資格を問わず特別枠での受験を可能に ⑥
その他_____

14. あなたは次のようなモンゴル人の友達がどれくらいいますか？

	全く いない	少し いる	多い,または 殆どである
学校を卒業せずやめた友達	(1)	(2)	(3)
高校に進学する計画がない友達	(1)	(2)	(3)
長期欠席をしている友達	(1)	(2)	(3)
大学まで進学するつもりがない友達	(1)	(2)	(3)
モンゴルで大学を進学する計画がある友達	(1)	(2)	(3)
学校に通わず仕事している友達	(1)	(2)	(3)
日本やアメリカへの留学を計画している友達	(1)	(2)	(3)

15. あなたは韓国にいつまで滞在したいですか？

- ①中学校卒業まで ②高校卒業まで ③大学卒業まで ④親が韓国に滞在している間 ⑤
ずっと韓国で生活したい ⑥今すぐモンゴル戻りたい

15-1. その理由はなんですか？

16. ビザがなかった時と滞在資格が保障された後が変わったことについて話してください。

17. あなたは将来どのような仕事がしたいですか？ _____

17-1. その仕事はどの国でしたいですか？ _____

17-2. それのために今の学習はそれにつながると思いますか？

①非常にあると思う ②少しあると思う ③ないと思う ④わからない

18. その他ご意見があればご自由にご記入ください。

국내 이주노동자 자녀의 학습권 보장을 위한 연구

안녕하십니까?

이 설문지는 국내에 거주하는 이주노동자 자녀들의 교육의 권리를 보장하기 위한 교육 환경 개선을 위한 연구를 목적으로 만들어진 것입니다.

여러분이 작성한 자료는 철저히 비밀이 보장되므로 평소에 생각하던 대로 솔직하게 대답해 주시면 됩니다.

앞으로 많은 이주노동자 자녀들이 한국에서 보다 편안하고 즐겁게 교육받을 수 있는데 여러분의 의견이 소중한 자료가 될 것입니다. 여러분의 적극적인 협조를 바랍니다.

감사합니다.

동경대학교 국제사회과학
최가영

oceandream39@gmail.com

해당하는 곳에 ○(동그라미) 표시를 해주십시오.

답변은 몽골어, 한국어 중 편하신데로 답변해주시면 됩니다.

1. 성별 ①남자 ②여자 2. 출생년도 _____년_____월
_____학교

3. 현재 학년 : _____학년 4. 당신은 언제 한국에 왔습니까? _____년 _____월

5. 한국에서 어느 단계까지의 진학을 희망하십니까?

①중학교 ②고등학교 ③전문대학(2년제, 3년제) ④대학교(4년제) ⑤대학원 석사과정 ⑥대학원 박사과정

5-1. 언제부터 그렇게 생각했는지요?

①몽골에서 한국에 오기 전부터 ②체류자격이 보장되고 나서부터 ③한국학교에 다니기 시작하면서부터 ④기타 _____

6. 한국에 입국해서 학교에 진학하기까지 얼마나 기간이 걸리셨나요? _____년_____개월

6-1. 시간이 걸린 이유는 무엇입니까?

①한국학교에 대한 정보가 없어서 ②체류자격이 때문에 ③경제적 이유로 인해서 ④한국어 공부를 위해 ⑤부모님이 바쁘셔서 평일에 시간을 내지 못해서 ⑥한달 이상 시간이 걸리지 않았다 ⑦기타_____

7. 당신은 한국에서 누구와 함께 살고 있습니까? (복수응답가능)

①아버지 ②어머니 ③형제, 자매 ④할아버지 ⑤할머니 ⑥기타 가족·친척 ⑦아버지의 친구 ⑧어머니의 친구 ⑨기타_____

8. 한국에 오게 된 동기는 무엇입니까?

① 몽골은 유목민족으로써의 문화적 특성이 있기 때문에 가족이 함께 살아야 하기 때문에 ② 한국말을 배우기 위하여 ③ 한국 교육을 받기 위해서 ④ 몽골로 귀국 시 특례입학을 위해서 ⑤ 몽골에서 돌봐 줄 사람이 없어서 ⑥ 한국에서 아르바이트를 하려고 ⑦ 기타 _____

9. 고등학교에 진학하는 데에 있어 Visa가 있어야 용이하다고 생각하십니까?

①매우 그렇게 생각한다 ②다소 그렇게 생각한다 ③상관이 없다고 생각한다

9-1. 그렇다면 생각하신다면 그 이유는 무엇입니까? (복수응답가능)

①외국인 특별전형 지원이 가능하므로 ②장학금 지원을 받을 수 있으므로 ③체류자격이 있어야 입학절차가 순조롭게 진행되므로 ④기타_____

10. 당신의 부모님은 당신이 어느 단계까지 진학하기를 희망하시나요?

- ①중학교 ②고등학교 ③전문대학(2년제, 3년제) ④대학교(4년제) ⑤대학원 석사과정
- ⑥대학원 박사과정

11. 당신의 부모님의 국적은 어떻게 되십니까?

아버지_____ 어머니_____

12. 체류자격이 보장 된 후 학습에 영향이 있었습니까?

- ①매우 있다고 생각한다 ②조금 있다고 생각한다 ③없다고 생각한다 ④모르겠다

12-1. 영향이 있었다면 어떤 영향이 있었습니까?

- ① 고등학교, 대학교 진학이 가능하게 되어 학습에 의욕이 생겼다 ②장래 설계가 가능해졌다
- ③장학금 지원으로 인해 공부에 전념할 수 있다 ④정서적 안정이 생겼다
- ⑤기타_____

13. 한국에서 공부하는 외국인 청소년을 위해서 한국의 교육제도 중에서 개선되었으면 좋겠다고 생각하는 점은 무엇입니까?

- ①학교에 재학하고 있는 학생의 체류자격 보장 ②중학교까지의 의무화 ③가족이 함께 살 권리 보장
- ④외국인학생에게도 경제적 지원 ⑤체류자격에 관계없이 외국인 특별전형에 응시 가능
- ⑥기타_____

14. 당신은 다음과 같은 친구가 몇 명 정도 있습니까?

	전혀 없다	약간 있다	많다, 또는 대부분이다
학교를 졸업하지 않고 그만둔 친구	(1)	(2)	(3)
고등학교에 진학 할 계획이 없는 친구	(1)	(2)	(3)
장기 결석을 하고 있는 친구	(1)	(2)	(3)
대학까지 진학 할 계획이 있는 친구	(1)	(2)	(3)
몽골에서 대학을 진학 할 계획이 있는 친구	(1)	(2)	(3)
학교에 다니지 않고 일하고 있는 친구	(1)	(2)	(3)
일본이나 미국에서의 유학을 계획하고 있는 친구	(1)	(2)	(3)

15. 언제까지 한국에서 체류하고 싶으신지요?

- ①중학교 졸업까지 ②고등학교 졸업까지 ③대학교 졸업까지 ④부모님이 한국에 계실 때까지
- ⑤계속 한국에서 살고 싶다 ⑥즉시 몽골로 돌아가고 싶다

15-1. 그 이유는 무엇인지요?

参 考 文 献

- 有田伸 (2002) 「教育アスピレーションとその規定構造」 中村高康・藤田武志・有田伸 (編) 『学歴・選抜・学校の比較社会学：教育からみる日本と韓国』 東洋館出版社 pp. 53-72。
- (2006) 『韓国の教育と社会構造：「学歴社会」 への実践的アプローチ』 東京大学出版会。
- Bhalla, Ajit S. and Frédéric Lapeyre (2004) *Poverty and Exclusion in a Global World 2nd Edition*, Palgrave Macmillan= (2005) 福原宏幸・中村健吾訳 『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』 昭和堂。
- Banks, James A. et al. (2005), *Democracy and Diversity: Principles and Concepts for Educating Citizens in a Global Age*, Seattle: University of Washington= (2006) 平沢安政訳 『民主主義と多文化教育：グローバル化時代における市民性教育のための原則と概念』 明石書店。
- Castles, Stephen and Mark J. Miller (2009), *The Age of Migration: International Population Movement in the Modern World 4th Edition*, NY: Guilford Press.= (2011) 関根政美・関根薫監訳 『国際移民の時代 第4版』 名古屋大学出版会。
- Castles, Stephen, Hein de Haas, and Mark J. Miller (2013), *The Age of Migration: International Population Movement in the Modern World 5th Edition*, NY: Guilford Press.
- 崔佳英 (2009) 「韓国における外国人労働者の児童・生徒の教育権」 『相関社会科学』 第18号 pp.87-92。
- (2012) 「韓国における非熟練外国人労働者子女の教育機会：在韓モンゴル籍の子どもの就学と不就学」 今西淳子・ボルジギンフスレ編 『20世紀におけるモンゴル諸族の歴史と文化：2011年ウランバートル国際シンポジウム報告論文集』 風響社 pp.432-466。
- (2013a) 「「歴史」と学校教育：韓国における歴史教科書のモンゴルに関する叙述の分析を通じて」 今西淳子・ボルジギンフスレ編 『チンギス・ハーンとモンゴル帝国：歴史・文化・遺産：2012年ウランバートル国際シンポジウム報告論文集』 Bembi Fund pp. 235-264。
- (2013b) 「国民教育と「民族」歴史」 ボルジギンフスレ編 『新世紀をむかえた日本とモンゴル：第1回日本モンゴル青年フォーラム報告論文集』 Bembi Fund pp.124-134。
- 崔佳英・張元皓 (2015) 「韓国の移民政策：移民送出国から移民受入れ国への変貌」 吉成勝男・水上徹男・野呂芳明編 『市民が提案するこれからの移民政策』 現代人文社 pp. 153-169。

- 江原武一編著（2000）『多文化教育の国際比較：エスニシティへの教育の対応』玉川大学出版部。
- 江原裕美（2011）『国際移動と教育：東アジアと欧米諸国の国際移民をめぐる現状と課題』明石書店。
- Fraser, Nancy and Axel Honneth（2003）*Umverteilung oder Anerkennung?*, Suhrkamp Verlag=（2012）加藤泰史監訳『再分配か承認か：政治・哲学論争』法政大学出版局。
- Gordon, Milton M. (1964), *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins*, Oxford University Press.=（2000）倉田和四生・山本剛郎訳『アメリカンライフにおける同化理論の諸相：人種・宗教および出身国の役割』晃洋書房。
- 樋口直人（2002）「平等な教育機会とは何か：外国人の子どもへの教育に求められるもの」『21世紀兵庫の学校デザイン：理念・調査・提言』兵庫県在日外国人教育研究協議会pp. 9-17。
- Hirayama, K., and Hirayama, H., and Kuroki, Y. (1995), “Southeast Asian Refugee Resettlements in Japan and the USA”, *International Social Work* vol.38, Doshisha University, pp.165-176.
- 乾美紀（2008）「高校進学と入試」志水宏吉編『高校を生きるニューカマー：大阪府立高校にみる教育支援』明石書店 pp. 29-43。
- Isajiw, Wsevolod W. (1974), Definition of Ethnicity, *Ethnicity* vol.1. no.2, New York: Academic Press, pp.111-124.=（1996）青柳まちこ編・監訳「さまざまなエスニシティ定義」『「エスニック」とは何か：エスニシティ基本論文選』新泉社 pp. 73-96。
- 岩田正美（2008）『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 梶田孝道（1994）『外国人労働者と日本』日本放送出版協会。
- （2001）『国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房。
- （2005）『新・国際社会学』名古屋大学出版会。
- 梶田孝道・伊豫谷 登士翁編（1992）『外国人労働者論：現状から理論へ』弘文堂。
- 金井香里（2004）「日本におけるマイノリティの学業不振をめぐる議論」『文部科学省21世紀COEプログラム ワーキングペーパー』vol.10 東京大学大学院教育学研究科基礎学力研究開発センター pp. 1-11。
- 刈谷剛彦（2001）『階層化日本と教育危機：不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂。
- （2008）『学力と階層：教育の綻びをどう修正するか』朝日新聞出版。
- 片瀬一男（2005）『夢の行方：高校生の教育・職業アスピレーションの変容』東北大学出版会。
- 川村千鶴子・近藤敦・中本博皓編著（2009）『移民政策へのアプローチ：ライフサイクル

- と多文化共生』明石書店。
- 金東椿（2005）（水野邦彦訳）『近代のかげ：現代韓国社会論』青木書店。
- 駒井洋（1994）『移民社会日本の構想』国際書院。
- 小内透（2009）『在日ブラジル人の教育と保育の変容』御茶の水書房。
- 講座トランスナショナルな移動と定住第2巻：定住化する在日ブラジル人と地域社会
- 近藤敦（2001）『外国人の人権と市民権』明石書店。
- 高賛侑（1996）『国際化時代の民族教育：子どもたちは虹の橋をかける』東方出版。
- 窪田新一（2009）「在韓モンゴル人研修生」『日本とモンゴル』No.119 第44巻第1号 公益社団法人日本モンゴル協会 pp.116-119。
- Kunz, Egon F. (1973), "The Refugee in Flight : Kinetic Models and Forms of Displacement" *International Migration Review*, Vol.7 No.2, New York: Center for Migration Studies, pp.125-146.
- 李燦雨（2009）「韓国とモンゴルとの関係」『日本とモンゴル』No.118 第43巻第2号 公益社団法人日本モンゴル協会 pp.62-71。
- Luchtenberg, Sigrid (2004) *Migration, Education and Change*, Taylor & Francis = (2008) 山内乾史訳『移民・教育・社会変動：ヨーロッパとオーストラリアの移民問題と教育政策』明石書店。
- 三品昭英（1940）『朝鮮史概説』弘文堂。
- 宮島喬（2005）「学校システムにおける受容と排除：教育委員会・学校の対応を通じて」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育：不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会pp. 37-56。
- （2014）『外国人の子どもの教育：就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会。
- 宮島喬・杉原名穂子・本田量久編（2012）『公正な社会とは：教育、ジェンダー、エスニシティの視点から』人文書院。
- 小島弘道監修 宮寺晃夫・平田諭治・岡本智周著（2012）『講座現代学校教育の高度化：学校教育と国民の形成』学文社。
- 中島智子（1991）「多文化教育をめぐる論争と課題」『西山学報』第39号 京都西山短期大学pp.1-23。
- 中島智子編著（2005）『多文化教育：多様性のための教育学』明石書店。
- 中村高康（2002）「教育アスピレーションの加熱・冷却」中村高康・藤田武志・有田伸編『学歴・選抜・学校の比較社会学：教育からみる日本と韓国』東洋館出版社。
- 太田晴雄（2000）『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院。
- 太田晴雄・坪谷美智子（2005）「学校に通わない子どもたち：不就学の現状」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育：不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会 pp. xx-xx。
- Portes, Alejandro and Rubén G. Rumbaut (1996), *Legacies: The Story of the Immigrant*

- Second Generation, CA: University of California Press.* = (2014) 村井忠政訳
『現代アメリカ移民二世代の研究：移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』
明石書店。
- 歴史学研究会編 (2004) 『歴史教科書をめぐる日韓対話：日韓合同歴史研究シンポジウム』
大月書店。
- 佐竹眞明・メアリー・アンジェリン・ダアノイ (2006) 『フィリピン-日本国際結婚：移
住と多文化共生』めこん。
- 佐久間孝正 (2006) 『外国人の子どもの不就学：異文化に開かれた教育とは』勁草書房。
—— (2007) 『移民大国イギリスの実験：学校と地域にみる多文化の現実』勁草書房。
—— (2011) 『外国人の子どもの教育問題：政府内懇談会における提言』勁草書房。
- 志水宏吉・清水睦美編著 (2001) 『ニューカマーと教育：学校文化とエスニシティの葛藤
をめぐって』明石書店。
- 志水宏吉編 (2009) 『エスニシティと教育』日本図書センター。
- 志水宏吉・山本ベバリーアン・鍛冶致・ハヤシザキカズヒコ (2013) 『「住環する人びと」
の教育戦略：グローバル社会を生きる家族と公教育の課題』明石書店。
- 清水睦美 (2006) 『ニューカマーの子どもたち：学校と家族の間の日常生活』勁草書房。
- 辛響眞 (2011) 『韓国の多文化政策に関する批判的考察』慶応義塾大学湘南藤沢学会。
- 曾和信一 (2004) 『人権教育としての「同和」教育と多文化教育』明石書店。
- 駿河輝和・アマルジャルガル・ダイリー (2009) 「モンゴルにおける教育と労働市場」
『国際協力論集』第16巻第3号pp.51-67。
- 多文化共生センター東京 (2005) 『東京都23区の公立学校における外国籍児童・生徒の教
育の実態調査報告2004 VOL.4』多文化共生センター東京。
—— (2014) 『外国にルーツのある子どもたちの高校進学に関する実態調査報告書』多文
化共生センター東京。
- 竹ノ下弘久 (2005) 「「不登校」「不就学」をめぐる意味世界：学校世界は子どもたちに
どう経験されているのか」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育：不
就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会pp.119-138。
- Tomlinson, Sally and Hilary Tomes (1983), *Ethnic Minorities in British Schools: A
Review of the Literature, 1960-82*, Portsmouth: Heineman.
- 恒吉僚子 (2001) 「教育の国際化と多様な「多文化教育」：日本の教室から」梶田孝道編
著『国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房pp.61-89。
- Vertovec, Steven (2009) *Transnationalism*, Taylor & Francis = (2014) 水上徹男・細萱
伸子・本田量久訳『トランスナショナリズム』日本評論社。
- 王恩美 (2008) 『東アジア現代史のなかの韓国華僑：冷戦体制と「祖国」意識』三元社。
- World Bank (2007) *World Development Indicators 2007*, Washington, DC: World Bank.
- 山本泰 (1993) 「マイノリティと社会の再生産」『社会学評論』44-3 pp.262-281 日本社

会学会。

山脇啓造・横浜市立いちょう小学校編 (2005) 『多文化共生の学校づくり：横浜市立いちょう小学校の挑戦』 明石書店。

[韓国語文献]

- 국가인권위원회 (国家人權委員會) 2003 『국제인권조약 국내이행자료집2003증보판 (國際人權條約國內移行資料集2003增補版)』 국가인권위원회 (国家人權委員會) .
- 강대중 (カン・デジュン) 2013 「중도입국 학생의 학교생활 분석 : 다문화 대안학교 새날학교를 중심으로 (中途入国學生の學校生活分析 : 多文化代案學校セナル學校を中心に)」 『한국실과교육학회지』 第26卷第2号 pp.215-234.
- 강병훈 (カン・ビョンフン) 2001 「대학입시제도 변화에 관한 연구 (大學入試制度變化に関する研究)」 『한국교육연구』 第7卷第2号 pp.19-43.
- 강우철・신형식 (カン・ウチョル&신・ヒョン식) 1990 「남·북한 국사 교과서 (중학교) 의 비교연구 (南・北韓國史教科書 (中學校) の比較研究)」 『한국문화연구원 논총 (韓國文化研究院論總)』 第57卷 이화여자대학교 한국문화연구원 pp.413-444.
- 권기현・이흥재 (クオン・ギヒョン&이・홍제) 2005 「외국인 과학기술 고급인력 국내 유치·활용을 위한 정책대안의 분석 및 평가 : 주거·자녀교육·의료지원 분야를 중심으로 (外國人科學技術人力의國內誘致・活用のための政策代案の分析及び評価 : 住宅・子女教育・醫療支援分野を中心に)」 『한국정책학회보 (韓國政策學 回報)』 第14卷第2号 pp.79-107.
- 권태환外 (クオン・テファン) 2003 『중국조선족 사회의 변화 : 1990년 이후를 중심으로 (中國朝鮮族社會의變化 : 1990年以降を中心に)』 서울대학교 사회발전연구소 (ソウル大學社會發展研究所) .
- 교육과학기술부 (教育科學技術部) 2008 a 『다문화가정 학생 교육 지원 중장기방안 (多文化家庭學生教育支援中長期法案)』 .
- 2008b 『다문화가정 학생 교육지원 계획 (多文化家庭學生教育支援計劃)』 .
- 2009 『다문화가정 학생 교육지원 계획 (多文化家庭教育支援計劃)』 .
- 2010 『10년다문화가정 학생 교육지원 계획 (多文化家庭學生教育支援計劃)』 .
- 2011 『11년다문화가정 학생 교육지원 계획 (多文化家庭學生教育支援計劃)』 .
- 2015 『다문화 학생 교육지원 계획 (多文化學生教育支援計劃)』 .
- 교육인적자원부 (教育人的資源部) 2006a 『다문화가정의 자녀교육 실태조사 (多文化家庭子女教育實態調査)』 .
- 2006b 『다문화가정 자녀 교육지원 대책 (多文化家庭子女教育支援對策)』 .
- 2007 『다문화가정 자녀 교육지원 계획 자료집 (多文化家庭教育支援計劃資料

集)』.

김구진 (キム・クジン) 1988 「高麗時期對外關係의研究方向과 「국사 (国史)」 教科書의叙述」 『역사교육44 (歴史教育)』 pp.127-154.

김기홍 (キム・ギホン) 2012 「한국의 다문화사회 실현을 위한 이론적 연구 : 에스니시티와 다문화주의의 통합을 중심으로 (韓國の多文化社会實現のための理論的研究 : エスニシティと多文化主義の統合を中心に)」 『민주주의와 인권』 第12卷代3号 pp.445-486.

김당택 (キム・ダン텍) 2007 「고려시대사 연구의 쟁점과 과제 (高麗時代史研究の争点と課題)」 역사학회역음 (歴史学会編) 『한국 역사학의 성과와 과제 (韓國歴史学の成果と課題)』 일조각 pp.112-141.

김성국·김종민 (キム・ソングク&키ム·ジョン민) 2006 「동북아 경제중심 국가를 위한 발전전략 : 외국인자녀 교육기관의 개선방안을 중심으로 (東北亜經濟中心国家のための發展戰略 : 外国人子女教育機關の改善法案を中心に)」 『기업경영연구』 第13卷第2号 pp.33-50.

김명정 (キム・ミョンジョン) 2011 「동반 중도입국 자녀들을 위한 다문화교육 (同伴中途入国子女たちのための多文化教育)」 『교육문화연구』 제17제2호 pp.55-76.

김민호 (キム・민호) 2006 「제주 지역 여성 결혼 이민자 자녀의 교육 환경 조사 (濟州地域の女性結婚移民者子女の教育環境調査)」 제주교육대학교 논문집 (濟州教育大学校論文集) 第35集 pp.305-337.

김선미 (キム・ソン미) 2011 「『한국적』 다문화정책과 다문화교육의 성찰과 제언 (『韓国的』 多文化政策と多文化教育の省察と提言)」 『사회교육』 第50卷 第4号 pp.173-190.

김성국·김종민 (キム・ソングク&키ム·ジョン민) 2006 「동북아 경제중심 국가를 위한 발전전략 : 외국인자녀 교육기관의 개선방안을 중심으로 (東北亜經濟中心国家のための發展戰略 : 外国人子女教育機關の改善法案を中心に)」 『한국기업경영학회 (韓國企業經營学会)』 第13卷第2号 pp.33-50.

김수연 (キム・스ヨン) 2000 『한국의 혼혈인 복지정책에 관한 연구 (韓國の混血人の福祉政策に関する研究)』 중앙대학교사회개발대학원 석사학위논문 (中央大学校社会開發大学院修士学位論文) .

김순희 (キム・스니) 2007 「한국 다문화교육의 실제 : 정책 및 프로그램에 반영된 관점을 중심으로 (韓國多文化教育の実態 : 政策お呼びプログラムに反映された觀點を中心に)」 『다문화교육의 이해를 위한 교양교재 저술』 중앙다문화교육 센터.

김양선 (キム・ヤンソン) 2009 『대학의 국제화 전략과 국제화 성과에 관한 분석 (大学の國際化戰略と國際化成果に関する分析)』 서울대학교 교육학과 석사학위논문 (ソウル大学教育学科修士学位論文) .

김영숙·우정환 (キム・ヨンスク&우·ジョンファン) 2012 「다문화가정의 실태와 지

- 원정책 개선방안에 대한 고찰 (多文化家庭の実態と支援政策の改善方案に対する考察)』 『다문화콘텐츠연구』 第13集 pp.69-103.
- 김정혜 (キム・ジョンヘ) 2011 『대학입시에서의 기회균등 선발 효과에 관한 연구 (大学入試における機会均衡選抜効果に関する研究)』 강원대학교 박사학위 논문.
- 김종민 (キム・ジョンミン) 2007 「동북아경제중심국가를 위한 외국인자녀 교육기관 개선방안 (北東アジア経済中心国家のための外国人子女の教育機関の改善方案)」 『기업경제연구원 (企業経営研究)』 第13卷第2号 pp.19-37.
- 김준규 (キム・ジュンギュ) 2010 「화교학교의 역사를 통해서 본 화교문화의 형성과 변화 (華僑学校の歴史を通じてみた華僑文化の形成と変化)」 『지방사와 지방문화』 第13卷第1号 pp.359-402.
- 김정원 (キム・ジョンウォン) 2006 「국내 몽골 출신 외국인 근로자 자녀 학교교육 실태 분석 (国内モンゴル出身外国人勤労者の子女学校教育実態分析)」 『교육사회학연구 (教育社会学研究)』 第16卷第3号 pp.95-129.
- 김형준 (キム・ヒョン준) 2010 『남북한 중학교 교과서의 고려시대 대외항쟁사 서술체제와 내용분석 (南北韓中学校教科書の高麗時代対外抗争史叙述体制と内容分析)』 동국대학교 교육대학원 석사학위논문.
- 김흥기 (キム・ホンギ) 2015 『국내 중도입국자녀의 현황과 문제점에 관한 연구 (国内中途入国子女の現状と問題点に関する研究)』 한국외국어대학교 석사논문.
- 김희용 (キム・ヒヨン) 2011 「공정성 개념 분석과 대학입학사정관 전형의 공정성 확보 방안 (公正性の概念分析と大学入学査定官専攻の公正性確保の法案)」 『교육사상연구』 第25卷第1号 pp.21-50.
- 김희재 (キム・히제) 2015 『다문화가정 자녀의 교육 실태 및 개선방안에 관한 연구 (多文化家庭子女の教育実態および改善方案に関する研究)』 중앙대학교행정대학원 석사학위논문.
- 목승균 (モク・スンギュン) 2007 「대안학교에서 공교육의 대안 찾기 (代案学校で公教育の代案探し)」 『우리교육』 通卷204号 pp.150-153.
- 민가영 (ミン・카ヨン) 2009 「트랜스(trans)개념을 통한 저소득층 십대 이주 여성의 반복적 이주에 관한 연구 : 몽골 이주노동자 자녀들을 중심으로 (トランス概念を通じた低所得層十代の移住女性の反復的移住に関する研究 : モンゴル移住労働者子女を中心に)」 『韓国女性学』 第25卷4号 pp.5-39.
- 민유미 (ミン・유미) 2011 「2009개정 고등학교 『한국사』 교과서의 고려 대외관계 내용 개선방안 (2009改訂高等学校『韓国史』教科書の高麗対外関係内容改善方案)」 이화여자대학교교육대학원 석사학위논문.
- 바트수흐나랑게릴 (バトゥスフナランゲラル) 2014 『한국과 몽골의 출입국관리법 비교 (韓国とモンゴル出入国管理法比較)』 国民大学修士学位論文.
- 박경태 (パク・ギョン테) 1999 「한국사회의 인종차별 : 외국인 노동자, 화교, 혼혈인

- (韓国社会の人種差別：外国人労働者、華僑、混血人)』 『역사비평 (歴史批評)』 通卷48 pp.189-208.
- 2008 『소수자와 한국사회 (マイノリティと韓国社会)』 후마니타스.
- 박광무 (パク・クァンム) 2013 『한국 문화정책론 : 21세기 최강대국의 가장 강력한 아이콘 (韓国文化政策論 : 21世紀最強大国の最も強力なアイコン)』 김영사.
- 박태준·김한별 (パク・テジュン&김・한비올) 2002 「교육적 소외계층에 대한 직업교육 형태 탐색과 시사점 : 학력인정 학교형태 평생교육시설을 중심으로 (教育的疎外階層に対する職業教育形態の探索と示唆点 : 學歷認定学校形態の生涯教育施設を中心に)」 平生教育学研究 第8卷第2号 pp.127-153.
- 박은경 (パク・ウンギョン) 1986 『한국화교의 종족성 (韓国華僑の種族性)』 한국연구원.
- 배은주 (ペ・ウン주) 2006 「이주노동자 자녀들의 교육복지 실태와 주요 쟁점·초등학교를 중심으로 (移住労働者子女の教育福祉実態と重要争点 : 初等学校を中心に)」 『아시아교육연구 (アジア教育研究)』 第7卷第4号 pp.49-85.
- 법무부출입국외국인정책본부 (法務部出入国外国人政策本部) 2015 『2015출입국외국인정책통계연보 (出入国外国人政策通計年報)』.
- 서예란 (ソ・エ란) 2011 「국제교류 참여 대학생 특성에 대한 국제비교: 한국, 중국 대학생을 중심으로 (国際交流参加大学生の特性に対する国際比較 : 韓国、中国大学生を中心に)」 연세대학교교육학과 석사학위논문.
- 서혁 (ソ・ヒョ크) 2007 「다문화 가정 현황 및 한국어 지원 방안(多文化家庭の現状及び韓国語教育の支援法案)」 『인간연구 (人間研究)』 第12卷 pp.1-24.
- 설동훈 (ソル・ドン훈) 2000 『노동력의 국제이동 (労働力の国際移動)』 서울대학교출판부 (ソウル大学出版部).
- 2001 「한국 미등록 외국인 노동자 실태와 대책 (韓国の未登録外国人労働者の実態と対策)」 『사회사상 (社会思想)』 第113号 pp.49-75.
- 2003 『国内居住外国人労働者児童の人権実態調査』 国家人權委員會.
- 손충기 (ソン・츄ン기) 2003 「한국의 대학입학 전형제도의 변천과정 및 발전방향 탐색 (韓国の大学入学の選考制度の変遷過程及び發展方向模索)」 『교육연구 (教育研究)』 第22卷 pp.17-42.
- 송순재 1997 「공교육과 대안학교운동」 『神學과 世界』 第33号 pp.233-263.
- 송유리나 (ソン・유리나) 2012 『외국인 유학생의 대학선택 영향요인 분석 (外国人留學生の大学選択影響要因の分析)』 高麗大学修士學位論文.
- 신수진 (신・스진) 2002 「외국인학교에 얽힌 한국 교육의 문제 (外国人学校をめぐる韓国教育の問題)」 『초등우리교육』 통권 第152号 pp.32-37.
- 안병환 (안·비ョン판) 2009 「다문화교육 현황과 다문화교육 접근방향 탐색 (多文化教育現況と多文化教育接近方向探索)」 『한국교육논단』 第8卷第2号

pp.155- 177.

- 양영자(ヤン・ヨンジャ) 2007 「한국의 다문화교육 현황과 과제(韓國の多文化教育の現況と課題)」 오경석 (オ・ギョンソク) 外 『한국에서의 다문화주의: 현실과 쟁점(韓國での多文化主義: 堅実と争点)』 한울 아카데미(ハヌルアカデミー) pp.197-230.
- 여병창·곽영초 (ヨ・ビョンチャン&クァク・ヨン초) 2012 「1990년대 이후 한국 화교 정책에 대한 다문화적 고찰 (1990年代以降韓國華僑政策に関する多文化的考察)」 『中国学研究』 第59集 pp.211-236.
- 여성가족부 (女性家族部) 2012 『국민 다문화수용성 조사 연구 (國民多文化受容性調査研究)』 연구보고 2012-02.
- 역사학회역음 (歴史学会編) 2007 『한국 역사학의 성과와 과제 (韓國歴史学の成果と課題)』 일조각.
- 오성배 (オ・ソン베) 2006 「국제결혼 가정 자녀의 교육기회 실태와 대안 모색 (國際結婚家庭子女の教育機會の実態と対案模索)」 第12号 pp.33-56.
- 2008 『다문화가정 학생 교육 지원 중장기 방안 마련을 위한 연구 (多文化家庭学生教育支援中長期方案備えのための研究)』 教育科学技術部.
- 2009 「외국인 이주노동자 가정 자녀의 교육 실태와 문제 탐색 (外国人移住労働者家庭子女の教育実態と問題探索)」 『한국청소년연구 (韓國青少年研究)』 第20卷第3号 pp.305-334.
- 윤용혁·문경호 (ユン・ヨンヒョク&ムン・ギョン호) 2011 「국사 교과서 속의 몽골 관련 서술 (国史教科書の中のモンゴル関連叙述)」 『교과교육학연구 (教科教育學研究)』 第15卷 pp.1-26.
- 이경희 (イ・ギョン히) 2010 「다문화가족지원법의 문제점과 개선방향: 다문화가족의 정의 및 범위를 중심으로 (多文化家族支援法の問題点と改善方向: 多文化家族の定義および範圍を中心に)」 『法學論攷』 第32号 pp.509-536.
- 이순임 (イ・스님) 2011 『다문화가정의 교육지원정책 분석 (多文化家庭の教育支援政策分析)』 한국교원대학교 교육정책전문대학원 석사학위논문.
- 이민경 (イ・민ギョン) 2010 「한국 다문화교육정책 전개과정과 담론 분석: 교과부의 다문화가정 자녀교육 지원정책(2006-2009)을 중심으로 (韓國 多文化教育政策の展開過程と言説分析: 教科部の多文化家庭子女教育支援政策 (20 06-2009) を中心に)」 『한국교육』 第37卷 第2号 pp.155-176.
- 이병도 (イ・비온드) 1961 『한국사: 중세(韓國史: 中世)』 을유문화사.
- 이성언·최유 (イ・ソンオン&チェ・유) 2006 『‘다문화 가정 도래에 따른’ 혼혈인 및 이주민의 사회통합을 위한 법제지원방안 연구 (‘多文化家庭到来による’ 混血人及び移住者の社会統合のための法制支援法案研究)』 한국법제연구원.
- 이용재 (イ・ヨン제) 2012 「한국의 대화교정책의 배제의 역학 (韓國の対華僑政策と排除の力学)」 『中国語文学論集』 第72号 pp.399-430.

- 이재광 (イ・ジェクァン) 2004 「한국화교의 역사와 문화정체성 : 화교교육을 중심으로 韓國華僑の歴史と文化生体性 : 華僑教育を中心に」 『中国学研究』 第30集 pp.571-591.
- 이제봉 (イ・ジェボン) 2009 「대학교육에서 기회균형선발제의 근거와 쟁점 (大学教育での機会均衡選抜制の根拠と争点)」 『한국교육논단』 第8卷第1号 pp.125-143.
- 이제분 (イ・ジェブン) 2008 『다문화가정 자녀교육실태 연구 연구보고 (多文化家庭子女教育実態研究報告)』 RR2008-12 한국교육개발원.
- 이중윤 (イ・ジョンユン) 2010 「한국의 다문화정책 관련법에 관한 일 고찰 (韓國の多文化政策関連法に関する一考察)」 『多文化コンテンツ研究』 第4号 (通卷9号) pp.163-185.
- 이혜영 (イ・ヘヨン) 2007 「외국인 근로자 자녀를 위한 한국어 교육 : 재한몽골학교 운영 사례를 중심으로 (韓国人労働者子女のための韓国語教育 : 在韓モンゴル学校運営事例を中心に)」 『이중언어학』 第33号 pp.469-494.
- 장원순 (ジャン・ウォンスン) 2006 「우리안의 차별과 배제, 일상적 삶에서의 다문화 교육 접근법 (われわれのなかの差別と排除、日常生活の多文化教育アプローチ)」 『사회과교육연구』 第13卷第3号 pp.27-46.
- 전경숙 (ジョン・ギョン스크) 2007 『다문화가정 자녀의 학교생활 실태와 정책적 지원방안 (多文化家庭子女の学校生活実態と政策的支援方案)』 경기도가족여성 개발원.
- 2008 「경기도 지역의 다문화가정과 일반가정 청소년의 생활실태조사 : 학교생활과 가정생활을 중심으로 (京畿道地域の多文化家庭と一般家庭青少年の生活実態調査 : 学校生活と家庭生活を中心に)」 『청소년상담연구』 第16卷第1号 pp.167-185.
- 전경옥 (ジョン・ギョン옥) 2010 「다문화 사회의 학교 내 다문화 교육에 관한 연구 : 미국 캘리포니아 주 공립학교 다문화 교육 사례를 중심으로 (多文化社会の学校内多文化教育に関する研究 : アメリカカリフォルニア州公立学校多文化教育事例を中心に)」 『오토피아』 第25卷第2号 pp.41-76.
- 전우홍 (ジョン・우ホン) 2009 「한국의 다문화교육 정책 (韓國の多文化教育政策)」 『다문화사회연구』 第2卷第2号 pp.125-156.
- 정가영 (ジョン・카ヨン) 2008 「재한 몽골 이주 청소년의 자조와 세력화 (在韓モンゴル移住青少年の自助と勢力化)」 『한국사회학회 사회학대회논문집』 pp.465-487.
- 정상우(ジョン・산우) 2008 「'移住兒童'의 基本權 保障에 관한 研究('移住兒童'의 基本權保障に関する研究)」 법제연구(法制研究) 第34号309-345.
- 조정서·유준호·오승아 (チョ・ギョンソ&ユ・준호&오·승아) 2007 「외국인 근로자 가정의 자녀양육과 교육실태 (外国人労働者家庭の子女養育と教育実態)」 『幼児教育学論集』 第11卷第3号 pp.5-25.
- 조상균·이승우·전진희 (チョ・산분&이·승우&ジョン·진희) 2008 「다문화 가정 지원 법제의 현황과 과제 (多文化家庭支援法制の現況と課題)」 『민주主義

- と人権』 Vol.8, No.1, pp.147-174.
- 조승호 (チョ・スンホ) 2011 『다문화가정 자녀를 위한 교육정책 연구 (多文化家庭子女のための教育政策研究)』 한양대학교 행정자치대학원 석사학위논문.
- 차하순 (チャ・ハスン) 2007 「한국 역사학의 유산과 21세기의 과제 (韓国歴史学の遺産と21世紀の課題)」 역사학회역음 (歴史学会編) 『한국 역사학의 성과와 과제 (韓国歴史学の成果と課題)』 일조각 pp.17-40.
- 추명엽 (チュ・ミョンヒョ브) 2001 「고려시기 대외관계사 연구동향과 국사교육 (高麗時期対外関係史研究動向と国史教育)」 『역사교육의 동향과 국사교육 (歴史教育の動向と国史教育)』 솔.
- 최창완 (チェ・찬완) 2013 「입학사정관제 공정성 및 신뢰성 확보 방안 (入学査定官制の公正性及び信頼性確保法案)」 대학교육협의회.
- 최홍엽 (チェ・홍엽) 1997 『외국인 근로자의 노동법상 지위에 관한 연구 (外国人労働者の労働法上地位に関する研究)』 서울대학교 박사학위논문.
- 한국교육개발원 (韓国教育開発院) 2008 『교육정책포럼통권 (教育政策フォーラム通卷) 185』.
- 한국교육개발원 (韓国教育開發院) 2005a 『외국인 근로자 자녀 교육복지 실태 분석연구 (外国人労働者子女の教育福祉実態分析研究)』 韓国教育開發院研究報告書 RR2005 - 5.
- 2005b 『한국교육60년 성장에 대한 통계적 분석 (韓国教育60年成長に対する統計的分析)』 한국교육개발원연구자료RM 2005-00.
- 2008 『교육정책포럼통권 (教育政策フォーラム通卷) 185』.
- 2010 『한국교육개발원 교육여론조사 (韓国教育開發院教育世論調査) KEDI POLL2010』 연구보고 RR2010-03.
- 2011 『공립형 다문화 대안학교 교육과정 총론(시안) 개발 연구 (公立型多文化代案学校教育課程總論 (試案) 開發研究)』 CR2011-8.
- 2014 『한국교육개발원 교육여론조사 (韓国教育開發院教育世論調査) KEDI POLL2010』 연구보고 RR2014-24.

[韓国歴史 (国史) 教科書]

- 국사편찬위원회 · 1종 도서연구개발위원회 1990 『고등학교 국사(상)』 대한교과서주식회사.
- 국사편찬위원회 · 1종 도서연구개발위원회 1996 『고등학교 국사(상)』 대한교과서주식회사.
- 교육과학기술부 2002 『고등학교 국사』 두산동아.
- 한철호 외 5명 2011 『고등학교 한국사교과서』 미래엔 킬처그룹.
- 도면희 외 6명 2011 『고등학교 한국사교과서』 비상교육.
- 이인석 외 5명 2011 『고등학교 한국사교과서』 삼화출판사.

정재정 외 5명 2011 『고등학교 한국사교과서』 지학사.
주진오 외 7명 2011 『고등학교 한국사교과서』 천재교육.
최준채 외 4명 2011 『고등학교 한국사교과서』 법문사.

中央日報 <http://www.jedi.re.kr>
韓國教育開發院 <http://www.kedi.re.kr>
韓國國際教育者協會 <http://kaie.org>
韓國教育科學技術部 <http://www.mest.go.kr>
韓國教育課程評價院 <http://www.kice.re.kr>
韓國教育統計서비스 <http://cesi.kedi.re.kr>
韓國統一部 <http://www.unikorea.go.kr>
韓國統計庁 <http://www.kostat.go.kr>
韓國法務部 <http://www.moj.go.kr>
韓國法制處 國家法令情報센터 <http://law.go.kr>